

平成26年度版

やまなしの環境

2014

山梨県

目 次

第2次山梨県環境基本計画の策定

1 計画策定の考え方	1
2 環境に関する状況	3
3 計画の基本目標・目指すべき将来像	3
4 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割	4
5 環境の保全と創造のための施策の展開	5
6 重点的に取り組む施策	6
7 計画の推進	7

本県の環境の現況と環境の保全と創造のために講じた施策

環境指標の状況について	9
1 全般的な状況	9
2 指標項目毎の状況	10
3 環境指標一覧	12
1 循環型社会システムの確立	14
1 - 1 生活様式の転換の促進	14
1 1 1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発	14
1 1 2 企業、事業者における環境対策への支援等	15
1 - 2 資源の循環的な利用の促進	17
1 2 1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画	17
1 2 2 資源の循環的な利用の促進	19
1 - 3 廃棄物の適正処理の推進	20
1 3 1 一般廃棄物の状況	20
1 3 2 産業廃棄物の状況	22
1 3 3 廃棄物対策	24
1 3 4 廃棄物の不法投棄防止対策	29
2 豊かな自然環境の保全	31
2 - 1 多様な自然環境の保全	31
2 1 1 自然環境の状況	31
2 1 2 自然環境の保全施策	31
2 - 2 野生動植物の保護	36
2 2 1 希少野生動植物の保護	36
2 2 2 野生鳥獣の保護	38
2 - 3 自然公園等の管理	41
2 3 1 自然公園	41
2 3 2 自然環境保全地区等	45
2 - 4 自然とのふれあいの増進	46

2 - 5	環境影響評価制度の実施等	49
1	経緯	49
2	実施状況	50
3	さわやかな生活環境の保全と創造	52
3 - 1	大気汚染の防止	52
1	大気汚染の状況	52
2	大気汚染防止対策	56
3 - 2	水質の保全	60
1	水質の状況	60
2	水質汚濁防止対策	63
3 - 3	化学物質による環境汚染の防止	67
1	化学物質による環境汚染の状況	67
2	P R T R制度(化学物質排出移動量届出制度)	70
3 - 4	騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止	72
1	騒音の状況と対策	72
2	振動の状況と対策	74
3	悪臭の状況と対策	74
4	地盤沈下の状況と対策	75
5	土壌汚染の状況と対策	76
6	公害苦情処理	76
7	工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)	80
8	土地利用の適正化	80
3 - 5	魅力ある景観づくり	82
1	山梨県景観条例に基づく取り組み	82
2	景観の保全・創造に関する施策	83
3	公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)	86
4	屋外広告物の適正化	86
4	地球環境保全対策の推進	87
4 - 1	地球温暖化の防止	87
1	地球温暖化防止対策	87
2	公共交通機関の利用促進	96
3	森林による二酸化炭素の吸収	97
4 - 2	オゾン層の保護対策の推進	98
1	オゾン層の保護対策	98
4 - 3	クリーンエネルギーの活用	99
1	やまなしグリーンニューディール計画及びやまなしエネルギー地産地消推進戦略の推進	99
2	クリーンエネルギーの普及啓発	104
3	既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産	105
4 - 4	国際協力の推進	106
1	国際シンポジウム2013	106
2	イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)活動の推進	107
5	環境教育・環境学習の推進	109
5 - 1	多様な環境教育・環境学習の推進	109
1	環境教育の推進体制	109
2	環境教育の各種施策	110
5 - 2	人材の育成	115

1	環境科学研究所(富士山科学研究所)の取り組み	115
2	森林総合研究所における研修	116
6	自発的な活動の推進	117
6 - 1	環境に関する活動の展開	117
1	参加と連携による環境活動	117
6 - 2	民間環境保全団体の協働の促進	120
1	県民・事業者・行政のパートナーシップの構築	120
2	民間団体の環境保全活動への支援	121
3	桂川・相模川流域環境の保全	123
7	情報の提供	124
7 - 1	環境情報の総合的な収集	124
1	環境情報センター	124
7 - 2	提供体制の確立	125
1	県ホームページ	125
2	環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)	128
8	調査・研究の実施	129
8 - 1	環境モニタリングの実施	129
1	主な環境モニタリングの内容	129
8 - 2	環境科学研究の推進	130
1	環境科学研究所(富士山科学研究所)	130
2	森林総合研究所	131
3	衛生環境研究所	132
4	工業技術センター	132
5	農業関係試験研究機関	133
重点1	富士山の環境保全対策の推進	134
1 - 1	多様な自然環境の保全	134
1	富士山総合保全対策の推進	134
1 - 2	優れた景観の保全	139
重点2	森林、緑地の保全等の推進	140
2 - 1	森林の多面的機能の発揮の促進	140
1	森林区分に応じた森林整備	140
2	間伐の促進	140
3	県有林間伐材の利用推進	141
2 - 2	森林環境教育の推進	141
1	森林総合研究所の森林教育等	141
2	学校林の活用推進	142
3	どんぐりクラブ育成事業	142
2 - 3	緑化の推進	143
1	緑化まつりの開催	143
2	緑の学習の推進	143
3	緑の風景の創造	144
2 - 4	ふれあいの機会の提供	144
1	森林文化の森の整備	144
2	森林公園の管理運営	145

3 「山の日」啓発活動	146
重点3 水環境の保全等の推進	147
3 - 1 水資源の保護活用	147
1 森林の整備	147
2 水源地域緊急整備	147
3 水需給の動態調査	148
4 水源地域における適正な土地利用の確保	148
3 - 2 水辺環境の整備	149
1 内水面利用啓発事業	149
2 水辺環境の整備	149
重点4 環境の保全に資する農業の促進	150
4 - 1 環境保全型農業の促進	150
1 山梨県環境保全型農業基本方針	150
2 環境保全型農業の総合的な推進	150
4 - 2 美しい農村づくりの促進	153
1 環境に配慮した農村の整備(地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型))	153
資料編	
資料1 環境モニタリングの結果	154
1 大気汚染の常時監視結果	154
2 有害大気汚染物質の測定結果	190
3 公共用水域水質測定結果	193
4 水生生物調査	204
5 地下水水質測定結果	207
6 ダイオキシン類常時監視結果	218
7 自動車騒音の常時監視	222
8 地盤沈下の状況	228
資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設	233
1 ごみ焼却施設	233
2 ごみ固形燃料化施設	233
3 粗大ごみ処理施設	233
4 資源化等を行う施設	234
5 し尿処理施設	234
6 埋立処分施設	234
資料3 自然公園等	235
1 自然公園	235
2 自然環境保全地区	236
3 自然記念物	237
4 やまなしの歴史文化公園	238
資料4 温泉の状況	239
資料5 生活排水クリーン処理率	240
資料6 環境関係表彰受賞者	241
資料7 平成25年度環境年表	243
資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針	244

資料9 主な環境基準等	252
資料10 主な環境関係100選	264
資料11 環境行政の推進体制	265
1 本県の環境行政推進組織の推移	265
2 環境関係審議会等の設置状況	266
3 環境保全のための広域的協力推進体制	268
4 市町村の環境行政	270

第2次山梨県環境基本計画の策定

山梨県環境基本条例(平成16年施行)の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として平成17年2月に策定した「山梨県環境基本計画」が、平成25年度に目標年次を迎えるのに伴い、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、平成26年3月、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

こうしたことから、本県では、平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、平成17(2005)年2月に「山梨県環境基本計画」を策定しました。平成25(2013)年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。

(2) 計画の目的

本計画の目的は次のとおりです。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

(3) 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」(平成23(2011)年10月策定)の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画として、「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとしています。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとしています。

(4) 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。本計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとしています。

生活環境	廃棄物、物質循環 等 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等



(5) 計画の期間

本計画は、平成35(2023)年度を目標年次として策定しました。

なお、環境の状況の変化などに対応するため、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行うこととしています。

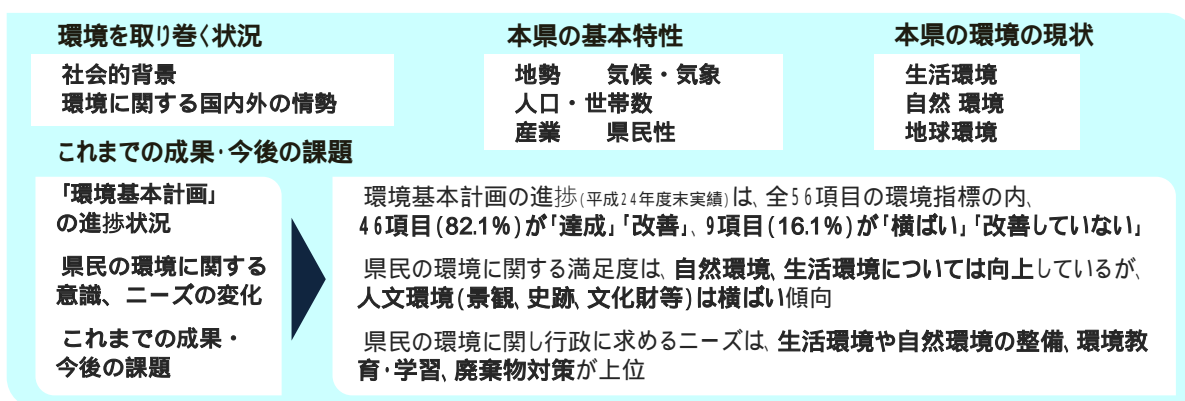
また、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行うこととしています。

(6) 計画の構成

本計画は、全7章で構成しています。

2 環境に関する状況

本計画の策定にあたり、環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の現状、これまでの成果・今後の課題について整理しています。



3 計画の基本目標・目指すべき将来像

(1) 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」(『環境首都・山梨』づくりプラン)平成6(1994)年～、「環境日本一やまなしの確立」(「山梨県環境基本計画」平成17(2005)年～)を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきました。健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとしています。

< 第2次山梨県環境基本計画一 基本目標 >

わ
県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境

県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指し、上記を本計画の基本目標としています。

(2) 4つの目指すべき将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々について、次のとおり目指すべき将来像を定め、施策を展開していきます。

< 第2次山梨県環境基本計画 — 4つの目指すべき将来像 >



環境負荷の少ない
循環型の地域社会



安全・安心で快適な
生活環境



生物多様性に富んだ
自然共生社会



地球環境の保全に
貢献する地域社会

4 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

持続可能な社会の実現のためには、県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全と創造に取り組むとともに、事業者も循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

また、近年では、地域における取組において、環境NPOといった民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者とともに、積極的な環境活動への取組が期待されています。

さらに、県民に最も身近である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全と創造に関する取組を進めていくことが期待されています。

本計画では、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示すとともに、本計画の4つの目指すべき将来像を達成していくための、各主体の取組の基本的な指針を明らかにしています。

① 県民

日常生活に伴う環境への負荷の低減 地域での環境活動への参加 等

② 民間団体

専門的な知識やノウハウを生かして幅広い活動を行うこと
他の主体との連携、他団体との協働・ネットワーク化などを進めること 等

③ 事業者

事業活動に伴う公害の防止 事業活動の各段階における環境への負荷の低減
企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の考え方に基づく
地域の環境保全活動等への協力 等

④ 市町村

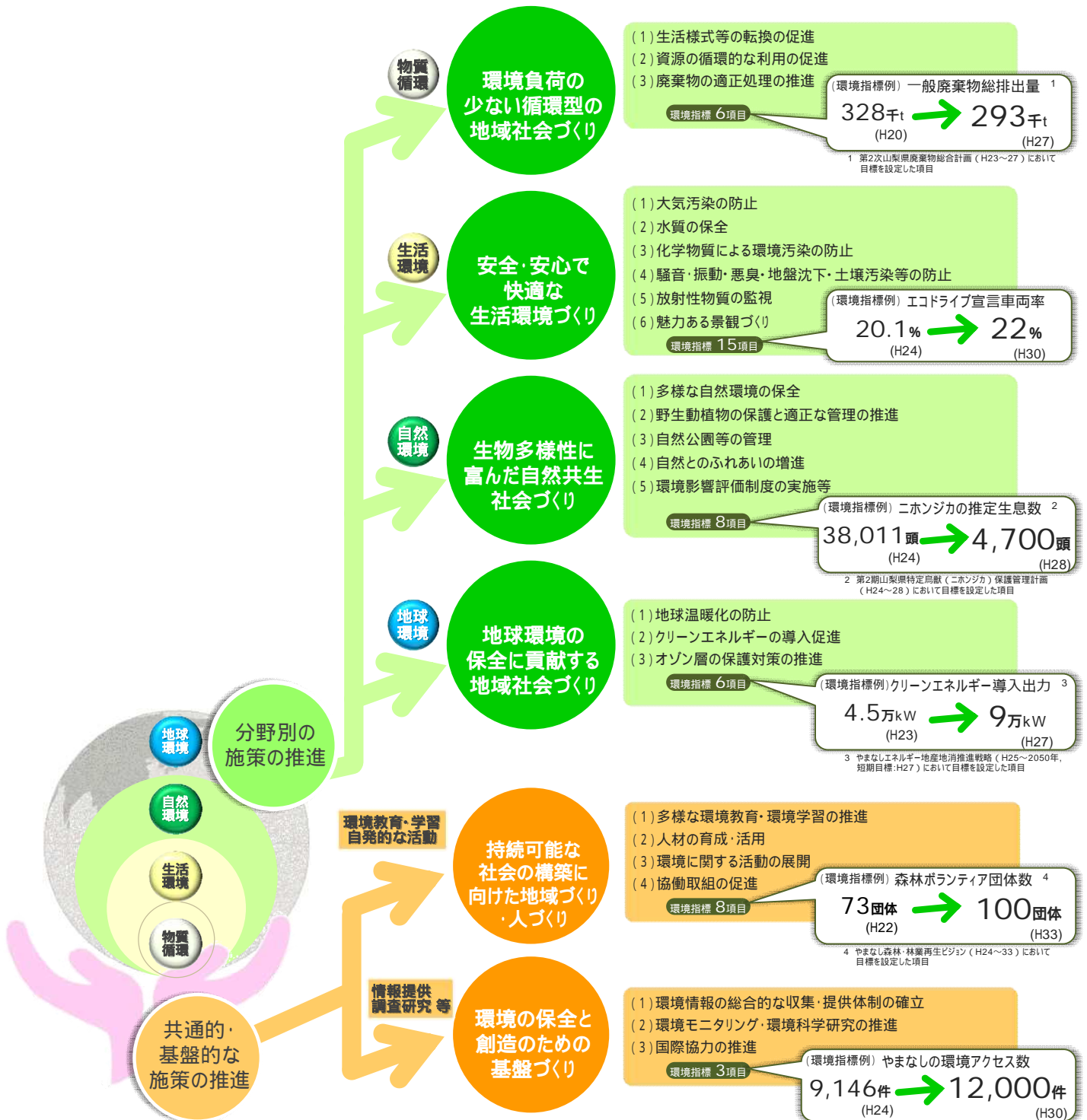
地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造の取り組み
地域住民の環境意識の向上、環境活動の促進のため、環境教育等の普及啓発を推進
市町村自らの事業活動による環境への負荷の低減 等

⑤ 県

本計画の目標達成に向けた施策の総合的、計画的な推進
事業者、消費者としての環境への負荷の低減
各主体との連携による施策の推進、各主体への支援による自主的な取り組みの促進 等

5 環境の保全と創造のための施策の展開

基本的な施策として6分野(24項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、46項目(再掲含む)の環境指標(数値目標)を設定しています。



6 重点的に取り組む施策

重点的に取り組むべき課題について7分野(18項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、30項目(再掲含む)の環境指標(数値目標)を設定しています。

The infographic consists of seven green-bordered boxes, each representing a key strategy. Each box includes a numbered title, a list of actions, and a count of environmental indicators. The strategies are: 1. Safety of Mt. Fuji and surrounding areas (5 indicators), 2. Healthy forests and green spaces (3 indicators), 3. Sustainable water cycle society (5 indicators), 4. Harmonious beautiful prefecture (6 indicators), 5. Waste reduction (6 indicators), 6. Wildlife protection (2 indicators), 7. Energy conservation (3 indicators).

重点	環境分野	重点	環境分野	環境指標
①	物質循環、生活環境、自然環境	富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	(1) 多様な自然環境の保全 (2) 優れた景観の保全 (3) 富士北麓の不法投棄対策の推進	5項目
②	生活環境、自然環境	健全な森林・豊かな緑の保全	(1) 森林の多面的機能の発揮の促進 (2) 森林環境教育の推進 (3) 緑化の推進 (4) ふれあいの機会の提供	3項目
③	生活環境、自然環境	持続可能な水循環社会づくり	(1) 健全な水循環の維持 (2) 水環境の保全 (3) ふれあいの機会の提供	5項目
④	生活環境、自然環境	環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	(1) 美しい景観の保全整備の推進 (2) 環境の保全に資する農業の促進	6項目
⑤	物質循環	廃棄物等の発生抑制等の推進	(1) 発生抑制等に関する役割や取組の明確化 (2) 不法投棄対策等の推進	6項目
⑥	生活環境、自然環境	野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	(1) 野生鳥獣の保護管理の推進 (2) 鳥獣害防止対策の強化	2項目
⑦	地球環境	エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	(1) クリーンエネルギーの導入促進 (2) 省エネルギー対策	3項目

環境の保全と創造のための施策と重点的に取り組む施策との関係

「5 環境の保全と創造のための施策」においては、本計画が対象とする環境の4分野(物質循環、生活環境、自然環境、地球環境)毎の施策及び共通的、基盤的な施策を網羅的に記載しています。

一方、「6 重点的に取り組む施策」では、環境の保全と創造のための施策の中から、特に重点的に取り組む項目を取り上げ、7分野に整理して記載しており、これらの中には、複数の環境分野に関連した項目もあります。

7 計画の推進

(1) 推進体制

庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、平成20(2008)年に庁内に設置した「さわやか・やまなし環境創造本部」において、部局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等とおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

(2) 計画の進行管理

PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をおした進行管理を行うこととしています。

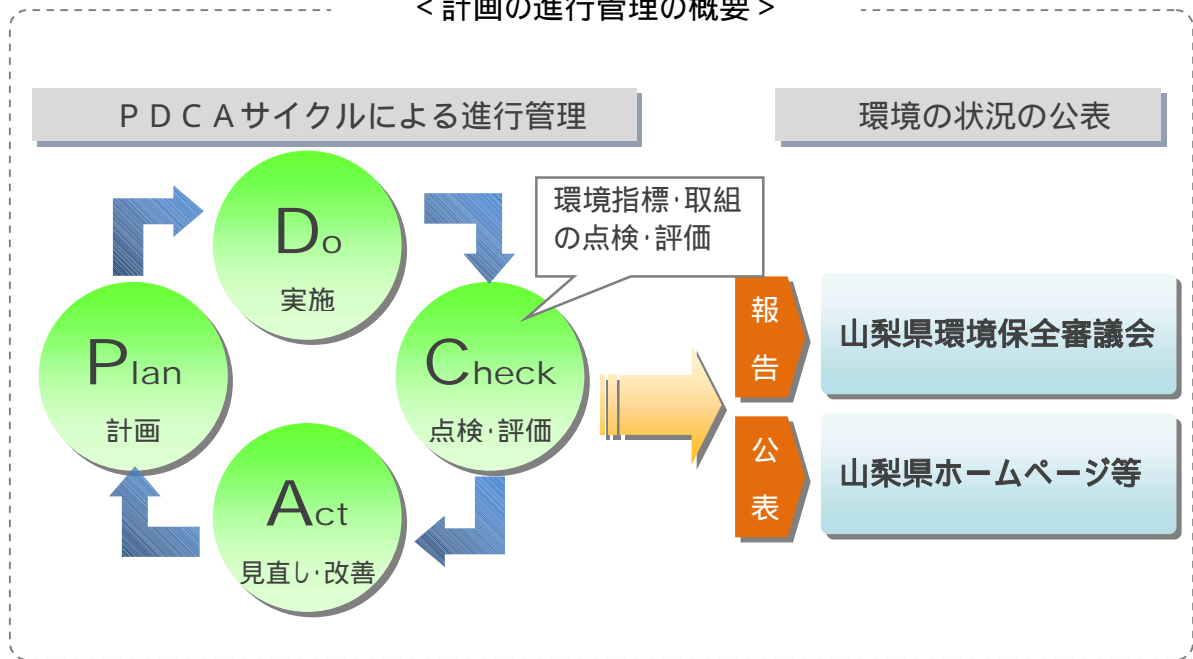
なお、関連計画に基づく指標については、当該計画の目標値等と整合を図るものとし、計画改定等により指標の内容や目標値等が変更された場合は、本計画の指標も連動して変更し、統一した指標での進行管理を行うこととしています。

また、点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討することとしています。

環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会へ報告するとともに、広く県民、事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ることとしています。

< 計画の進行管理の概要 >



本県の環境の現況と環境の保全と創造 のために講じた施策

山梨県環境基本条例(平成16年施行)第9条に基づき、平成25年度における本県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策を取りまとめました。

環境指標の状況について

山梨県環境基本計画(平成17年2月策定)においては、56項目の環境指標を設定しています。

山梨県環境基本計画の計画期間(平成17年度～25年度)及び計画の最終年度である平成25年度末における環境指標の状況は次のとおりです。

1 全般的な状況

環境指標の状況は、目標を達成しているもの、指標が基準値より改善しているもの、指標が基準値から横ばいであるもの、指標が基準値から改善していないもの、特殊な事情により評価できないもの、事業を廃止したもの、に分類し点検・評価を行ってきました。計画期間における「達成」「改善」(及び)が占める割合を施策分野毎に算出した結果は、図表1のとおりです。ほとんどの施策分野で80%以上でしたが、「7 情報の提供」では、36%、「8 調査・研究の実施」では、67%でした。

平成26年3月に策定した第2次山梨県環境基本計画においても、51項目の環境指標を設定し、施策及び事業の成果の定期的な点検・評価をとおした進行管理を行うこととしています。

図表1 山梨県環境基本計画 施策分野毎の環境指標の状況(「達成」「改善」の割合)(平成17～25年度)

施策分野		平均(H17～25)
環境の保全と創造のための施策の展開		
1	循環型社会システムの確立	80%
2	豊かな自然環境の保全	90%
3	さわやかな生活環境の保全と創造	86%
4	地球環境保全対策の推進	83%
5	環境教育・環境学習の推進	85%
6	自発的な活動の促進	97%
7	情報の提供	36%
8	調査・研究の実施	67%
重点的に取り組む施策		
重点1	富士山の環境保全対策の推進	81%
重点2	森林・緑地の保全等の推進	86%
重点3	水環境の保全等の推進	87%
重点4	環境の保全に資する農業の促進	94%
重点5	廃棄物等の発生抑制等の推進	80%
重点6	地球温暖化対策の推進	83%

56項目の環境指標を施策分野毎に分類し、「達成」「改善している」指標が占める割合のH17～25年度平均を表示

2 指標項目毎の状況

計画期間の平成17年度から平成25年度における指標項目毎の状況は、図表2のとおりです。

計画期間を通じて目標を達成した項目は、環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数(No.34)、環境美化活動参加者数(No.41)など11項目(No.7,10,16,17,19,21,26,27,55)でした。

平成25年度末現在、目標を達成しているものは、自然公園等利用者数(No.12)、環境学習指導者派遣回数(No.40)など全56項目中半数強の29項目でした。また、指標が基準値から改善しているものは、県民1人1日当たりごみ排出量(No.2)、やまなし森の教室参加人数(No.35)など12項目でした。

計画期間を通じて指標が基準値から横ばい、あるいは改善していないものは、大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)(No.20)など3項目(No.46,47)でした。

平成25年度末現在、指標が基準値から横ばいだったものは、水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼)(No.24)など2項目でした。また、指標が基準値から改善していないものは、自然監視員委嘱数(No.9)、山梨環境科学カレッジ修了者数(No.39)など12項目でした。

指標が基準値から横ばい、あるいは改善していないものについては、引き続き原因の分析や施策及び事業の見直しを進め、改善を図ることとします。

図表2 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(指標項目毎)(平成17～25年度)

< 評価・分類方法 > 年度毎に目標値に対する達成状況を次のとおり評価して分類

達成 目標値 < 現状値、改善している 基準値 < 現状値 < 目標値、横ばい 基準値 = 現状値、改善していない 現状値 < 基準値、
 特殊な事情により評価できない(1)、- 事業廃止(2)

施策分野	No.	指標の項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1 循環型社会システムの確立	1	一般廃棄物総排出量	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	2	県民1人1日当たりごみ排出量(資源回収されるものを除く。)	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善
	3	一般廃棄物リサイクル率	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	4	産業廃棄物総排出量	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	5	産業廃棄物再生利用量	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	6	産業廃棄物最終処分量	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
2 豊かな自然環境の保全	7	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	8	鳥獣保護区等指定面積	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	9	自然監視員委嘱数	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい
	10	山岳レインジャーの延べ人数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	11	緑サポーター登録者数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	12	自然公園等利用者数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	13	「森林文化の森」パートナー数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	14	富士山山小屋トイレ整備率	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	15	河川水辺環境整備箇所数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
3 さわやかな生活環境の保全と創造	16	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化硫黄)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	17	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(一酸化炭素)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	18	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(浮遊粒子状物質)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	19	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化窒素)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	20	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい
	21	低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	22	エコドライブ宣言車両率	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	23	水質汚濁に係る環境基準達成地点数(河川)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	24	水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼)	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい
	25	生活排水クリーン処理率	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	26	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	27	自動車騒音に係る環境基準達成率(昼夜間とも基準値以下)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	28	電線類地中化延長	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	29	国県指定文化財数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	30	市街地内の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	31	「緑の教室」受講者数	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成

施策分野	No.	指標の項目	H	H	H	H	H	H	H	H
			17	18	19	20	21	22	23	24
4 地球環境保全対策の推進	21	(再掲)低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	■	■	■	■	■	■	■	■
	22	(再掲)エコドライブ宣言車両率	■	■	■	■	■	■	■	■
	32	温室効果ガス総排出量(1)	■	■	■	■	■	■	■	■
	33	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	■	■	■	■	■	■	■	■
5 環境教育・環境学習の推進	31	(再掲)「緑の教室」受講者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	34	環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	35	やまなし森の教室参加人数	■	■	■	■	■	■	■	■
	36	学校林活動実施校数	■	■	■	■	■	■	■	■
	37	親子エコスクール参加者数(2)	■	■	■	■	■	■	■	■
	38	環境科学研究所による学習指導者派遣回数	■	■	■	■	■	■	■	■
	39	山梨環境科学カレッジ修了者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	40	環境学習指導者派遣回数	■	■	■	■	■	■	■	■
6 自発的な活動の促進	41	環境美化活動参加者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	42	土木施設環境ボランティア数	■	■	■	■	■	■	■	■
	43	人口10万人当たりのNPO法人数	■	■	■	■	■	■	■	■
	44	森林ボランティア団体数	■	■	■	■	■	■	■	■
7 情報の提供	45	環境科学研究所来館者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	46	環境情報センター-利用者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	47	環境科学研究所における図書等貸出数	■	■	■	■	■	■	■	■
	48	やまなしの環境アクセス数	■	■	■	■	■	■	■	■
8 調査・研究の実施	49	環境科学研究所研究テーマ数	■	■	■	■	■	■	■	■
	50	環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	■	■	■	■	■	■	■	■
重点1 富士山の環境保全対策の推進	14	(再掲)富士山山小屋トイレ整備率	■	■	■	■	■	■	■	■
	24	(再掲)水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼)	■	■	■	■	■	■	■	■
	51	富士山周辺の環境美化活動参加者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	52	富士山スバルラインのマイカー利用率	■	■	■	■	■	■	■	■
重点2 森林・緑地の保全等の推進	11	(再掲)緑サポーター登録者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	13	(再掲)「森林文化の森」パートナー数	■	■	■	■	■	■	■	■
	30	(再掲)市街地内の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	■	■	■	■	■	■	■	■
	33	(再掲)森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	■	■	■	■	■	■	■	■
	36	(再掲)学校林活動実施校数	■	■	■	■	■	■	■	■
	44	(再掲)森林ボランティア団体数	■	■	■	■	■	■	■	■
重点3 水環境の保全等の推進	53	新規林業就業者数	■	■	■	■	■	■	■	■
	15	(再掲)河川水辺環境整備箇所数	■	■	■	■	■	■	■	■
	23	(再掲)水質汚濁に係る環境基準達成地点数(河川)	■	■	■	■	■	■	■	■
	24	(再掲)水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼)	■	■	■	■	■	■	■	■
重点4 環境の保全に資する農業の促進	25	(再掲)生活排水クリーン処理率	■	■	■	■	■	■	■	■
	54	水源の森づくり面積(育成複層林面積)	■	■	■	■	■	■	■	■
	55	エコファーマー認定者数	■	■	■	■	■	■	■	■
重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進	56	甲斐のこだわり環境農産物認証件数	■	■	■	■	■	■	■	■
	1	(再掲)一般廃棄物総排出量	■	■	■	■	■	■	■	■
	2	(再掲)県民1人1日当たりごみ排出量(資源回収されるものを除く。)	■	■	■	■	■	■	■	■
	3	(再掲)一般廃棄物リサイクル率	■	■	■	■	■	■	■	■
	4	(再掲)産業廃棄物総排出量	■	■	■	■	■	■	■	■
	5	(再掲)産業廃棄物再生利用量	■	■	■	■	■	■	■	■
重点6 地球温暖化対策の推進	6	(再掲)産業廃棄物最終処分量	■	■	■	■	■	■	■	■
	21	(再掲)低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	■	■	■	■	■	■	■	■
	22	(再掲)エコドライブ宣言車両率	■	■	■	■	■	■	■	■
	32	(再掲)温室効果ガス総排出量(1)	■	■	■	■	■	■	■	■
	33	(再掲)森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	■	■	■	■	■	■	■	■

1 H21の指標No.32(温室効果ガス総排出量)は、中越沖地震により柏崎原発が全面停止となり、電気に係るCO₂の排出源原単位が大幅に増加したため、「特殊な事情により評価できない」とした。
 2 指標No.37(親子エコスクール参加者数)は、事務事業の見直しにより「環境学習における指導者派遣事業」(H21～)で所期の目的が達成できるため、事業を廃止した。

図表3 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(図表2の集計)(平成17～25年度)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
■ 目標を達成しているもの	18	25	23	29	32	32	29	29	29
■ 指標が基準値より改善しているもの	19	20	23	21	18	17	18	17	12
■ 指標が基準値から横ばいであるもの	13	8	6	4	1	2	1	1	2
■ 指標が基準値から改善していないもの	6	3	4	2	3	4	7	8	12
■ 特殊な事情により評価できないもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0
■ 事業を廃止したもの	0	0	0	0	1	1	1	1	1

3 環境指標一覧

図表4 山梨県環境基本計画 環境指標一覧(25年度)

基準値、現状値及び目標値のカッコ内は年度。カッコ書きがない目標値は計画最終年度(H25)の目標。

	指標の項目	基準値	現状 (平成25年度末)	目標値	推進 状況	備考(平成25年度末)
1	一般廃棄物総排出量	328千t(H20)	314千t(H24)	293千t(H27)	↗	
2	県民1人1日当たりごみ排出量 (資源回収されるものを除く。)	984g/日(H20)	949g/日(H24)	897g/日(H27)	↗	
3	一般廃棄物リサイクル率	18.5%(H20)	17.3%(H24)	25%(H27)	↘	集団回収量(市町村の資源化物の分別収集とは別に行われている地域の自治会などが行う資源回収)の減少や焼却施設(中間処理施設)における資源化の低迷等が要因。
4	産業廃棄物総排出量	1,841千t(H20)	1,794千t(H24)	1,764千t(H27)	↗	
5	産業廃棄物再生利用量	920千t(H20)	864千t(H24)	882千t(H27)		
6	産業廃棄物最終処分量	144千t(H20)	198千t(H24)	105千t(H27)	↘	再生利用される量が少ない鉱業の汚泥が増加したため、最終処分量が増加。
7	自然環境保全地区面積 (自然造成地区は除く。)	3,650ha(H15)	3,650ha(H25)	3,650ha		
8	鳥獣保護区等指定面積	77,227ha(H15)	74,795.9ha(H25)	74,795.9ha(H28)		
9	自然監視員委嘱数	216人(H16)	183人(H25)	250人	↘	募集・再募集を行っているが定員に満たない状況。
10	山岳レインジャーの延べ人数	312人(H19)	228人(H25)	228人		
11	緑サポーター登録者数	60人(H15)	194人(H25)	360人	↗	
12	自然公園等利用者数	3,381万人(H14)	4,637万人(H25)	3,653万人		
13	「森林文化の森」パートナー数	5団体(H15)	15団体(H25)	15団体		
14	富士山小屋トイレ整備率	33.3%(H15)	100%(H25)	100%		
15	河川水辺環境整備箇所数	67箇所(H15)	83箇所(H25)	90箇所	↗	
16	大気汚染に係る環境基準達成測定局数 (光化学オキシダントのみ短期的評価、 その他は長期的評価)	二酸化硫黄 3測定局中3測定局(H15)	3測定局(H25)	3測定局		
17		一酸化炭素 2測定局中2測定局(H15)	2測定局(H25)	2測定局		
18		浮遊粒子状物質 12測定局中12測定局(H15)	10測定局(H25)	12測定局	↘	笛吹局、南部局で非達成。年間の平均値では、両局とも、環境基準値(0.1mg/m ³)以下であったが、環境基準を超える日が2日連続あったため、非達成。
19		二酸化窒素 11測定局中11測定局(H15)	11測定局(H25)	11測定局		
20	光化学オキシダント 10測定局中0測定局(H15)	0測定局(H25)	達成率の向上を図ります。	→		
21	低公害車導入台数 (軽自動車を除く。)	49,940台(H15)	37,818台(H24)	増やします。		当該指標の基となる国土交通省の調査において、平成24年度から、「低公害車」の対象が変更となったため、平成23年度までと単純比較はできないが、H24年度の低公害車新規登録車両数が15,967台にのぼり、前年度から純増していると推測されることから、目標値達成とした。
22	エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	20.2%(H25)	16%		
23	水質汚濁に係る環境基準達成地点数	河川22地点中18地点(H15)	19地点(H25)	22地点	↗	
24		湖沼5地点中3地点(H15)	3地点(H25)	5地点	→	
25	生活排水クリーン処理率	63.9%(H15)	79.7%(H25)	82%	↗	
26	ダイオキシン類の環境基準達成地点数 (大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H15)	すべての調査地点で達成(H25)	すべての調査地点で達成		
27	自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜間とも基準値以下)	(面的評価)73.6%(H15)	94.82%(H25)	達成率の向上を図ります。		
28	電線類地中化延長	38.1km(H15)	98.5km(H25)	78km		
29	国県指定文化財数	638件(H15)	679件(H25)	688件	↗	
30	市街地の人口1人当たりの 身近な公園の整備面積	1.7㎡(H15)	2.02㎡(H25)	2.0㎡		

環境指標の状況について

基準値、現状値及び目標値のかっこ内は年度。かっこ書きがない目標値は計画最終年度（H25）の目標。

指標の項目	基準値	現状 (平成25年度末)	目標値	推進 状況	備考(平成25年度末)
31 「緑の教室」受講者数	641人(H15)	855人(H25)	1,000人	➤	
32 温室効果ガス総排出量	6,983千t-CO2(H17) (6,665千t-CO2(H22))	7,121千t-CO2(H23) 6,557千t-CO2(H23)	6,041千t-CO2(H24) 5,809千t-CO2(H32)	➤ ➤	東日本大震災の影響等に伴う原子力発電所の停止により、火力発電による発電量が増加し、電力の排出係数が悪化したことが主な原因。 下段は、電力排出係数を温暖化対策実行計画(H26年3月策定)の基準年であるH22年度の値に固定して算出した場合の数値。
33 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	676千t-CO2(H17)	962千t-CO2(H25)	942千t-CO2(H24)		
34 環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	18,547人/年(H15)	25,412人/年(H25)	19,000人/年		
35 やまなし森の教室参加人数	10,000人/年(H15)	11,983人/年(H25)	20,000人/年	➤	
36 学校林活動実施校数	23校(H14)	38校(H25)	46校	➤	
37 親子エコスクール参加者数	40人(H16)	-	80人	-	
38 環境科学研究所による学習指導者派遣回数	11回(H15)	77回(H25)	15回		
39 山梨環境科学カレッジ修了者数	24人(H15)	22人(H25)	24人	➤	年間を通して広報活動を行ったが、基準値の受講者数を下回った。
40 環境学習指導者派遣回数	40回(H16)	69回(H25)	40回		
41 環境美化活動参加者数	370,647人(H14)	555,114人(H25)	400,000人		
42 土木施設環境ボランティア数	16団体(H15)	91団体(H25)	86団体(H26)		
43 人口10万人当たりのNPO法人数	10.6法人(H15)	47法人(H25)	40法人		
44 森林ボランティア団体数	18団体(H15)	86団体(H25)	50団体		
45 環境科学研究所来館者数	46,266人/年(H15)	39,548人/年(H25)	50,000人/年	➤	H25.6に富士山が世界文化遺産に登録され、近隣の構成資産等に来客が集中したことや市町村の同様の施設が充実してきたことが、来館者の減少に影響しているものと考えられる。
46 環境情報センター利用者数	13,671人/年(H15)	5,465人/年(H25)	19,000人/年	➤	環境学習プログラム参加者の情報センター利用率が低く、H19以来基準値を下回っている状況。
47 環境科学研究所における図書等貸出数	図書2,442冊、ビデオ679本(H15)	図書1,741冊、ビデオ270本(H25)	図書2,900冊、ビデオ760本	➤	環境情報センターの利用者数減少に伴い、図書等貸出数も基準値を下回っている。
48 やまなしの環境アクセス数	-	6,585件/年(H25)	12,000件/年	➤	
49 環境科学研究所研究テーマ数	27テーマ(H16)	24テーマ(H25)	27テーマ	➤	研究テーマの新陳代謝(新テーマ8、終了テーマ9)により、前年度から1テーマ減となった。
50 環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	130人(H16)	302人(H25)	130人		
51 富士山周辺の環境美化活動参加者数	29,000人/年(H15)	12,521人/年(H25)	30,000人/年	➤	これまで富士山五合目で行われていた1万人規模の大型イベントが開催されなかったことが主な要因。
52 富士山スバルラインのマイカー利用率	29%(H22)	22%(H25)	前年より低くする。		
53 新規林業就業者数	41人(H15)	54人(H25)	50人		
54 水源の森づくり面積(育成複層林面積)	8,000ha(H15)	17,557ha	17,000ha		
55 エコファーマー認定者数	2,080人(H15)	7,738人(H25)	4,000人		
56 甲斐のこだわり環境農産物認証件数	年間22件(H15)	年間14件(H25)	年間100件	➤	化学合成農薬と化学肥料をさらに削減した取り組み(有機栽培、特別栽培)への移行等により、基準値を下回った。

推進状況の凡例

	目標を達成しているもの
➤	指標が基準値より改善しているもの
➡	指標が基準値から横ばいであるもの
➤	指標が基準値から改善していないもの
-	事業を廃止したもの

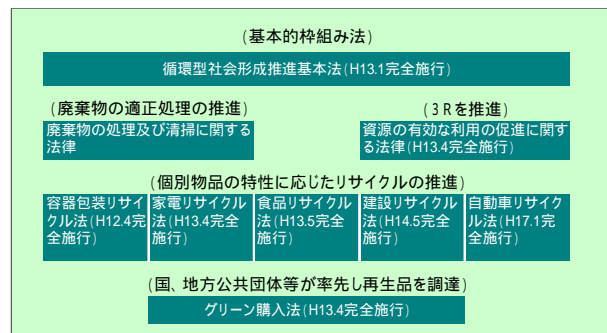
1 循環型社会システムの確立

1 - 1 生活様式の転換の促進

1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発(森林環境総務課)

(1)ごみ減量化等の経緯

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。この法律では、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されているとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1-発生抑制、2-再使用、



3-再生利用、4-熱回収、5-適正処分という順位とされました。また、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が一部改正され、平成12年6月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が公布されました。これは、循環型社会を形成していくために必要な3R¹の取り組みを総合的に推進するための法律です。

ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす工夫をし(リデュース)、さらには何度も繰り返して使い(リユース)、そのうえで、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化(リサイクル)することが必要です。

(2)普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及啓発活動等を行いました。

ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

やまなし環境月間(5月30日～6月30日)、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)を中心として、平成25年度に次のキャンペーン等を実施しました。

消費者団体など関係団体等と連携して、駅・スーパーマーケットの店頭等で、啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。
各市町村においても、ごみの一斉収集活動や各種イベント開催時等に地域住民等に呼びかけた。

¹ Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)

ポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止と3R推進の普及・啓発活動の一環として、昭和57年度から県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象にポスター・標語コンテストの募集を行っています(平成25年度で32回目)。平成25年度は、ポスター697点、標語3,417点の応募があり、優秀作品を表彰するとともに、関東甲信越静環境活動推進連絡協議会のコンテストに応募出品しました。

マイバッグの利用推進

レジ袋、包装紙等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機とするため、消費者、事業者に買い物袋(マイバッグ等)の持参や簡易包装への協力等を呼びかけており、毎年10月を環境にやさしい買い物キャンペーン月間として、マイバッグ等の利用促進を目的とした啓発キャンペーンの実施や県・市町村の広報媒体を活用した普及啓発を行っています。

また、平成19年度から、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして設立された「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会」と協働し、レジ袋無料配布中止などレジ袋を削減する運動を推進するとともに、平成22年度から、「やまなしエコライフ県民運動」の7つのエコ活動の一つとして、「マイバッグ運動」を推進しています。

省資源・省エネルギー運動の推進

省資源・省エネルギーの重要性や環境にやさしいライフスタイルの定着についての意識啓発を図るため、次のとおり月間キャンペーン等を実施しました。

10月の「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間において、テレビ・ラジオのスポット放送やポスター掲示等により、環境配慮型商品や省エネ製品の積極的な選択等について、消費者への呼びかけを行いました。

環境にやさしいイベントの推進

県内では、県や各種団体等により、年間を通じて様々なイベントが開催されています。イベントは、多くの人に参加し、華やかなものですが、一方で多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

2 企業、事業者における環境対策への支援等

(1) 多量排出事業者排出抑制推進事業(環境整備課)

県内の事業者の産業廃棄物(事業系一般廃棄物を含む)の発生抑制に関する積極的な取り組み状況を公表し、適正な取り組みを行った事業者を認定することにより、事業者の発生抑制に向けての取り組みを支援します。

平成25年度は、62事業者(建設業43社、製造業15社、その他4社)が参加し、発生抑制の取り組み状況や削減目標の達成状況、廃棄物の適正処理の状況などを確認し、平成26年度において、各事業者の積極的かつ適正な取り組みが認められた事業所に対して認定を行います。

(2)ISO14000シリーズ指導事業(産業集積課)

各企業の環境保全に関するISO14000シリーズの取得を支援するため、民間コンサルタントの専門家を取得希望中小企業に派遣しています。

(3)金融面における支援(商業振興金融課)

本県では「山梨県商工業振興資金融資制度」の中に「環境・雇用対策資金(環境対策融資)」を設け、中小企業を対象とした低利融資の仕組みを整えています。

融資の概要

環境対策融資

融資対象

資本金又は出資金が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人、個人及び組合

対象施設

- ・事業活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設・設備
- ・代替フロン・脱フロン型物質を使用し、又は特定フロン等を回収するための施設・設備
- ・ISO14000の認証取得、HACCPシステムを導入し、総合衛生管理製造過程の承認取得のための資金
- ・リサイクル等に資する施設・設備
- ・国土交通大臣が認定した低公害車を購入又はその燃料充填設備(ガソリン、軽油及びLPGを除く)の整備
- ・知事が認定した粒子状物質減少装置の整備
- ・環境保全、環境に対する負荷を軽減するための山小屋等のトイレ整備
- ・許可を受けた一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の整備及び変更許可を受けた既施設の改築
- ・産業廃棄物を自ら処理するのに必要な施設・設備
- ・省エネルギーに資する施設・設備

融資条件

- ・利率 責任共有2.0% 全部保証1.8%(山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合2.1%)
- ・貸付限度額 設備資金 5,000万円以内
 - (省エネルギー対策関係)
設備資金 1億円以内
 - (産業廃棄物処理対策関係)
設備資金 2億円以内
運転資金 2,000万円以内
- ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内
- ・償還期間 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む)
 - (山小屋等のトイレ整備関係)及び(省エネルギー対策関係)
設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
 - (産業廃棄物処理対策関係)
設備資金 10年以内(2年以内の据置を含む)
運転資金 7年以内(2年以内の据置を含む)
- ・償還方法 元金均等割賦償還

融資の状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
貸付件数(件)	7	3	3	3	5	1	7	5	1	6
貸付実績(千円)	283,100	29,460	172,370	22,100	70,745	3,300	98,050	33,480	12,500	83,670

1 - 2 資源の循環的な利用の促進

1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画(森林環境総務課)

(1) 第七期山梨県分別収集促進計画の推進

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行されました。また、平成12年4月から一部猶予されていた容器包装3品目も対象とされ、法的には完全実施となり、平成13年4月からは、プラスチック容器包装と紙製容器包装の識別表示(マーク)も義務化され、消費者がゴミを出すときの分別が容易となりました。

更に、リサイクルより優先されるべきリデュース、リユースを推進しすべての関係者の協働を図り、社会全体のコストの低減により容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとした改正法が平成20年4月から完全施行されました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、平成22年度に策定した第六期の市町村分別収集計画(平成23～27年度、5箇年計画)の実施状況を踏まえ、平成25年度に第七期の市町村分別収集計画(平成26～30年度、5箇年計画)を策定しました。

県が策定した本計画は、同法第9条の規定に基づき、第七期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第六期の計画の実施状況を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会システムの構築に寄与しようとするものです。

(2) 計画の概要

計画の基本的方向

本計画の基本的方向は次のとおりです。

- ア 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- イ 県民に対する普及啓発の充実
- ウ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- エ 再商品化製品の積極的な使用の促進

計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイのみの分別収集も可)、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール、飲料用紙製容器(紙パック)の10品目が対象です。

市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

品目ごとの分別収集計画市町村数

対象品目 / 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラス製容器	27	27	27	27	27
茶色ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他紙製容器包装	16	16	16	16	16
ペットボトル	27	27	27	27	27
その他プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	26 19	26 19	26 19	26 19	26 19
スチール製容器	27	27	27	27	27
アルミ製容器	27	27	27	27	27
段ボール	27	27	27	27	27
紙パック	25	25	25	25	25

白色トレイについては、単独で分別収集を行う市町村数

計画品目数別の市町村数

計画品目数 / 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
10品目	16	16	16	16	16
9品目	8	8	8	8	8
8品目	3	3	3	3	3

容器包装廃棄物の排出量の見込(法第9条第2項第1号)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
容器包装廃棄物排出見込み量	52,657	52,513	52,351	52,217	52,031

分別収集見込み量(法第9条第2項第2号及び第3号)

(単位:t)

対象品目/年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラス製容器	1,700	1,719	1,734	1,750	1,768
茶色ガラス製容器	1,859	1,878	1,900	1,924	1,948
その他ガラス製容器	1,113	1,107	1,104	1,098	1,095
その他紙製容器包装	1000	987	974	961	949
ペットボトル	1,244	1,249	1,257	1,262	1,268
その他プラスチック製容器包装	1,150	1,142	1,136	1,130	1,127
(うち白色トレイ)	28	28	28	28	27
スチール製容器	1,667	1,678	1,692	1,704	1,719
アルミ製容器	900	904	910	915	921
段ボール	6,599	6,644	6,687	6,728	6,770
紙パック	149	149	150	150	150

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

容器包装廃棄物の減量やリサイクルを着実かつ効率的に推進するため、次の施策の展開を図ります。

- ア 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及
- イ 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進
- ウ 市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

平成24年度市町村の分別収集状況

容器包装リサイクル法の実績(森林環境総務課調べ)

区分	分別収集計画量(t)	分別収集実績量(t)	収集率
無色ガラス容器	1,721	1,613	93.7%
茶色ガラス容器	1,996	1,763	88.3%
その他ガラス容器	1,155	1,107	95.8%
紙製容器包装	589	307	52.1%
ペットボトル	1,270	1,194	94.0%
白色トレイ	41	29	70.7%
白色トレイ以外	2,500	992	39.7%
スチール製容器	1,923	1,494	77.7%
アルミ製容器	926	798	86.2%
段ボール製容器	6,294	6,396	101.6%
飲料用紙製容器	192	151	78.6%

2 資源の循環的な利用の促進

(1)使用済み自動車のリサイクルの促進(環境整備課)

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」により、平成17年1月から新たな自動車のリサイクルシステムが本格的に稼働しました。この法律は、自動車メーカー、自動車所有者、解体業者・破砕業者等関連事業者の役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくりサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への啓発普及活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者等の関連事業者を監視指導しています。

1 - 3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物²の状況(環境整備課・大気水質保全課)

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全に支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に対し、処理計画の策定等について必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な支援を行っています。また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、二次公害を未然に防止するための助言を行っています。

(1)ごみ処理等の状況(環境整備課)

ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量(以下「総排出量³」という)の推移は、次のとおりです。

区 分 \ 年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
計画処理区域人口(千人)	886	884	882	879	876	870	866	864	861	868
ごみの総排出量(千t/年)	348	349	347	349	339	328	320	316	316	314
1人1日当たりの排出量(g)	1,030	1,031	1,017	1,036	1,010	984	965	955	961	949

平成24年度のごみの総排出量は年間約31万4千tで、前年度から減少傾向となっています。また、1人1日当たりの排出量⁴は949gと、前年度に比べて12g減少しました。

ごみ処理の状況

県内の集団回収量を除いたごみ処理量の内訳は、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが71.3%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが28.7%となっています。

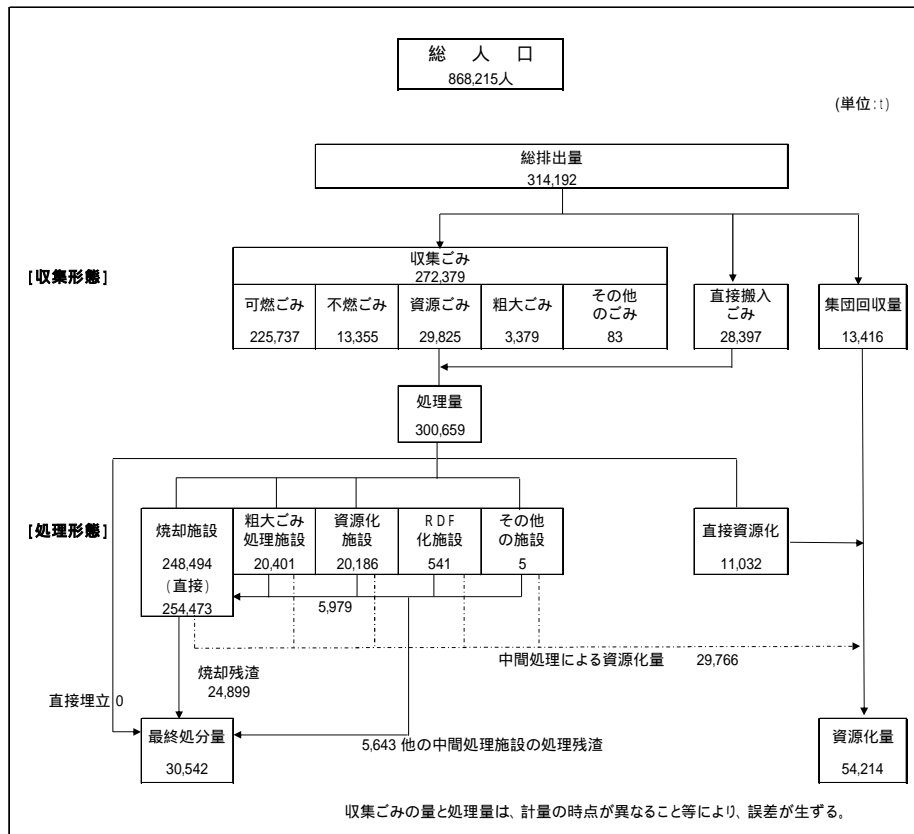
収集・直接搬入されたごみは、次ページのとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが13.6%、減量化されるものが76.2%、最終処分されるものが10.2%となっています。

² 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める20種類のもの)以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び20種類以外の事業系の廃棄物の総称。

³ ごみ総排出量 = 収集運搬量 + 直接搬入量 + 集団回収量

⁴ 1人1日当たりの排出量 = (収集運搬量 + 直接搬入量 + 自家処理量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数

平成24年度ごみ処理のフローシート



市町村等が設置しているごみの中間処理施設はごみ焼却施設11施設(処理能力合計1,279t/日)、粗大ごみ処理施設3施設(処理能力合計145t/日)、資源化等を行う施設6施設(処理能力合計100t/日)、ごみ固形燃料化施設1施設(処理能力10t/日)などとなっています(中間処理施設一覧は資料編に掲載)。

(2) し尿処理の状況(環境整備課・大気水質保全課)

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められています。

し尿の処理状況(環境整備課)

し尿の処理状況については下表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえでを行っています。市町村による計画処理量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると16.0万kl/年であり、これらは農地還元されるものを除き、し尿処理施設において衛生的に処理されています。

し尿の処理状況

(単位: kl/年)

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
し尿処理量	175,685	178,846	177,040	176,636	174,070	172,545	167,212	165,532	154,937	160,519
計画処理量	し尿処理施設	172,602	176,371	175,053	174,707	171,953	170,490	165,142	152,616	158,530
	海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元	2,831	2,229	1,984	1,925	2,114	2,052	2,067	2,305	2,313
	その他	0	0	0	0	0	0	0	8	8
計	175,433	178,600	177,037	176,632	174,067	172,542	167,209	165,529	154,937	160,519
自家処理量	252	246	3	4	3	3	3	3	3	3

* 浄化槽汚泥を含む。

浄化槽(大気水質保全課)

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっており、平成25年度末現在の設置数は、149,532基となっています。

平成25年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次の表のとおりです。

浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)								
処理方式	人槽	~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計
単独処理浄化槽	腐敗型	11,315	1,101	151	54	26	0	12,647
	ばっ気型	21,553	2,307	153	30	12	1	24,056
	分離接触ばっ気	55,094	5,804	38	7	2	0	60,945
	分離ばっ気	13,276	1,098	10	3	1	0	14,388
	散水床	4	0	0	0	0	0	4
	その他	24	0	0	0	0	0	24
	小計	101,266	10,310	352	94	41	1	112,064
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気	660	485	39	15	14	0	1,213
	嫌気床接触ばっ気	8,200	55	1	1	1	0	8,258
	回転板	0	1	3	6	4	1	15
	接触ばっ気		909	601	280	192	51	2,033
	散水床	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	7	66	98	52	54	23	300
	長時間ばっ気	0	0	2	18	15	24	59
	標準活性汚泥	0	0	0	0	0	2	2
	その他	23,747	1,646	105	33	31	26	25,588
小計	32,614	3,162	849	405	311	127	37,468	
合計		133,880	13,472	1,201	499	352	128	149,532

浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

2 産業廃棄物の状況(環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されています。平成24年度の発生量を対象に平成25年度に実施した「産業廃棄物実態調査(簡易調査)」の結果は、次のとおりです。

(1)産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,616千t/年であり、このうち有価物量43千t/年を除いた排出量は発生量の97.3%にあたる1,573千t/年でした。

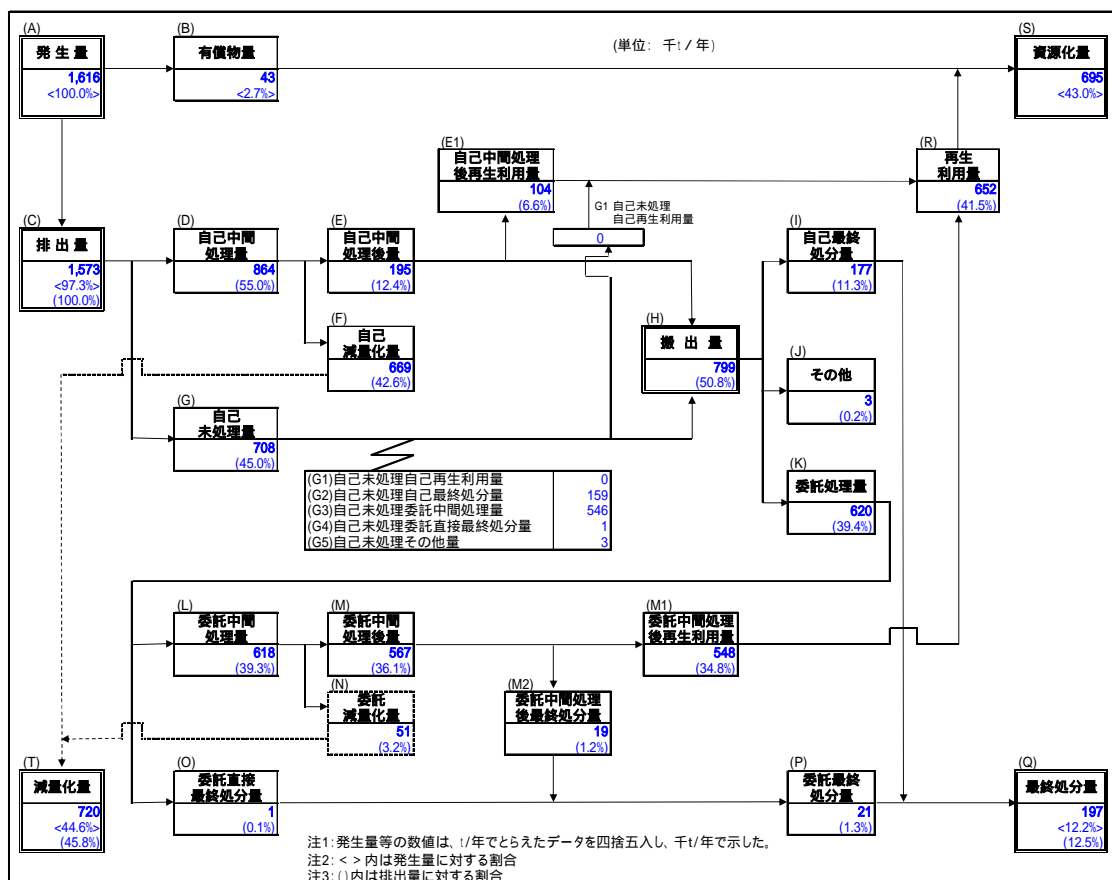
排出量を業種別にみると、電気・水道業が482千t/年と最も多く全体の30.7%を占め、次いで建設業442千t/年(28.1%)、鉱業334千t/年(21.3%)、製造業285千t/年(18.1%)と続き、この4業種で全体の98%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が953千t/年と最も多く全体の60.6%を占め、次いでがれき類406千t/年(25.8%)、ガラス陶磁器くず36千t/年(2.3%)、廃プラスチック類30千t/年(1.9%)の順となっています。

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
電気・水道業	482	29.6%
建設業	442	28.6%
鉱業	334	22.2%
製造業	285	17.7%
その他	30	1.8%
合計	1,573	100.0%

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
汚泥	953	60.4%
がれき類	406	25.8%
ガラス陶磁器くず	36	1.8%
廃プラスチック類	30	1.8%
その他	148	10.8%
合計	1,573	100.0%

(2) 産業廃棄物の処理の状況

各事業所から発生した産業廃棄物(農業から発生する廃棄物を除く。)の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



発生量1,616千t/年(A)のうち2.7%にあたる43千t/年(B)が有償物として再利用され、残りの97.3%にあたる1,573千t/年(C)が産業廃棄物として排出されている。排出量1,573千t/年(C)は、一部が自己中間処理(D)され、再生利用(E1)や減量化(F)が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量(G)を合わせたものを搬出量(H)と呼んでいるが、これはさらに自己最終処分(I)又は委託処理(K)される。委託処理では、中間処理(L)による減量化(N)や再生利用(M1)又は最終処分(M2)(O)が行われる。

この結果、発生量の43.0%にあたる695千t/年(S)が資源化され、44.6%にあたる720千t/年(T)が減量化され、12.2%の198千t/年が最終処分されたことになる。

3 廃棄物対策(環境整備課)

(1)第2次山梨県廃棄物総合計画

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、県民生活を豊かにする一方で、大量の廃棄物が発生し、最終処分場のひっ迫や、不法投棄などの問題を生じさせるため、環境への負荷の低減が図られる循環型社会への転換が必要となっています。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を推進しています。

本県においても、山梨県公害防止条例の見直しを行い、平成17年3月、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分についても盛り込んだ山梨県生活環境の保全に関する条例に改正しました。この条例に基づき、県民、事業者、行政が取り組むべき責務を定め、廃棄物等の発生抑制循環的利用及び適正処分についても盛り込んだ山梨県生活環境の保全に関する条例に改正しました。この条例に基づき、県民、事業者、行政が取り組むべき責務を定め、廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年2月に山梨県廃棄物総合計画を策定しました。この計画は平成22年度が終期となることから、引き続き廃棄物対策への取り組みを進めていくため、平成23年8月、第2次山梨県廃棄物総合計画を策定しました。

計画の位置付け	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画
計画期間	平成23年度から平成27年度までの5年間
計画の対象	山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等
計画の目標	

項目	基準年	目標年	増減	
	平成20年度 (千t)	平成27年度 (千t)		
一般廃棄物	排出量	328	293	10.7%
	生活系ごみ	225	197	12.4%
	事業系ごみ	88	80	9.1%
	集団回収量	15	16	+6.7%
	再生利用率	18.5%	25.0%	+6.5ポイント
	最終処分量	29	26	10%
	最終処分率	9%	9%	0ポイント
産業廃棄物	排出量	1,841 (1,391)	1,764 (1,215)	4.2% (12.7%)
	再生利用率	50% (65%)	50% (70%)	0ポイント (+5ポイント)
	最終処分量	144	105	27.1%
	最終処分率	8% (10%)	6% (9%)	2ポイント 1ポイント

()内は、上下水道汚染を除いた値

各主体の役割

主体	役割
県民	日常生活に伴うごみの排出者として、発生抑制等に努めるとともに、市町村の行う適正処理に協力すること。
事業者	事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、発生抑制に努めるとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
市町村	一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
県	県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を担うこと。

廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 一般廃棄物の適正処理

本県では、一般廃棄物の不適正処理による生活環境の汚染及び処理施設からの二次公害を防止するため、次の対策を講じています。

一般廃棄物の計画的な処理

市町村では、ごみ及び生活排水の処理について、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく一般廃棄物処理実施計画(毎年度)を策定し、一般廃棄物の適正処理を行うこととされており、県では、各市町村の処理計画策定等について、必要な助言を行っています。

一般廃棄物処理施設の維持管理

市町村では、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を行うため、機能検査並びに放流水、ばい煙等の検査を定期的を実施しています。また、県においても、一般廃棄物処理施設への立入検査実施要領による立入検査や放流水等の検査を実施し、処理施設が適正に維持管理されるよう支援を行っています。

・放流水の検査

ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設の放流水を採水し、基準に適合しているかを検査し、必要に応じ助言。

・施設への立入検査

施設への立入検査を定期的を実施し、適正に維持管理されているかを監視。

(3) 一般廃棄物処理広域化計画

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は、平成9年5月28日付けで各都道府県あて、ごみ処理広域化計画を策定するよう通知しました。

県は、平成11年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「旧計画」という。)」を策定しました。旧計画は、平成10年度から平成19年度を計画期間とし、ごみの発生抑制やリサイクルを進め、どうしても処理しなければならないごみについては、24時間連続運転の焼却施設で処理し、ダイオキシン類の削減とエネルギーの有効活用を図り、環境に十分配慮した広域的なごみ処理システムとすることを基本とし、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的には300t/日以上焼却施設の整備が可能となるよう県内を3ブロックに区分し、既存の焼却施設の更新時期にあわせてブロック内の他施設への集約化や100t/日以上施設の施設の新設等により段階的に広域化を進め、旧計画策定時に17あった焼却施設を平成19年度までに10施設に集約することを目標としていました。

旧計画の推進により、平成14年12月から新たに灰溶融固化施設を備えた24時間連続運転の焼却施設が3施設稼働し、焼却灰の資源化による最終処分量の削減やごみ発電の導入などのサーマルリサイクルの推進が図られるなど、ごみ処理の広域化が推進され、焼却施設数についても目

標としていた10施設に集約されたところです。

県では、旧計画の計画期間満了に伴い、市町村等における効率的なごみ処理を広域的に行っていくことは、一般廃棄物に係るダイオキシン類の削減はもとより、循環型社会の形成に向けたリサイクル等の推進や最終処分量の削減、また、スケールメリットを活かした公共コストの縮減などが更に期待されることから、平成20年3月に平成20年度から平成29年度を計画期間とする新たな「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「新計画」という。)」を策定し、引き続きごみ処理の広域化を推進していくこととしました。

新計画においては、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を図りながら、現在10あるごみ焼却施設を平成29年度までに5施設に集約することを目標としています。新計画によるごみ処理の広域化により、ごみ発電等による未利用エネルギーの活用や県内のごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の更なる削減、公共コストの縮減等の効果が期待されます。

(4) 広域的な一般廃棄物最終処分場の確保の推進

市町村に処理責任のある一般廃棄物について、現在、県内には埋立て可能な処分場がないことから、市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう、市町村の連携による広域的な一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取り組みを支援しています。

(5) 産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、昭和53年4月以降、産業廃棄物処理計画を策定し、これに基づき取り組んできたところですが、平成23年8月には、一般廃棄物を含めた廃棄物全般にわたる第2次山梨県廃棄物総合計画を策定し、様々な施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、次のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

排出事業所等立入件数(平成25年度)

区 分	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	235	41
産業廃棄物処分業者	171	40
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	25	1
特別管理産業廃棄物処分業者	9	0
産業廃棄物処理施設	184	32
産業廃棄物排出事業者	641	229
合 計	1,265	343

イ 処理業者の状況

平成25年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業許可状況(平成25年度末現在)

産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
区 分		業者数	区 分		業者数
収集運搬業		1,678	収集運搬業		236
処分業	中間処理	97	処分業	中間処理	8
	最終処分	1		最終処分	0

ウ 中間処理施設の状況

平成25年度末における事業者及び処理業者が設置している中間処理施設の整備状況は、次のとおりです。

事業者の中間処理施設整備状況(平成25年度末現在)

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)	処理能力	許可施設数
汚泥の脱水	10m ³ /日超	12 (1)
汚泥の乾燥(機械)	10m ³ /日超	3 (2)
汚泥の乾燥(天日)	100m ³ /日超	0
汚泥の焼却	5m ³ /日超	3 (3)
廃油の油分分離	10m ³ /日超	0
廃油の焼却	1m ³ /日超	3 (3)
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超	1 (1)
廃プラスチック類の破碎	5t/日超	10 (10)
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超	3 (3)
木くず又はがれき類の破碎	5t/日超	98 (85)
コンクリート固型化		0
水銀を含む汚泥のばい焼		0
シアン分解		2 (2)
廃PCBの等の焼却		
PCB汚染物の洗浄		
その他の焼却	200kg/h以上	10 (6)
合計		145 (116)

(注)処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設である。同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。()は、処理業者が設置したもの

産業廃棄物処理業者の中間処理施設の整備状況(平成25年度末現在)

施設等の内容	施設数	処理能力	施設等の内容	施設数	処理能力
燃え殻			繊維くず		
焼却	2 (2)	108.2 t / 日	焼却	7 (6)	166.7 t / 日
混練固化	0	0.0 t / 日	破碎	17 (3)	221.9 t / 日
汚泥			圧縮	13	1570.2 t / 日
焼却	3 (3)	165.5 t / 日	減容固化	4	25.4 t / 日
堆肥化	3	223.8 t / 日	切断	2	13.8 t / 日
生物処理	1	100.0 m3 / 日	動植物性残さ		
分級混練	1	480.0 t / 日	焼却	3 (3)	129.9 t / 日
酸化・還元	1	8.0 m3 / 日	堆肥化	4	156.8 t / 日
脱水	5	38.7 m3 / 日	生物処理	1	100.0 m3 / 日
乾燥	4 (1)	138.2 t / 日	油水分離	1	8.4 m3 / 日
調湿混練	0	0.0 m3 / 日	破碎	1 (1)	28.8 t / 日
混練固化	0	0.0 t / 日	乾燥	4	122.3 t / 日
造粒固化	0	0.0 m3 / 日	ゴムくず		
廃油			焼却	3 (3)	129.9 t / 日
焼却	3 (3)	82.0 t / 日	破碎	8 (4)	175.2 t / 日
堆肥化	1	90.0 m3 / 日	圧縮・切断等	10	466.2 t / 日
油水分離	1	8.4 m3 / 日	減容固化	1	16.0 t / 日
廃酸			金属くず		
中和等	4 (1)	1156.4 m3 / 日	破碎	18 (9)	889.4 t / 日
乾燥	1	12.0 t / 日	圧縮・切断等	33	2718.3 t / 日
廃アルカリ			ガラス・陶磁器くず		
中和等	7 (1)	1152.3 m3 / 日	破碎	43 (28)	17362.5 t / 日
乾燥	1	12.0 t / 日	圧縮・切断等	19	1592.1 t / 日
廃プラスチック類			混練固化	0	0.0 t / 日
焼却	3 (3)	60.0 t / 日	がれき類		
破碎	29 (11)	880.1 t / 日	破碎	47 (43)	30791.1 t / 日
圧縮・切断等	40	3099.6 t / 日	圧縮・切断	3	157.2 t / 日
減容固化等	14	35.9 t / 日	動物のふん尿		
紙くず			堆肥化	1	4.0 t / 日
焼却	6 (6)	163.8 t / 日	動物系固形不要物		
破碎	17 (7)	226.9 t / 日	焼却	2 (2)	108.2 t / 日
圧縮・切断等	16	2500.5 t / 日	ばいじん		
減容固化等	5	33.4 t / 日	混練固化	0	0.0 t / 日
木くず			特別管理		
焼却	6 (6)	163.8 t / 日	廃油	2 (2)	76.1 t / 日
破碎	43 (28)	4494.2 t / 日	廃酸	3 (1)	1135.0 m3 / 日
圧縮・切断	4	245.9 t / 日	廃アルカリ	9 (1)	1174.4 m3 / 日
堆肥化等	1	14.8 m3 / 日	感染性	2 (2)	108.2 t / 日
減容固化	4	25.4 t / 日	特定有害汚泥	2 (1)	1105.0 m3 / 日
圧縮	3	225.1 t / 日	特定有害廃酸	2 (1)	1105.0 m3 / 日
			特定有害廃アルカリ	2 (1)	1105.0 m3 / 日

* 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがある。

実施施設数 187 施設 (中間処理業者数 97)

* () は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、平成10年10月に法改正の内容を踏まえ、従来の事前協議制度を継続するとともに、必要な見直しを行いました。この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう処理業者等を指導しています。

(主な改正点)

- ・住民への早期情報開示・意向の反映
- ・専門委員会の意見の反映
- ・合意形成の範囲の改善など

(6)PCB処理基金への拠出

PCB廃棄物処理基金は、中小企業者等が保管する高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減等に充てるため、平成13年度より、国及び都道府県からの補助金等により造成されています。各都道府県の拠出額は、平成12年度国勢調査における人口割りで算出され、本県は平成13年度から22年度までは1千4百万円、平成23年度からは1千50万円を拠出しています。なお、県内のPCB廃棄物は北海道事業として北海道室蘭市の処理施設で処理されることとなり、平成16年6月に環境大臣による事業認可がなされ、平成20年5月より処理が開始されました。

4 廃棄物の不法投棄防止対策(環境整備課)

(1)廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成3年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内4つの林務環境事務所ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動等を実施しています。

(2)休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成11年度から民間警備会社への委託による監視パトロールを実施しています。平成17年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールとして実施していましたが、平成21年度からは、休日・夜間監視パトロールとして実施しています。

(3)不法投棄監視協力員の養成

平成17年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を養成し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています(平成25年度末で1,014名登録)。

(4)産廃Gメンの養成・設置

平成19年度から、不法投棄対策に対する専門的知識を有する職員を「産廃Gメン」と位置付け、重大不法投棄事案等に対応させるとともに、所属職員の指導育成に当たらせ、不法投棄事案等の処理解決能力の強化を図っています。

(5)不法投棄未然防止事業の実施

林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれのある場所を選定し、頻繁に不法投棄される箇所に防止柵を設置するなど物理的な措置を講じる「不法投棄未然防止事業」を実施しています。

平成25年度不法投棄未然防止事業の実施状況

設置地区名		南部町中野地内(林道大焼線沿い)
事業 内容	地区選定の理由	不法投棄が繰り返し行われており、放置すると更なる不法投棄が生じるおそれが高い。
	防止施設の内容	不法投棄防止柵 H = 1.5m L = 12m
	実施主体	南部町
	実施場所	南部町中野地内(林道大焼線沿い)
	設置日	平成25年10月11日
	以降の取り組み	再発防止のための重点的な監視活動に努める。
設置地区名		韮崎市穴山町地内(市道穴山1号線沿い)
事業 内容	地区選定の理由	不法投棄が繰り返し行われており、放置すると更なる不法投棄が生じるおそれが高い。
	防止施設の内容	不法投棄防止柵 H = 2m L = 28m
	実施主体	韮崎市
	実施場所	韮崎市穴山町地内(市道穴山1号線沿い)
	設置日	平成26年1月24日
	以降の取り組み	再発防止のための重点的な監視活動に努める。

(6) 富士山クリーンアップ事業(産業廃棄物撤去支援事業)の実施

富士山麓の不法投棄物の一掃を目指し、NPOが行政、業界団体等と協働して実施する産業廃棄物の撤去活動を支援しています。平成25年度には、山梨県富士山クリーンアップ事業費補助金(環境整備課)を活用して、富士山麓において建設廃材の撤去活動を計22回実施し、延べ1,242名のボランティアの方々の御協力により、建設廃材74.6tを撤去及び処分することができました。

2 豊かな自然環境の保全

2 - 1 多様な自然環境の保全

1 自然環境の状況

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温でみると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

2 自然環境の保全施策

(1) 森林の保全育成

本県の植生

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

森林の保全育成に関する施策

ア 緑化の推進(みどり自然課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増し、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成6年に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画 - グリーンミュージアム構想の展開 - (計画期間: ~平成15年度)を策定するとともに、平成15年度には、その計画を継承し、新たに山梨県環境緑坂条例に規定する「環境緑化に関する計画」に位置付けた山梨県緑化計画「緑のある風景の保全と創造」(計画期間:平成16年度~25年度)を策定し、緑化施策を総合的に展開してきました。

しかし、計画を推進する中で、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心の高まり、人口減少、超高齢化社会の到来と健康志向の高まり、東日本大震災を契機とした節電意識の高まりなど、緑を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえるとともに、時代に対応した緑づくりの視点から、新たな山梨県緑化計画を平成26年3月に策定しました(計画期間:平成26年度~平成35年度)。

本計画では、県民1人ひとりが、緑の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などと協働・連携して、社会全体で時代に引き継いでいく緑づくりを進めることを目指すため、計画の基本目標を「多様な主体が支える緑づくりの推進」と定め、この目標の達成に向けた基本方針を、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をまもる」、「緑をまなぶ」とし、緑の創造や保全、活用とともに、緑の大切さへの理解を深める学習をとおし、新たな時代にふさわしい緑づくりを進めていくこととしています。平成25年度に実施した、主な緑化関係事業は次のとおりです。

緑の風景創造事業

計画的な緑化樹養成を行うとともに、緑被率の低い県有施設等を対象に、養成した大型緑化樹、郷土種等を活用した緑化を行った(平成25年度実施箇所:甲府南高校)。

緑の活用推進事業

- ・ 県民緑化まつりの開催

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施した。

開催日 平成25年5月11日

会場 (記念式典)アルカディア南部総合公園体育館(南部町)
(植樹会場)アルカディア南部総合公園内(民有林)

参加者 県民約500名(一般県民、緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体等)

- ・ どんぐりクラブ育成事業

小学生以下の児童が森林と親しむきっかけとして、山で集めたどんぐりと緑化木の苗木を交換した。また、集めたどんぐりを養成し、環境教育等への活用を図るため、希望した小中学校等に配付した(平成25年度会員数:674人)。

緑の保全推進事業

樹木医資格を有する県職員と緑化センター職員をグリーンアドバイザーとして配置し、緑化相談・指導等を行うとともに、県民が主体となって行う緑化活動を推進するため緑サポーターの養成を行った(平成25年度緑化相談件数:1,251件 緑サポーター登録者数:9人)。

イ FSC[®]森林管理認証¹の維持・活用(県有林課)

環境、社会、経済の各分野において国際的な規準を満たす森林経営を認証するNGO組織(FSC:Forest Stewardship Council[®]、森林管理協議会)の審査認証により、県有林が取得した「FSC森林管理認証」(平成25年3月12日認証更新)を維持活用し、持続可能な森林経営のさらなる推進と、認証森林から生産された県有林材(FSC認証材)の付加価値向上を図ります。FSCの5年毎の更新審査及び毎年の年次監査を受審することにより、FSCの原則と規準に沿った、よりレベルの高い森林経営に必要な事項(多様な生物資源のモニタリングなど)に対応するとともに、消費者へのFSC認証材の販売促進を通じて、選択による「責任ある森林経営」への貢献などを普及啓発します。(FSC[®]C012256)

・ 認証面積 143,000ha(貸地等の除地小班を除くすべての県有林)

・ 認証期間 平成25年3月12日～平成30年3月11日(5年間。但し期間中毎年「年次監査」を受審)

¹ 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council[®]、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則56規準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

ウ 保安林の管理(治山林道課)

保安林は、森林法の施行により、明治30年に制度化され、水源のかん養・災害の防備・生活環境の保全及び形成等の目的のため、特定の森林の区域を指定し、その保全と適切な施業を実施して、森林の有する公益的機能の維持増進を図っています。

保安林の機能

保安林の種類	主な機能	主な指定区域
水源かん養	渇水の緩和、洪水の緩和、水質の保全	流域の上部、県有林の70%は水源かん養保安林
土砂流出防備 土砂崩壊防備	山崩れや土石の流出を防ぐ	荒廃した山地の中腹や小河川の周辺に多く、人家周辺の治山事業施工地も指定されている
防 風	農地等を風害から守る	八ヶ岳の山麓等
水害防備	洪水から人家等を守る	河川の周辺、信玄堤、万力林等
干害防備	水源かん養に準ずる	簡易水道の水源周辺等
防 火	山火事から林地を守る	防火線の周囲等
保 健	保健休養とレクリエーション等の場として安らぎと癒しを与える	都市部近郊、登山道周辺等、楡形山県民の森等
風 致	景観の保存等	昇仙峡等風景のすぐれた所

特に本県は、四方を山に囲まれた急峻な地形と風化の進んだ花崗岩等脆弱な岩質が多く、従来から暴風雨等による山腹崩壊や洪水等幾多の大災害を被ってきました。

このため、これら荒廃した林地を治めることが林政最大の課題であるとして、重要な森林を保安林に指定し、保安施設事業等により森林の有する公益的機能の維持、強化に努めてきました。

保安林は指定目的別に17種類が定められています。本県では10種類、約20万ヘクタールが指定され、森林面積に占める保安林率は57%と、全国第6位の高い指定率となっています。

保安林指定状況(平成26年3月31日現在)

保安林種類	指定面積(ha)	比率
水源かん養保安林	164,626	81.63%
土砂流出防備保安林	35,406	17.56%
土砂崩壊防備保安林	14	0.01%
防風保安林	158	0.08%
水害防備保安林	112	0.06%
干害防備保安林	13(174)	0.01%
落石防止保安林	3	0.00%
防火保安林	26	0.01%
保健保安林	1,070(11,850)	0.53%
風致保安林	237	0.12%
計	201,665(12,024)	100.00

()面積は兼種保安林で外数

保安林整備事業の実績

年度	保安林改良事業			保安林保育事業			複層林型保安林整備推進事業	
	箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	工事費(千円)
15	82	406	345,287	377	3,002	559,039	8	38,002
16	57	290	306,730	158	1,697	445,716	7	33,293
17	57	388	284,873	160	1,475	366,844	7	39,042
18	66	466	279,974	130	1,130	280,033		
19	56	417	276,253	110	987	252,129		
20	52	358	265,062	105	1,102	258,381		
21	55	366	313,205	90	809	236,417		
22	46	316	242,166	86	695	214,572		
23	46	359	235,627	61	388	139,488		
24	48	409	249,987	68	454	171,414		
25	56	494	258,641	59	529	161,092		

保育面積は2回刈の面積等重複面積を含めず、実面積とする。
平成25年度繰越分については含めない。
平成12年度に特定保安林整備緊急治山事業は終了し、平成15年度からは複層林型保安林整備推進事業を実施している。

(2) 環境に配慮した農村の整備(地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型))(耕地課)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及

び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成25年度は、竜王地区(甲斐市)、台ヶ原地区(北杜市)、竜ヶ池地区(甲府市)で事業を実施しました。

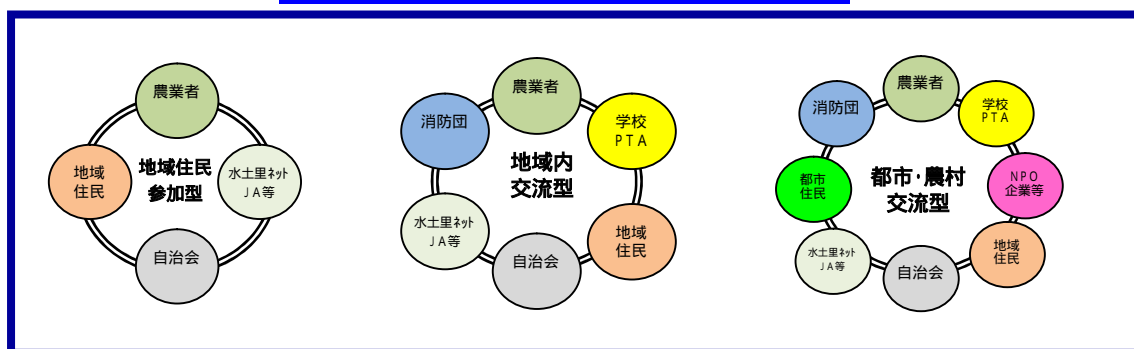
(3) 農村環境保全への取り組み(農村振興課)

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能を有しています。

このような機能を良好に発揮させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動を支援して、農村環境の保全に努めることが必要です。

このため、地域の共同活動を支援する施策として「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」を平成19年度からスタートし、平成25年度には19市町村156組織が取り組んでいます。

地域活動組織のイメージ



(4) 温泉の管理指導(大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしています。

全国の温泉地宿泊利用者数はこのところ漸減傾向にあります。県内においては、平成19年をピークに宿泊利用者数は減少傾向が見られます。平成26年3月現在、432の源泉が、県内の26市町村に所在しています。また、506の施設で温泉が利用されており、年間35万人の利用者を数える日帰り温泉施設もあります(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行なう定時定点調査や5年に1度行なう温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可を審議する環境保全審議会温泉部会に審議方針を設け、温泉保護地域を設け既存源泉からの掘削距離制限等を行なっています。

近年では、本県を含め全国各地で起きた温泉問題を契機に、温泉表示の適正化や定期的な温泉成分の分析の実施等を温泉事業者に周知するとともに、東京都内で起きたガス爆発を受けて、温泉利用時の災害防止対策について徹底を図るよう、事業者や市町村関係者に向けた指導を行なっています。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

2 - 2 野生動植物の保護

1 希少野生植物の保護(みどり自然課)

(1)山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和60年に山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物22種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載したものであり、動植物628種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表1のとおりであり、植物の掲載種は455種(表2参照)、動物の掲載種は173種となっています(表3参照)。

この「山梨県レッドデータブック」は、県民情報センター、県立図書館や県内の市町村立図書館において閲覧することができます。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

山梨県レッドデータブックカテゴリー

表1 植物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ですでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	飼育・栽培下でのみ存続している種 県内において絶滅の危機の瀕している種
絶滅危惧 類		
絶滅危惧 A類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B類 (Endangered)	EN	A類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険性が增大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として、上位ランクに移行する可能性がある種
情報不足 (Data Deficient)	DD	評価するだけの情報が不足している種
付属資料 (Threatened Local Population)	LP	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れが高い個体群
付属資料希少な雑種 (Rare Hybrid)	RH	自然雑種と考えられる植物で、県内で希少な種

表1 動物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ですでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	県内において飼育下でのみ存続している種
絶滅危惧 A類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B類 (Endangered)	EN	A類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧類」のランクに移行することが確実と考えられる種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	県内において存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足 (Data Deficient)	DD	本県において評価するだけの情報が不足している種

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物						植物 種数
	種 子 植 物						
	シダ植物	裸子植物	被 子 植 物			ラン科 植物*	
			双 子 葉 植 物	単子葉植物			
		離弁花植物	合弁花植物				
絶滅(EX)	0	0	0	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	1	0	0	1	2	(2)	4
絶滅危惧 A(CR)	24	1	28	27	40	(20)	120
絶滅危惧 B(EN)	19	2	44	37	38	(18)	140
絶滅危惧 類(VU)	14	0	40	26	27	(13)	107

*ラン科植物は単子葉植物の内数

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編)(VU以上の動物)

カテゴリー	動 物								動物カテ ゴリー別 種数
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆 虫 類			
						チョウ類	カミキリ類	トンボ類	
絶滅(EX)	2				1	1			4
野生絶滅(EW)									0
絶滅危惧 A(CR)	1	2				2	1	1	8
絶滅危惧 B(EN)	6	6				5			17
絶滅危惧 類(VU)	4	9	2	1	2	4			22

(2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の概要

本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。
の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。
の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。
その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

【条例に基づく指定状況】

指定希少野生動植物種(22種、H20.3.31告示)

キタダケソウ(キンボウゲ科) キタダケキンボウゲ(キンボウゲ科) キタダケトリカブト(キンボウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイゴザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科) ヒメマツカサススキ(カヤツリグサ科) ヒツジグサ(スイレン科) カリガネソウ(クマツヅラ科) ライチョウ(ライチョウ科)

特定希少野生動植物種(18種、H20.3.31告示)

キタダケソウ(キンボウゲ科) キタダケキンボウゲ(キンボウゲ科) キタダケトリカブト(キンボウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイゴザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科)

生息地等保護区(指定なし、H20.3.31現在)

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レンジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レンジャーについては、県山岳連盟に委託し、5月～10月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ228人を配置しました。

2 野生鳥獣の保護(みどり自然課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が生息し、現在までに鳥類は236種、獣類は48種が確認されています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

ツキノワグマは生息数が全国的に減少傾向にあり、平成23、24年度に実施した生息調査の結果、県内生息数は約700頭と推定されました。この結果を基に平成24年度「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」の見直しを行い、これに基づき保護管理を行っています。イノシシはほとんどの地域に生息し、ニホンジカも八ヶ岳をはじめ主要な高山帯・亜高山帯に生息しており、近年では、個体数の増加が顕著です。

種または時期によっては農林産物に被害を及ぼす場合もあることから、有害鳥獣として捕獲され

る個体もあり、有害鳥獣捕獲の件数はここ数年増加の傾向にあります。

県では環境省の指針に基づき「第11次鳥獣保護事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することにしました。この計画は平成24年度から平成28年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

鳥獣保護事業計画を構成する事項

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	ツキノワグマの保護管理に関する事項	カワウの保護管理に関する事項	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	その他
-------------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------------	---------------------	-------------------	----------------	-------------------	-------------------	-----

(1) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区²として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、平成25年度末現在で指定されている鳥獣保護区は39か所74,795.9haです。

特別保護地区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、平成25年度末現在、指定されている特別保護地区は10か所6,331.1haです。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、一定期間(2年以内)その地域を休猟区として指定し、狩猟を禁止し、平成25年度末現在で20か所29,350.8haを指定しています。

特定猟具使用禁止区域

特定の猟具(銃又は特定のわな)による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。平成25年度末現在で103か所22,740.6haを指定しています。

(2) 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5月10日～16日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

² 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

(3)鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、平成25年度における傷病鳥獣の年間持ち込み数は342個体でした。

(4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、平成25年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の河川で平成25年9月から平成26年3月まで調査しました。

全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、平成26年1月15日に県内104か所で実施しました。

(5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、県では、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種についてはその許可権限を市町村長に移譲しています。

市町村長に許可権限を委譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

(6)特定鳥獣保護管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成16年度にはニホンジカ、平成17年度にはイノシシ、平成19年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

平成23年度末にはニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについてそれぞれ第2期特定鳥獣保護管理計画(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)を策定しました。

(7)ツキノワグマの保護管理

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、平成25年度は、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、年間の捕獲頭数を原則70頭として保護管理を行いました。

(8)野生鳥獣の生息環境の改善及び放鳥

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な給餌及び給水施設の設置等の保護措置を講じ、また、代表的な狩猟対象であるニホンキジ、ヤマドリの資源保護のため放鳥を実施しました。

狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
6	4,106	83	4,189	6,098
7	228	110	338	5,892
8	277	122	399	5,797
9	3,839	185	4,024	5,839
10	269	58	327	5,525
11	294	86	380	5,328
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,801
15	3,213	79	3,292	4,687
16	171	71	242	4,320
17	268	84	352	4,171
18	2,854	80	2,934	4,123
19	213	198	411	4,080
20	322	76	398	3,855
21	2,605	101	2,706	3,714
22	310	162	472	3,524
23	334	143	477	3,334
24	2,135	159	2,294	3,281
25	405	204	609	3,201

いずれも、網・わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟を含む

(9) 狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第2種銃猟免許(空気銃)があります。狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日(ニホンジカとイノシシの狩猟は3月15日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護員(73名)等による狩猟パトロールを実施しています。

(10) 外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物³による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行(平成17年6月1日)されました。法律で規制している特定外来種は、平成26年8月1日現在、112種です。

内訳は、哺乳類24種(タイワンザル等)、鳥類5種(ガビチョウ等)、は虫類16種(カミツキガメ等)、両生類11種(オオヒキガエル等)、魚類14種(オオクチバス等)、クモ・サソリ類10種(キョクトウサソリ等)、甲殻類5種(ウチダザリガニ等)、昆虫類8種(ヒアリ等)、軟体動物等5種(ヤマヒタチオビ等)、植物14種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

本県では、平成22年9月に「山梨県アライグマ防除実施計画」を策定し、県内全域で計画的な捕獲を実施しています。なお、平成25年度の捕獲数は47頭でした。

2 - 3 自然公園等の管理

1 自然公園

(1) 自然公園の保護・管理(みどり自然課)

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

³ もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

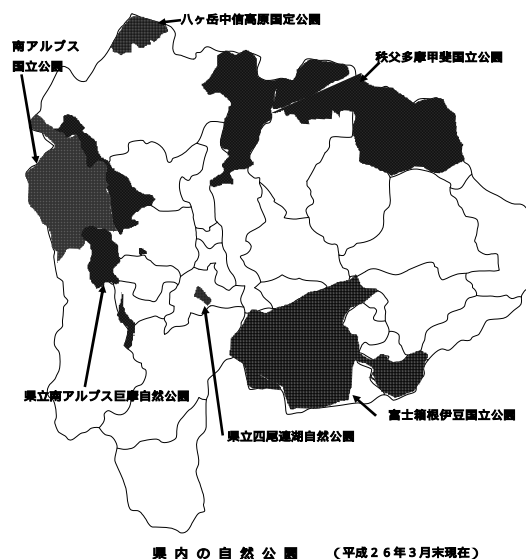
近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、平成25年には4,555万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあたって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舎等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。



自然公園利用者の推移

(単位:千人)

自然公園	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
富士箱根伊豆国立公園	20,198	19,935	20,477	21,704	22,099	22,758	24,487	21,058	25,417	29,128
秩父多摩甲斐国立公園	7,559	8,830	9,016	10,293	9,363	8,640	8,043	7,600	7,881	8,086
南アルプス国立公園	537	520	475	433	446	496	558	355	512	553
八ヶ岳中信高原国定公園	6,181	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242	7,778
県立四尾連湖自然公園	60	72	68	71	75	73	73	62	74	78
県立南アルプス巨摩自然公園	580	522	496	608	770	737	706	508	664	744
合計	35,115	36,859	37,912	40,945	40,078	39,945	40,564	35,958	41,790	46,367

自然公園内の許可等の処理状況 (単位:件)

区 分	許 可					届 出		公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	288	3	62	15	22	12	73	10	5	3	12	3
秩父多摩甲斐国立公園	35	1			5	4	11				3	
南アルプス国立公園	18	2	3		3			1				1
八ヶ岳中信高原国立公園	14		5	1								
県立四尾連湖自然公園												
県立南アルプス巨摩自然公園	30	2	3		3	1						
平成25年度合計	385	8	73	16	33	17	84	11	5	3	15	4
平成24年度合計	325	5	64	20	36	27	64	8	4	3	20	5
平成23年度合計	301	8	41	5	30	17	46	10	1	3	7	5
平成22年度合計	276	8	24	13	38	18	35	8	0	1	14	4
平成21年度合計	330	8	41	5	30	23	46	10	1	3	7	5
平成20年度合計	371	11	24	5	39	15	23	10	2	0	7	1
平成19年度合計	359	8	43	9	22	21	30	9	3	2	11	2
平成18年度合計	328	16	30	4	26	11	31	9	3	2	12	4
平成17年度合計	390	11	31	3	54	16	32	11	2	2	14	1
平成16年度合計	329	8	28	5	43	16	34	23	4	10	24	1
平成15年度合計	348	7	16	3	51	16	29	16	3	14	19	7
平成14年度合計	386	7	22	7	30	11	32	11	1	-	16	8
平成13年度合計	293	7	15	9	12	13	22	11	3	-	16	1
平成12年度合計	389	7	25	11	10	8	21	9	6	1	15	4
平成11年度合計	334	5	17	11	20	11	16	7	6	3	16	3

公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舎などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、昭和52年に環境庁(現環境省)から地種区分案が本県に提示されました。これ以来、県は環境庁の地種区分案を基に、

関係市町村等と協議を重ね、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。再検討から概ね5年ごとに、公園計画の見直し作業、点検が行われるため、平成15年度から点検作業が開始され、平成18年3月22日に新公園計画がスタートしました。なお、この点検において、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成10年3月に環境庁（現環境省）から地種区分の事務所修正案が本県に提示され、関係市町村等の合意が得られたことから、同年4月、環境庁に同意の旨を回答し、平成12年4月、環境庁から示された最終原案に異議ない旨を回答しました。これらを受け、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、約5年を経過したことから、環境省では平成17年12月に県及び関係市町村を対象に公園計画点検にかかる説明会を開催し、見直し・点検作業を経て平成20年2月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。なお、この際、既存の車道、休憩所、宿舎及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。保護計画の川俣東沢溪谷の主要部分の第1種特別地域への変更及び利用計画の集団施設地区の拡張については旧環境庁に申出を行うとともに、県は利用計画におけるスキー場計画について追加変更の告示を行いました。

(2) 自然公園内における規制(みどり自然課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けら

れています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されており、さらに知事が行う事務についても、本庁の事務と出先機関の事務に分かれています。特に取扱件数の多い富士箱根伊豆国立公園については、富士・東部林務環境事務所に専任の非常勤嘱託職員を配置して円滑な事務処理に努めています。

(3) 自然公園美化推進事業(観光資源課)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

富士山美化清掃事業(富士山美化啓発清掃活動費補助金)

- ・ 富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助
- ・ 補助事業者
 - ア 富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他)
 - イ (公財)富士山をきれいにする会

観光地美化推進事業(富士の国やまなし山岳観光地美化活動補助金)

- ・ 山岳観光地における清掃活動に対する補助
- ・ 補助事業者
 - 南アルプス美化推進協議会(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)
 - 甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、山梨市、北杜市、甲州市)
 - 八ヶ岳南麓美化活動推進協議会(北杜市)

2 自然環境保全地区等(みどり自然課)

(1) 自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、31地区3,650ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、自然活用地区1地区91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物38か所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民173人、県関係職員・市町村職員47人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

(2) 自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

2 - 4 自然とのふれあいの増進

(1) 「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営(みどり自然課)

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを楽しんできたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。なお、平成25年度の利用者は87,230人で、平成6年11月のセンター開館から平成26年3月までの累計利用者数は、1,681,281人です。

八ヶ岳環境と文化のむら

・センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建798.66㎡
園地：2,018㎡、自然観察路：W=1.5m L=1,270m

・スポット地区

水と風切の里(北杜市高根町清里)

清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)

星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)

体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)

泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉町谷戸)

トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)

オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)

ふるさと歴史公園(北杜市小淵沢町上深沢)

すずらん池と水辺の里(北杜市小淵沢町井詰原)

大滝名水と緑の里(北杜市小淵沢町上笹尾)

馬場の里(北杜市小淵沢町下笹尾)

(2) やまなし野鳥観察地の選定(みどり自然課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15か所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申

やまなし野鳥観察地

	指定場所	観察ポイント
1	武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜が池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2	貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3	西沢渓谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4	乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5	シルクの里公園周辺(中央市)	郷土資料館～山之神展望台
6	四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7	三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ)注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8	精進湖パノラマ台	パノラマ台下～パノラマ台
9	県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10	井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11	「フレンドパークむかわ」周辺	「フレンドパークむかわ」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12	山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔～ママの森～平野
13	河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14	三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15	大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

を受け、平成10年3月に決定しました。県では、やまなし野鳥観察地として選定した15か所には、案内板を設置して周知に努めています。

(3) 緑サポーター養成事業(みどり自然課)

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するために実施されています。事業の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である(一財)日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経験年数(通算7年)に算入されます。本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、平成25年度末現在194名が緑サポーターとして登録されています。

(4)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

整備箇所

・釜無水源の森	峡北地域(北杜市白州町)
・ハヶ岳の森	峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町)
・瑞牆の森	峡北地域(北杜市須玉町)
・乙女高原の森	東山梨地域(山梨市牧丘町)
・兜山の森	東山梨地域(笛吹市春日居町)
・大菩薩の森	東山梨地域(甲州市塩山)
・小金沢シオジの森	東部地域(大月市)
・稲山の森	東八代地域(笛吹市八代町)
・河口の森	富士北麓地域(富士河口湖町)
・十谷の森	峡南地域(富士川町)
・本栖の森	富士北麓地域(身延町、富士河口湖町)
・思親山の森	峡南地域(南部町)

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

(5)水辺環境の整備

河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。また、子供たちの総合学習の場としても利用が期待される笛吹市の渋川等地域の意見を多く取り入れた河川空間の整備を進めています。

砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。自然環境との調和や周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した砂防施設の整備により、緑と水辺の快適な溪流空間を確保することが望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の河畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、自然環境を後世に伝えるため“自然と共生できる砂防”をテーマに事業を推進していきます。

(6)山岳環境保全対策(観光資源課)

近年、自然志向の高まり等を背景に、自然公園をはじめとする県内の山々にも多くの人々が訪れています。しかし、一方では、そうした登山客等の増加に伴い、特に登山シーズンのピーク時においてごみ・し尿の不適正な処理、高山植物の踏み荒らし等、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。本県においても、平成9年の北岳大樺沢の沢水大腸菌汚染に端を発した、山岳地域におけるトイレ・し尿処理問題に対応する必要があることから、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

平成25年度実施事業：北岳二俣仮設トイレ

平成11年から毎年仮設により設置しており、平成25年においても夏山シーズン中に設置した。

- ・処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
- ・設置台数 2基
- ・供用期間 平成25年 7月9日～10月17日
- ・利用者数 5,396人(1日平均53人)

2 - 5 環境影響評価制度の実施等

1 経緯(森林環境総務課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、平成2年9月に制定した「山梨県環境影響評価等指導要綱」に基づき、事業者の理解と協力により環境アセスメント制度⁴を運用してきました。

しかし、環境問題を取り巻く社会の関心や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化すると同時に、環境影響評価法による「法的枠組み」の構築に合わせ、「山梨県環境影響評価条例」を公布(平成10年3月27日)しました。条例は、制度の公平性

⁴ 大規模な開発事業を行うおとす時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

と透明性の確保のため、県民意識調査、インターネットによる意見募集、県民からの意見聴取会、環境審議会における審議等により、多方面からの意見を加味して、基本的事項を規定しています。これらは、環境影響評価法に定める制度や、従来の本県及び他県の制度に比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において、全国的に見ても充実した制度となるよう詳細を定めたものです。

条例の基本的事項

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・環境影響評価法と同様にスクリーニングから始まる手続を導入
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメントの各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業の実施中や供用後のモニタリング調査の導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

2 実施状況(森林環境総務課)

(1) 現在手続中の事業

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続状況(H26.3末現在)

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9～	準備書手続終了 法第1種事業
工場又は事業場の建設事業	大月バイオマス発電事業	発電出力 11,500kw	大月バイオマス発電(株)	H24.1～	準備書手続中 条例第二分類事業

(2) これまでの実績

環境影響評価法の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間	4車線 15km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特例適用事業)	H17.7 ～H25.3	評価書手続終了 法第1種事業
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間	4車線 9km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特例適用事業)	H18.12 ～H25.3	評価書手続終了 法第2種事業 工事中
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9 ～H26.8	評価書手続終了 法第1種事業 工事中

山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理事業	昭和町常永土地区画整理事業	63.4ha	昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会	H17.3 ～ H18.11	条例第二分類事業 工事中
太陽光発電施設	大規模太陽光発電施設等整備事業	25.5ha	山梨県、東京電力(株)	H21.12 ～ H22.2	条例第三分類 判定手続き終了
ごみ焼却施設の設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業	ごみ処理能力 約369t/日	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、(財)山梨県環境整	H19.5 ～ H24.7	条例第二分類事業 工事中
太陽光発電施設	(仮称)山梨県甲斐市太陽光発電所建設事業	29ha	山梨甲斐東平メガソーラー発電合同会社	H25.12 ～ H26.2	条例第三分類 判定手続き終了
太陽光発電施設	(仮称)山梨県甲斐市・韮崎市太陽光発電所建設事業	29ha	SBエナジー株式会社	H25.12 ～ H26.2	条例第三分類 判定手続き終了
太陽光発電施設	クリーンエナジー清里太陽光発電事業	29ha	北杜市	H26.1 ～ H26.2	条例第三分類 判定手続き終了
工場又は事業場の建設事業	大月バイオマス発電事業	発電出力 11,500kw	大月バイオマス発電(株)	H24.1～	準備書手続き終了 条例第二分類事業

山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地	東大月ニュータウン開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、(株)エスディ・ランドシステム	H4.2 ～ H5.5	第2種事業 H10.5造成完了
住宅団地・工業団地	米倉山ニュータウン造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3 ～ H6.12	第2種事業 工事中断中
下水道終末処理場	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha 計画処理人口: 163千人	山梨県	H8.3 ～ H8.11	第2種事業 工事中
レクリエーション事業	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10 ～ H10.3	第2種事業
住宅団地	本栖土地開発	面積:75.5ha	富士急行(株)	H10.6 ～ H11.2	第2種事業

第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物の処理施設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6 ～ H8.12	第2種事業 対象規模10ha未満 H21.5供用開始
----------	--------------------	----------	---------------	-----------------	----------------------------------

国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道増穂双葉線(増穂町～白根町間)	8km	建設省関東地方建設局	H2.6 ～ H3.3	建設省要綱 H18.12供用開始
高速道路	中部横断自動車道白根双葉幹線	7km	山梨県	H2.8 ～ H3.3	建設省要綱 H14.3供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線改築(上野原～大月市)	2車線増築 21km	建設省関東地方建設局	H2.8 ～ H3.3	建設省要綱 H15.3供用開始
水力発電所	葛野川発電所	160万kw	東京電力(株)	H3.1 ～ H3.10	通産省要綱 H10.5完成
高速道路	高規格幹線道路富沢増穂線	46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7 ～ H8.10	建設省要綱 工事中
一般国道	西関東道路一般国道140号(山梨市～甲府市間)	4車線 6.2km	山梨県	H8.11 ～ H9.4	建設省要綱 H18.12供用開始

県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リアモーターカー実験線	リアモーターカー山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、(財)鉄道総合技術研究所、日本鉄道建設公団	H2.7 ～ H2.9	H9.4実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	50万V延長: 19.0km	東京電力(株)	H7.9 ～ H7.12	H10.11完成

3 さわやかな生活環境の保全と創造

3 - 1 大気汚染の防止

1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和46年から大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。平成25年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1)大気汚染状況の常時監視

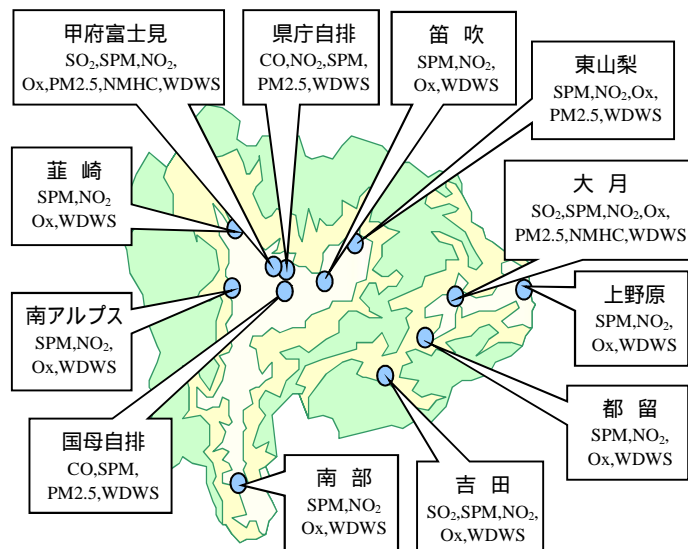
調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。微小粒子状物質については、環境基準が平成21年9月に告示されたため、平成22年度から常時監視を開始しました。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。

測定局の設置場所、測定項目等
各測定局の設置場所および測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局2局の計12局を設置しています。

調査結果の概要

浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)(全局)、微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準が非達成でした。



測定局の設置場所及び測定項目

備考)SO₂:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO₂:二酸化窒素、Ox:光化学オキシダント、PM2.5:微小粒子状物質、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速
衛公研局から名称変更(H22.4.1~)

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、平成25年度の年間値や月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。

平成25年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の一日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の一日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の一日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1時間値の一日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、一日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
測定局数	3	2	12	11	10	5
有効測定局数	3	2	12	11	10	5
達成局	甲府富士見、大月、吉田	県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、吉田都留、南アルプス、東山梨、韭崎、県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス、東山梨、韭崎、県庁自排		甲府富士見、東山梨、県庁自排
非達成局			笛吹、南部		甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス、東山梨、韭崎	大月、国母自排
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	12局中10局※	11局中11局	10局中0局	5局中3局

浮遊粒子状物質（SPM）については、両局とも、環境基準を超える日が2日連続したことによる非達成であった。

有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

評価方法

(1)短期的評価（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準（1日平均値）と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

(2)有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質、指針値¹が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀²、ヒ素³等の8物質並びにその他の2物質の合計14物質を県内で測定しました。

¹ 平成15年9月30日、平成18年12月20日及び平成22年10月15日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。

² 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。

³ 指針値はヒ素及び無機ヒ素化合物について定まっているが、測定分析の効率性を考慮し、指針値との比較評価は当面全ヒ素をもって代用することで差し支えないと定まっているため、指針値に対する評価は全ヒ素の測定結果を用いた。

揮発性有機化合物11物質は県内5地点、金属化合物3物質は甲府富士見局及び吉田局の2地点で実施しており、測定した全ての地点で環境基準を達成し、また、指針値を満足しました。なお、平成25年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

平成25年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件 (環境基準)	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排
環境基準 達成状況	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点

平成25年度有害大気汚染物質に係る指針値の満足状況

	アクリロ ニトリル	塩化ビニル モノマー	クロロ ホルム	1,2-ジクロロ エタン	1,3- ブタジエン	塩化メチル	トルエン	水銀及び その化合物	ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物
指針となる数値 (指針値)	年平均値が 2 μg/m ³ 以下	年平均値が 10 μg/m ³ 以下	年平均値が 18 μg/m ³ 以下	年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下	年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下	未設定	未設定	年平均値が 0.04 μg Hg/m ³ 以下	年平均値が 0.025 μg Ni/m ³ 以下	年平均値が 0.006 μg As/m ³ 以下
測定地点数	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2
指針値を 下回った地点	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田
指針値の 満足状況	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	-	-	2地点中 2地点	2地点中 2地点	2地点中 2地点

(3)光化学オキシダント(Ox)濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10か所の測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、昭和51年7月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定し、毎年、光化学オキシダント濃度が上昇する時期(4月～9月)に強化期間を設け監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

光化学オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報等を発令し、マスクや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報の発令はその年の気候等により増減します。平成25年度は注意報を延べ3日発令しましたが、健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグ注意報等発令規準

区分	発令の基準
予報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ注意報発令日数

地域	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
上野原地域		7	12	12	4	4	7	12	14	3	2	11	2	2	3
大月地域		11	4	3	2	1	3	4	4	3	1				
都留地域						1					1				
吉田地域															
東山梨地域															
笛吹地域							1								
甲府地域						1									
韮崎地域						1									
南アルプス地域			1			1				1					
峡南南部地域		4	2	2	1	1	3		3	2	1				
発令延日数		14	13	12	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2	3
健康被害者数		18	54												

発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。
 発令地域名は平成22年度から発令地域を次のとおり統合。
 ・大月地域と上野原地域 大月・上野原地域
 ・笛吹地域と東山梨地域 笛吹・東山梨地域
 ・吉田地域と都留地域 吉田・都留地域

平成25年度光化学スモッグ注意報等発令状況

発令年月日	発令種類	発令地域	健康被害
7月10日	注意報	大月・上野原	なし
7月12日	注意報	大月・上野原	なし
8月10日	注意報	大月・上野原	なし

2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場への立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を監視及び指導を行っているほか、移動発生源対策として、低公害車の導入支援を行っています。

また、平成18年4月1日から大気汚染防止法が改正され揮発性有機化合物(VOC)排出施設についての規制が始まり、工場・事業場への立入検査及び指導を実施しています。

平成25年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく規制対象施設の届出数は次表のとおりです。

林務環境事務所別 ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び条例に基づく特定施設数(平成26年3月31日現在)

種類 林務 課 種 別 名	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設										大気汚染防止法に基づく 一般粉じん 発生施設		大気汚染防止法 に基づく 揮発性有機化合物 排出施設		条例に基づく特定施設数					合計	
	ボイラー	乾燥炉	産業物 焼却炉	金属 溶解炉	カス・ピツ	ディーゼル 機 関	焼成炉 その他	小計		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	粉じん (製練施設)		ばい煙 (炭素物焼却炉)		小計		事業所数	事業所数
								事業所数	事業所数					事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数		
中北	809	16	27	17	28	163	30	1,090	440	210	30	14	5	21	12	12	12	33	24	1,347	499
峡東	208	2	9	0	5	30	14	268	142	101	9	0	0	26	10	3	3	29	13	398	164
峡南	109	3	2	6	4	16	3	143	76	121	20	6	5	14	7	2	2	16	9	286	110
富士・東部	504	9	12	7	18	40	7	597	286	146	23	4	2	73	32	10	10	83	42	830	353
合計	1,630	30	50	30	55	249	54	2,098	944	578	82	24	12	134	61	27	27	161	88	2,861	1,126
H25.3.31 現在	1,660	30	49	26	56	246	52	2,119	963	565	79	24	13	134	61	29	29	163	90	2,871	1,145

甲府市内に設置されている一般粉じん発生施設、条例に基づく粉じんに係る特定施設は、甲府市で所管しているため表中には含みません。

(特定粉じん発生施設に係る届出は無し)

(1)工場等に対する監視・指導(大気水質保全課)

概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生環境研究所が、ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施しました。

平成25年度は、1,126の工場・事業場のうち246の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の維持管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

立入検査実施状況

		年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ばい煙発生 施設等(*1)	実施工場・ 事業場数		285	332	229	196	212	205	253	226	209	171	126	132	246
	勧告その他 行政指導実施		7	16	12	5	3	3	1	3	8	2	4		
一般粉じん・特定粉 じん発生施 設等(*2)	実施工場・ 事業場数		45	43	135	47	26	43	40	23	15	23	23	8	16
	勧告その他 行政指導実施				1										6
揮発性有機 化合物排出 施設等	実施工場・ 事業場数		-	-	-	-	-	12	14	14	15	15	21	18	13
	勧告その他 行政指導実施		-	-	-	-	-							2	3

* 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

* 2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

実施結果

立入検査による行政指導件数は9件で、一般粉じん発生施設に係るものが6件、揮発性有機化合物排出施設に係るものが3件でした。これらは届出の未届に係るもので、法に基づく届出の徹底を指導しました。

(2) 光化学オキシダント対策(大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物(NO_x)と揮発性有機化合物(VOC)が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。このうち、 NO_x については、固定発生源(工場・事業所等)、移動発生源(自動車)とも削減対策が進んでいますが、VOCについては、移動発生源対策は昭和49年度から始まっているものの固定発生源対策が十分ではありませんでした。よって、平成16年度に大気汚染防止法の改正を行い、平成22年度を目処に排出量を平成12年度から3割削減する目標とし対策を進めてきたところ、平成22年度の排出量は約4割の削減がなされたと推計されました。

しかし、全国的に原因物質の排出量が減少してもオキシダント濃度が上昇する(低減しない)といった現象が観察されています。これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されていますが、今後も、国内における排出抑制対策を継続していく必要があります。

窒素酸化物(NO_x)対策

本県には原因物質に係る大規模な発生源は無いものの、毎年光化学スモッグ注意報を発令しており、平成4年度には全国最多の発令日数となりました。このため、平成5年度から NO_x の削減対策について検討を始め、平成8年度に大気拡散シミュレーションモデルにより、県内の高濃度 O_x の出現を検証したところ、主原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流によるものと判明しました。これを踏まえ、平成10年度に「窒素酸化物削減計画」(目標年度:平成15年度)を策定し、県全域における指導啓発等の発生源対策を行いました。この結果、平成15年度の総排出量の実績値は予想排出量から24%減少し、削減計画目標値(NO_x 20%削減)を達成しました。

NO_x については、自動車排出ガスの規制強化等により今後さらに排出量が削減されることが見込まれていますが、今後も低公害車や低 NO_x バーナー等の普及促進を継続していきます。

揮発性有機化合物(VOC)対策

大気汚染防止法の改正により、平成18年4月からVOC排出抑制対策が開始されました。このVOC排出抑制対策は、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される『自主的取組』と、規模の大きいVOC排出施設の『法規制』の双方を適切に組み合わせる相乗的な効果を発揮させる手法(政策のベスト・ミックス)で行っています。今後も、法の遵守と『自主的取組』によるVOC排出抑制の継続が重要です。

県内には、12事業所24施設のVOC届出施設がありますが、毎年、全施設の立入検査を行いVOC削減の早期実施等について指導・助言しています。

(3) 浮遊粒子状物質対策(大気水質保全課)

浮遊粒子状物質(SPM)⁴の主な発生源は、環境省の調査結果によると、関東地域では自動車が34%、工場等が29%、火山活動等の自然界由来が24%で、そのうち自動車に由来するSPMは、ディ

⁴ (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (100分の1mm)以下の物質をいう。

ーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされています。

本県においては、平成13年6月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置し、SPMの削減について検討を開始するとともに、平成14年度から平成16年度にかけSPMの測定体制の強化や主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握などを行い、平成18年3月に「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」として取りまとめ、啓発等を行っています。

「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」の概要

- 1 本県のSPMによる大気汚染状況
近年における本県のSPMによる汚染は、固定局における調査結果から、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはなく、SPMに係る大気環境は良好な状況にある。
また、平成15・16年度の調査結果から、DEP(ディーゼル排気微粒子)の排出規制を行ってもSPM濃度を低下させる効果は小さい。
- 2 本県が取り組むべきディーゼル自動車排出ガス対策
近年における本県のSPMによる汚染は、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはないこと等から、本県においては、現時点では、条例によるディーゼル自動車排出ガスに係る規制は必要ないと考えられる。
本県ではこれまで、自動車排出ガスの削減に関する対策として、種々の施策を行ってきたところであり、今後も、平成17年2月に策定した山梨県環境基本計画の目標の1つであるSPMの大気汚染に係る環境基準100%達成をより確実なものとするため、県内のSPM汚染状況の推移を把握しつつ、今後も、低公害車の導入やアイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発の推進等を行う必要がある。

自動車は窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、長年に渡り対策が行われてきました。さらに国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に「県有車両への低公害車導入方針」を策定し、導入を図ってまいりました。平成24年度からは「車両導入に関する基本方針」を定め、引き続き導入促進を図っています。現在まで、圧縮天然ガス(CNG)自動車55台を導入しており、県有車両の低公害化が進んでおります。

また、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バス事業者に対し低公害バス(CNGバス、ハイブリッドバス)を導入する際の費用の一部を助成しており、平成25年度末までに67台の低公害バスが導入されています。

低公害車の普及状況(平成25年度末現在)

種類	電気	FCV	CNG (平成21年排ガス規制適合かつNOx10%低減)	PHV	クリーン ディーゼル 乗用	ガソリン車・低燃費かつ低 排出ガス認定車(22年基 準)		ガソリン車・低燃費かつ低 排出ガス認定車(17年基 準)		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合NOx・ PM10%以上低減		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合	
						ガソリン	ハイブリッド	ガソリン	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド
台数	220	1	6	258	1,171	28,678	5,379	26,010	26,864	2,306	25	191	12

軽自動車・二輪車を除く。また、平成24年度から集計対象が「エコカー減税制度」の対象車両となっている。(国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」)

FCV:燃料電池自動車 CNG:(圧縮)天然ガス自動車 PHV:プラグインハイブリッド自動車

天然ガス充填所

山梨県甲府天然ガススタンド・エコステーション	甲府市飯田3-2-34
ハイランドエコ・ステーション	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用が可能な天然ガス充填所は、上表のとおり2か所である。なお、小型燃料充填所を設置している事業所も1か所(東京ガス山梨管内)ある。

(4)エコドライブ運動の推進(森林環境総務課)

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、平成9年度から取り組んできた「アイドリングストップ運動」を継承、

強化し、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ運動」を平成16年度から進めています。これは、「アイドリングストップ」を含む「エコドライブ10のすすめ」に取り組むことを宣言した上で実践してもらうもので、宣言者にはステッカーを配付しています。

平成17年10月には、「山梨県生活環境の保全に関する条例」において「アイドリングストップ」を義務化し、平成22年度から、「やまなしエコライフ県民運動」の7つのエコ活動の一つとして、「エコドライブ運動」を推進しています。

平成25年度の宣言数2,288台（平成9年度からの累計宣言数144,456台）

〔エコドライブ10のすすめ〕

・ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
・減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
・エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコン(A/C)スイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
・ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。
・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを予め確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
・タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
・不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は荷物の重さに大きく影響されます。
・走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。
・自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

平成24年10月に見直しが行われ、新しい「エコドライブ10のすすめ」が策定された。

(5) 道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等の排出量の削減が大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を向上することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減が期待されます。

(6) アスベスト対策(大気水質保全課)

大気汚染防止法では、アスベスト(石綿)が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等(除去、封じ込め、囲い込み)の“特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが

義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

平成25年度は42件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ46回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん装置の設置法等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するた

平成25年度 アスベスト大気環境調査結果

測定場所		総繊維数濃度(本/L)	
		夏期	冬期
甲府市	丸の内1丁目	0.056	0.056
甲府市	富士見1丁目	0.11	<0.056
市川三郷町	高田	0.11	<0.056
都留市	田原3丁目	0.056	<0.056

め、平成17年度からアスベスト調査を夏期・冬期の年2回実施しており、平成25年度は前年度に引き続き、県内4か所において実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」に基づいて行いました。これは、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/ℓを超過した場合は電子顕微鏡でアスベストかどうか同定する方法です。

平成25年度は総繊維数濃度が1本/ℓを超えた調査地点はありませんでした。大気汚染防止法のアスベスト製品製造工場等の敷地境界基準であるアスベスト濃度10本/ℓと比較しても非常に低い値となっています。

なお、WHOクライテリアにおいて、「都市における大気中のアスベスト濃度は、一般に1本/ℓ以下～10本/ℓであり、それを上回る場合もある。」、「一般環境中においては、一般住民へのアスベスト暴露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、アスベストのリスクはない。」とされています。

3 - 2 水質の保全

1 水質の状況(大気水質保全課)

県では、水質保全対策のための常時監視として、昭和48年度から公共用水域水質測定を、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っています。また、河川については、昭和59年度から水生生物を指標として水質評価を行う水生生物調査も行っています。

(1) 公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は、約2,095.6kmに及んでいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。平成25年度は、36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)で水質測定を実施しました。

測定期間及び測定回数

平成25年4月から平成26年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)において、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

測定結果

ア 健康項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。平成25年度は、塩川流域(塩川ダム貯水池)において、自然由来のため、砒素が0.016mg/ℓ(年間平均値)と環境基準(0.010mg/ℓ)を超過しましたが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

公共用水域の水質測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	平成25年度 BOD(COD) 値	平成25年度 環境基準 達成状況	平成24年度 BOD(COD) 値	平成24年度 環境基準 達成状況
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	0.8		0.5	
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	1.2		0.8	
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	2.1	×	1.5	
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.8		0.8	
	黒沢川	黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.5		1.9	
		滝沢川	6	新大橋	B	3	3.1	×	3.9	×
	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	0.8		0.7	
			8	三郡東橋	A	2	2.1	×	1.3	
		重川	9	重川橋	B	3	2.0		1.4	
			10	日川橋	A	2	1.1		0.7	
		平等川	11	平等川流末	B	3	1.9		1.9	
			12	濁川橋	C	5	3.3		3.2	
			13	桜橋	AA	1	0.7		0.6	
	荒川	荒川上流	14	二川橋	B	3	1.8		1.5	
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	1.6		1.9	
相模川	相模川上流	16	富士見橋	AA	1	0.6		0.7		
		17	大月橋	A	2	1.1		1.0		
	宮川	18	昭和橋	B	3	3.0		2.6		
		19	柄杓流川流末	A	2	0.9		1.0		
	朝日川	20	落合橋	A	2	0.5		0.6		
		21	西方寺橋	A	2	0.9		0.9		
		22	鶴川橋	A	2	0.9		0.7		
達成地点 / 評価対象地点							19/22		21/22	
相模川	山中湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.4		2.4	
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	3.1	×	2.6	
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.3		2.3	
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.1	×	3.0	
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.0		1.0	
達成地点 / 評価対象地点							3/5		5/5	

類型AA: BOD1mg/ℓ以下、COD1mg/ℓ以下 A: BOD2mg/ℓ以下、COD3mg/ℓ以下
 B: BOD3mg/ℓ以下 C: BOD5mg/ℓ以下

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA, A, B, C, D, E)、湖沼4種類(AA, A, B, C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA, A, B, Cが、湖沼にはAA, Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における平成25年度生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率⁵(カッコ内は前年度の達成率等)は次のとおりです。

- ・河川: 86.4% 19水域 / 22水域 (95.5% 21水域 / 22水域)
- ・湖沼: 60% 3水域 / 5水域 (100% 5水域 / 5水域)

また、水生生物に係る環境基準項目については、平成21年度に環境省が相模川水系及び富士川水系を類型指定するとともに、平成22年度に本県が県内の支川を類型指定しています。平成25年度の水生生物に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

⁵ BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

(2) 水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いることで、なお一層実際的な水質の把握が可能となります。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

平成25年度は河川21地点について、17団体、315人の協力を得て調査を実施し、その結果は、全調査地点の81%を占める17地点が「きれいな水(水質階級)」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

(3) 地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

平成25年度の結果では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(定点方式10地点、ローリング方式42地点)において、砒素が1地点で環境基準を超えて検出されましたが、それ以外の地点では全て環境基準を達成しました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

継続監視調査では、過去に環境基準を超過した37地点について調査を実施したところ、12地点で環境基準を超過しました。今後もこれらの地点については、継続監視調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

平成25年度概況調査結果

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
カドミウム	0.003	0	2 (0.0003 ~ 0.0012)	40
鉛	0.01	0	4 (0.005 ~ 0.008)	38
砒素	0.01	1	1 (0.006)	40
塩化ビニルモノマー	0.002	0	1 (0.0004)	41
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	1 (0.0007)	41
トリクロロエチレン	0.03	0	1 (0.003)	41
セレン	0.01	0	1 (0.002)	41
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	38 (0.05 ~ 7.7)	4
ふっ素	0.8	0	27 (0.05 ~ 0.34)	15
ほう素	1	0	12 (0.04 ~ 0.91)	30
その他17項目	-	0	0	42

要監視項目	指針値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	指針値超過	指針値内検出	不検出
ニッケル	-	0	7 (0.001 ~ 0.015)	23
モリブデン	0.07	0	1 (0.026)	29
全マンガン	0.2	0	8 (0.02 ~ 0.18)	22
ウラン	0.002	0	2 (0.0002 ~ 0.0003)	28
その他20項目	-	0	0	30

平成25年度継続監視調査結果

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
全シアン	不検出	0	0	2
鉛	0.01	0	0	3
砒素	0.01	2 (0.023 ~ 0.045)	1 (0.005)	2
塩化ビニルモノマー	0.002	0	1 (0.0003)	16
1,2-ジクロロエタン	0.004	0	0	20
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	4 (0.002 ~ 0.037)	16
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	2 (0.012 ~ 0.028)	18
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	8 (0.0007 ~ 0.021)	12
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0	0	20
トリクロロエチレン	0.03	0	2 (0.003 ~ 0.024)	18
テトラクロロエチレン	0.01	3 (0.011 ~ 0.095)	8(0.0005 ~ 0.0092)	9
ベンゼン	0.01	0	0	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6 (13 ~ 21)	7 (5.0 ~ 10)	0
ふっ素	0.8	1 (1.1)	0	1

2 水質汚濁防止対策

(1) 法令による排水規制等(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場、事業場に対し排水規制及び地下水汚染の未然防止に係る規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。また、同法では、有害物質を使用する特定施設や有害物質を貯蔵する施設に対する構造基準等も定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2) 規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく届出事業場数は、平成25年度末で5,109でした。業種別の内訳では、旅館業が50.6%を占め、次いで洗たく業6.5%、自動式車両洗浄施設6.1%、畜産農業4.8%、酸・アルカリによる表面処理施設3.5%であり、これら5業種で全体の約7割を占めています。平成25年度は、延べ450事業場について立入検査を実施し、うち305事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、29事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導や改善勧告等を行いました。

特定施設等届出数等の推移(上段()内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
項目													
特定事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)	(448)
	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,309	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148	5109
水質汚濁防止法	(667)	(666)	(668)	(681)	(647)	(628)	(534)	(536)	(540)	(503)	(487)	(454)	(423)
	5,361	5,385	5,358	5,360	5,312	5,389	5,195	5,149	5,153	5,124	5,067	5,036	5000
横出し(県条例)	(28)	(28)	(28)	(29)	(28)	(29)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(25)
	120	118	115	114	114	116	114	113	112	112	112	112	109
指定工場数	(56)	(43)	(43)	(41)	(40)	(37)	(18)	(16)	(20)	(18)	(17)	(16)	(15)
	141	105	110	108	106	101	77	70	76	75	68	67	64
排水基準適用事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)	(150)
	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956	971
有害物質使用事業場	(76)	(87)	(86)	(86)	(35)	(27)	(22)	(20)	(112)	(106)	(87)	(86)	(83)
	295	275	285	276	220	212	196	192	295	286	286	300	317
排水量20m ³ /日以上(除有害物質使用)	(77)	(31)	(72)	(79)	(37)	(34)	(29)	(29)	(71)	(68)	(68)	(69)	(67)
	810	776	769	760	668	648	666	617	655	647	630	648	646
横出し(県条例)	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	16	15	11	11	11	10	11	9	9	9	8	8	8

立入検査・採水検査実施の推移(上段()内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
項目													
立入検査													
実施事業場数	(18)	(5)	(15)	(19)	(17)	(46)	(66)	(31)	(11)	(28)	(7)	(15)	(8)
	678	636	525	596	698	773	690	614	464	498	460	413	450
対象事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)	(448)
	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,503	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148	5109
採水検査													
実施事業場数	(8)	(0)	(5)	(3)	(5)	(2)	(2)	(17)	(0)	(2)	(0)	(2)	(3)
	361	319	292	395	445	398	446	423	294	343	316	317	305
対象事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)	(150)
	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956	965
排水基準違反事業場数	(4)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
	56	57	33	56	65	33	53	57	38	42	33	36	29

(3) 富士五湖の水質保全対策(大気水質保全課)

近年、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが生じ、全国的な問題になっています。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、昭和61年7月から一部が供用開始されています。

(4) 生活排水対策

生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の実情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成26年3月に前構想(平成15年7月策定)の見直しから5年が経過し目標年度を迎えたこと等を踏まえ、「山梨県生活排水処理施設整備構想2014」を策定し、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の

防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況と今後の予測

年度	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集排水処理施設	生活排水処理人口	生活排水クリーン処理率実績値 (目標値)	前年度ポイント比較
平成4年度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%	-
平成7年度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%	-
平成8年度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%	2.2
平成9年度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%	3.2
平成10年度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%	3.1
平成11年度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%	3.5
平成12年度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%	3.6
平成13年度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%	3.2
平成14年度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%	4.1
平成15年度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)	4.3
平成16年度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)	2.3
平成17年度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)	1.4
平成18年度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)	2.6
平成19年度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)	3.0
平成20年度	871,481	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)	1.6
平成21年度	864,210	519,537	16,328	108,424	7,468	57	651,814	75.4% (76.4%)	0.6
平成22年度	860,559	525,838	16,178	104,164	6,551	53	652,784	75.9% (78.0%)	0.5
平成23年度	855,746	529,128	16,460	108,856	6,512	52	661,008	77.2% (79.6%)	1.3
平成24年度	863,917	539,542	16,088	112,612	6,541	50	674,833	78.1% (81.0%)	0.9
平成25年度	857,879	545,766	15,982	115,301	6,465	50	683,564	79.7% (79.0%)	1.6
平成26年度	851,768	546,190	15,555	112,521	6,625	46	680,937	(79.9%)	
平成27年度	845,834	548,606	15,433	113,208	6,372	45	683,664	(80.8%)	
平成28年度	840,924	550,547	15,351	114,237	6,392	43	686,570	(81.6%)	
平成29年度	835,985	552,506	15,266	115,251	6,412	41	689,476	(82.5%)	
平成30年度	830,988	554,454	15,169	116,266	6,432	38	692,359	(83.3%)	
平成31年度	826,053	556,439	15,094	117,224	6,452	37	695,246	(84.2%)	
平成32年度	821,094	558,785	15,001	117,964	6,471	35	698,256	(85.0%)	
平成33年度	815,652	559,924	14,899	118,883	6,491	33	700,230	(85.8%)	
平成34年度	810,224	560,625	14,795	119,940	6,511	31	701,902	(86.6%)	
平成35年度	804,795	562,323	14,692	120,902	5,731	28	703,676	(87.4%)	

注)平成26年度以降は推計値(目標値)

下水道の整備(下水道室)

下水道は、トイレの水洗化などにより、快適で衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和29年度に甲府市が最初に着手し、平成25年度末で27市町村のうち24市町村(事業実施率89%)が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口/行政人口)は平成25年度末で63.6%となりました。

県では下水道の整備を促進するため、平成3年度から公共下水道普及促進費補助金制度を創設し、市町村の国庫補助対象事業の2.5%(一定要件を備えるもの)を補助しています。また、平成7年度から同制度を拡充して市町村の単独事業費についても2.5%を補助(一定の要件を備えるもの)することとし、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村 (一部供用開始年月)
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町(旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4))、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市(旧中道町(H5.7))、山梨市(旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10))、笛吹市(旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7))、甲州市(旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7))
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市(旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4))、甲斐市(旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10))、中央市(旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4))、市川三郷町(旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11))、富士川町[旧増穂町(H5.4)、旧蹴沢町(H7.4)]、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市(旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7))、甲州市(旧大和村(H13.4))、市川三郷町(旧六郷町(H11.7))、早川町(H2.4)、身延町(旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)、旧下都町(H22.10))、富士河口湖町(旧上九一色村(H11.7))、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4)

富士北麓流域下水道(流域全体の普及率58.6%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	45.4	忍野村	59.6	山中湖村	71.9	富士河口湖町	77.6

峡東流域下水道(流域全体の普及率56.7%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	83.9	山梨市	48.3	笛吹市	60.6	甲州市	53.4

釜無川流域下水道(流域全体の普及率62.8%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	58.7	南アルプス市	43.8	甲斐市	71.6	中央市	68.9
市川三郷町	82.5	富士川町	76.8	昭和町	73.4		

桂川流域下水道(流域全体の普及率28.9%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	13.3	都留市	27.6	大月市	17.1	上野原市	44.6
西桂町	47.6						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	95.2	北杜市	63.4	甲州市	90.9	市川三郷町	91.9
早川町	5.0	身延町	48.0	昭和町	100	富士河口湖町	22.2
小菅村	92.5	丹波山村	95.8				

農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥又は、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。事業実施のための要件は、農業振興地域内であること、受益戸数おおむね20戸以上とし、特に、農村地域は集落が分散した疎な居住空間であることから、経済性、水のリサイクル、汚泥の農地還元、集落コミュニティの維持強化を考慮した小規模分散型污水处理システムを取り入れています。

補助制度としては、事業費に対して国補50%のほか、事業の普及促進を図るため、生活排水処理率が県の目標値82%に満たない事業実施市町村に対して、事業費の2.5%を普及促進費補助金として助成しています。なお、一定の要件に合う過疎市町村では県営農業集落排水事業での実施が可能です。本県では、58処理区(処理人口20,247人)を対象に整備計画を推進しており、平成25年度までに44地区(富士川町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)が採択され、平成25年度末までに44地区が完了し供用を開始しています(整備計画に対しては86%の進捗率)。

浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽33万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。平成25年度は、19市町村において実施され、720基分の助成を行いました。

イ 浄化槽市町村整備推進事業

市町村自ら浄化槽を各戸に整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、事業の維持管理等の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の50%に対する交付税措置があります。平成25年度の事業実施市町村は、5市町村であり、110基が設置されました。

平成25年度浄化槽設置整備事業設置基数(国庫交付金に係るもの)

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
北杜市	156	鳴沢村	17	都留市	69	上野原市	44
早川町	4	身延町	16	甲府市	55	富士吉田市	93
大月市	42	南部町	42	富士河口湖町	18	忍野村	6
山梨市	18	笛吹市	21	西桂町	9	市川三郷町	4
富士川町	13	韮崎市	61	南アルプス市	32		

平成25年度浄化槽市町村整備推進事業設置基数

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
甲州市	34	甲斐市	20
北杜市	19	山梨市	12
甲府市	25		

(5) 内水面の有効利用に関する知識の普及啓発(花き農水産課)

釣り人などの河川湖沼の利用者に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルール等の普及啓発活動を行うことにより、良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図っています。

(6) 水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚が浮上したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

平成25年度は61件の水質事故が発生しました。内訳は、油流出事故が47件、魚へい死事故が5件、その他9件でした。

3 - 3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

(1) ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国ではダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、環境基準を定めました。同法では、規制対象施設を次のとおり定め、それぞれ排出基準を定めています。

特定施設 ダイオキシン類に係る排出ガス及び排水に関する規制対象施設 大気基準適用施設 アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。 水質基準対象施設 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。
--

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。平成25年度末現在の特定施設の届出状況は次表のとおりであり、届出施設(大気関係、水質関係)の総数は99施設となっています。

県では、これらの施設を設置する事業場に立入調査を実施しており、平成25年度は延べ69の事業場へ立入調査を行いました。また、排出ガスの測定を3施設で実施しましたが、全ての施設で基準に適合していました。

大気基準適用施設の届出数(平成26年3月31日現在)

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	2	1
	溶解炉(容量:1t以上)		2
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/時以上又は火床面積:0.5m ² 以上)	処理能力 4 t/h 以上	60	3
	2 t/h 以上～4 t/h 未満		21
	200kg/h 以上～2 t/h 未満		24
	100kg/h 以上～200kg/h 未満		25
	50kg/h 以上～100kg/h 未満		7
	50kg/h 未満	5	
合 計		62	88

水質基準適用施設の届出数(平成26年3月31日現在)

特定施設の種類	事業所数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	7	6
		4
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	1	1
合 計	8	11

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排水、ばいじん及び燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次のとおりです。なお、平成25年度においては73施設中69施設に関して報告があり、報告があった全ての施設については排出基準に適合しました。未報告の4施設についての内訳は、年度途中による廃止2施設、休止1施設及び未測定1施設でした。

排出基準の適合状況等(平成26年3月31日現在)

項目	施設数		報告施設数		未報告施設数		合計
			排出基準		稼働	廃止・故障等	
	適合	不適合	小計				
排出ガス	67	0	67	1	3	71	
排出水	2	0	2	0	0	2	
ばいじん・燃え殻*			66	0	3	69	

注1 施設数は、平成25年度内に稼働実績がある規制対象施設数(年度途中で廃止又は休止した施設を含む)。

注2 排出水の施設数は、設置者による測定義務づけのある事業場数(水質基準対象施設を設置する事業場で排出水の排出がある事業場数)。

注3 ばいじん・燃え殻の基準は、排出基準でないため適否の判定は行わない。

(2)ダイオキシン類⁶の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、平成25年度においては、すべての地点で環境基準を達成しました。

平成25年度ダイオキシン類測定結果

調査対象	調査地点数	調査回数/年(調査時期)	ダイオキシン類の濃度範囲(平均値) ¹	環境基準値	単位	
大気	3	4回	0.0091～0.015 (0.012)	0.6以下	pg-TEQ/m ³	
公共用水域 ²	水質	7	1～2回	0.041～0.52 (0.23)	1以下	pg-TEQ/l
	底質	7	1～2回	0.13～8.8 (1.5)	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	9	1回	0.041～0.043 (0.041)	1以下	pg-TEQ/l	
土壌	一般環境把握調査	7	1回	0.036～2.0 (0.51)	1,000以下	pg-TEQ/g

1 濃度範囲は、各調査地点における年間平均値の最小値及び最大値であり、()内の数値は、すべての調査地点の平均値である。

2 調査は山梨県が6地点、国土交通省が1地点実施した。

(3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定し、平成22年10月に、有害大気汚染物質23物質を「優先取組物質」として見直しました。

⁶ ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ピフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)は、平成9年2月に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、平成26年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、8物質について指針値が設定されています。

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況
環境基準に係る物質
・平成9年2月
ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
・平成13年4月
ジクロロメタン
指針値に係る物質
・平成15年9月
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、
水銀及びその化合物、ニッケル化合物
・平成18年12月
クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン
・平成22年10月
ヒ素及びその化合物

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びその化合物並びにニッケル化合物について測定を行っています。また、平成23年度からは新たに指針値が設定されたヒ素及びその化合物並び新たに「優先取組物質」として追加され同時測定が可能な塩化メチル及びトルエンの測定を開始しています。

2 PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

(1) PRTR⁷制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を經由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、平成25年度には343事業所から届出(平成24年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を平成26年3月6日に公表し、県においても、県内の概要を集計し平成25年7月3日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求(有料)に対応しています

⁷ (Pollutant Release and Transfer Register) 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

1	対象となる化学物質 トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの462物質
2	対象事業者 次の3つの要件を満たす事業者 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分量など国が指定する24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 常用雇用者数が21人以上の事業者 次のいずれかに該当すること。 (ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1トン以上（発ガン性物質は0.5トン以上）である事業所を有する事業者 (イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 (ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者 (エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者 平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5トンから1トンに変更

(2)山梨県内の集計結果の概要

届出のあった事業所数:343事業所（全国:36,504件 県/国:0.9%）

届出排出量・移動量 :2,047t(全国:381,368t 県/国:0.5%)

（以下、集計結果の数値は、四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある）

(内訳)	環境への排出量:	1,379t	(全国:162,239t 県/国:0.8%)
	・大気への排出:	1,362t	
	・公共用水域への排出:	17t	
	事業所から出された移動量:	669t	(全国:219,128t 県/国:0.3%)
	・事業所の外への廃棄物としての移動:	669t	
	・下水道への移動:	0t	

国が行った届出外排出量の推計値: 2,161t (全国:243,578t 県/国:0.9%)

(内訳)	・移動体からの排出量の推計値:	781t	(構成比:36.2%)
	・家庭からの排出量の推計値:	472t	(同:21.8%)
	・非対象業種からの排出量の推計値:	519t	(同:24.0%)
	・対象業種からの届出外排出量の推計値:	389t	(同:18.0%)

物質別排出量等

ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	845	41.3	0.9
塩化メチレン	308	15.0	1.7
クロム及び三価クロム化合物	262	12.8	1.7
ノルマル - ヘキサン	176	8.6	1.2
キシレン	93	4.5	0.2

イ 届出排出量の多い上位5物質

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	765	55.5	1.4
塩化メチレン	249	18.0	2.2
ノルマル - ヘキサン	157	11.4	1.5
キシレン	60	4.4	0.2
エチルベンゼン	27	2.0	0.2

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位5物質

物質名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	765	486	1,251	35.4	1.3
キシレン	60	337	397	11.2	0.6
塩化メチレン	249	16	265	7.5	2.0
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	2	249	250	7.1	1.0
ノルマル - ヘキサン	157	33	191	5.4	1.3

3 - 4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

(1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成25年度は74件で全体の9.5%を占めており、典型7公害の中では大気汚染、悪臭、水質汚濁に次いで4位でした。この発生源は、工場・建設作業によるものが32.4%であり、次いで産業用機械作動によるものが18.9%、家庭生活によるものが10.8%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

(2)騒音対策

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事及び市長に委任されており、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、17市町に当該環境基準の地域類型が当てはめられています。なお、平成10年9月、環境庁(現環境省)は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成11年4月から施行しました。

騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和49年に指定後、昭和52年、昭和61年、平成元年、平成7年、平成12年、平成18年及び平成23年に見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされている。

ます。平成25年度末の県内の特定施設数は、9,581(工場数1,937)であり、その内訳は空気圧縮機等が3,402(35.5%)と最も多く、次いで織機が2,609(27.2%)、金属加工機械が1,485(15.5%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成25年度は、バックホウを使用する作業が74件、さく岩機を使用する作業が21件、くい打機を使用する作業が19件、空気圧縮機を使用する作業が13件等で、合計141件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内⁸の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80kmについて面的評価を行いました。

平成24年度からは騒音規制法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では町村の区域の面的評価を行っています。

面的評価の結果

山梨県が平成25年度に実施した町村の区域の面的評価については、対象区域内の814戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは649戸(79.7%)、昼間のみ基準値以下であったのは29戸(3.6%)、夜間のみ基準値以下であったのは1戸(0.1%)、昼夜間とも基準値を超過したのは135戸(16.6%)でした。

また各市が実施した結果を加えた全県での評価は、対象区域内の31,589戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは29,953戸(94.8%)、昼間のみ基準値以下であったのは496戸(1.6%)、夜間のみ基準値以下であったのは54戸(0.2%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,086戸(3.4%)でした。

⁸ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

(1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひびわれ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。平成25年度の苦情件数は、工事・建設作業に伴うもの6件を含む、計10件でした。

(2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、平成25年度末の施設数が7,278施設(工場数1,430)であり、その内訳は織機が2,256施設(31.0%)と最も多く、次いで金属加工機械が1,680施設(23.1%)、圧縮機が1,460施設(20.1%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が52件、くい打機を使用する作業が25件、舗装版破碎機を使用する作業が3件で、合計80件でした。

3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

(1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。平成25年度の悪臭の苦情件数は103件で、全苦情件数の13.2%と大気汚染に次いで高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活32件(31.1%)、野外焼却13件(12.6%)、産業排水5件(4.9%)等となっています。

(2)悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在24市町村に規制地域を指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

(1)地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われていています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

(2)地盤沈下対策

一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数37測点(当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生ずるほどのものではありませんでした。

平成25年度の調査結果をみると、年最大沈下量は甲府市里吉三丁目(里吉合庁地下水位観測井前)の11.4mmでした。全体的に東日本大震災が起きた平成23年度に比べて平均沈下量は年々減少傾向にあります。

地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、10か所13観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

(3)地下水の保全と適正採取

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めています。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、富士吉田市をはじめ8市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

表 揚水設備設置届出件数

地 区	揚水機の吐出口の断面積	平成25年度
中北	6 c m ² 超50 c m ² 以下	60
	50 c m ² 超	125
	合 計	185
峡東	6 c m ² 超50 c m ² 以下	21
	50 c m ² 超	37
	合 計	58
峡南	6 c m ² 超50 c m ² 以下	36
	50 c m ² 超	35
	合 計	71
富士・東部	6 c m ² 超50 c m ² 以下	54
	50 c m ² 超	35
	合 計	89
合計	6 c m ² 超50 c m ² 以下	171
	50 c m ² 超	232
	合 計	403

5 土壌汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を内容とする「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土壌汚染の状況の把握として、有害物質を使用等していた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に、土壌汚染状況調査を実施することが土地所有者等に義務づけられています。平成25年度末現在で、法の要措置区域に指定されている区域は4件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は10件です。土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

6 公害苦情処理(大気水質保全課)

(1)種類別苦情件数

平成25年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は780件でした。

その内訳を種類別にみると、大気汚染183件(構成比23.5%)、水質汚濁122件(15.6%)、悪臭103

件(13.2%)、騒音74件(9.5%)、振動10件(1.3%)、土壌汚染7件(0.9%)、地盤沈下1件(0.1%)となっており、これら典型7公害の苦情が計500件となり、全体の64.1%を占めていました。

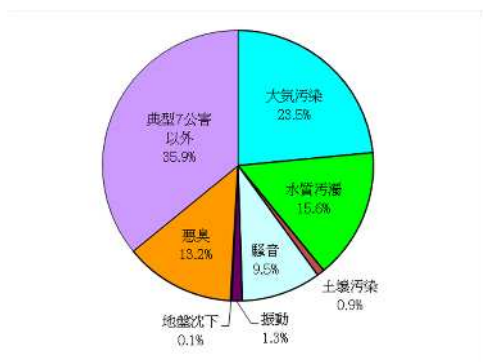
このほか、典型7公害以外の苦情は、280件で全体の35.9%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

(2) 苦情件数の推移

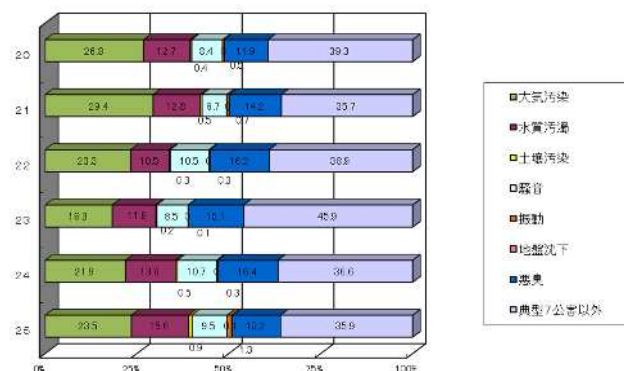
平成25年度の公害苦情件数は、平成24年度に対し、25件増加しました。

主な内訳を種類別にみると、水質汚濁の苦情が19件、大気汚染の苦情が18件、振動の苦情が8件増加しました。反対に、悪臭の苦情が21件減少しました。

年度	典型7公害								典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
10	247	47	1	44	2	0	123	464	84	548
11	253	91	0	46	4	0	110	504	335	839
12	228	116	5	50	3	0	151	553	214	767
13	404	122	4	54	5	0	144	733	347	1,080
14	315	111	2	63	3	0	121	615	270	885
15	293	110	3	66	1	0	122	595	169	764
16	235	82	1	64	1	0	100	483	97	580
17	313	140	1	70	1	0	116	641	253	894
18	332	117	4	60	6	0	144	663	279	942
19	276	122	6	73	4	0	120	601	317	918
20	223	106	3	70	4	0	99	505	328	833
21	249	108	4	57	6	0	120	544	302	846
22	205	92	3	92	3	0	142	537	342	879
23	162	105	2	75	1	0	133	478	405	883
24	165	103	4	81	2	0	124	479	276	755
25	183	122	7	74	10	1	103	500	280	780
対前年度増減	18	19	3	-7	8	1	-21	21	4	25
対前年度比	1.02	0.98	2.00	1.08	2.00	-	0.93	1.00	0.68	0.86



平成25年度種類別苦情割合

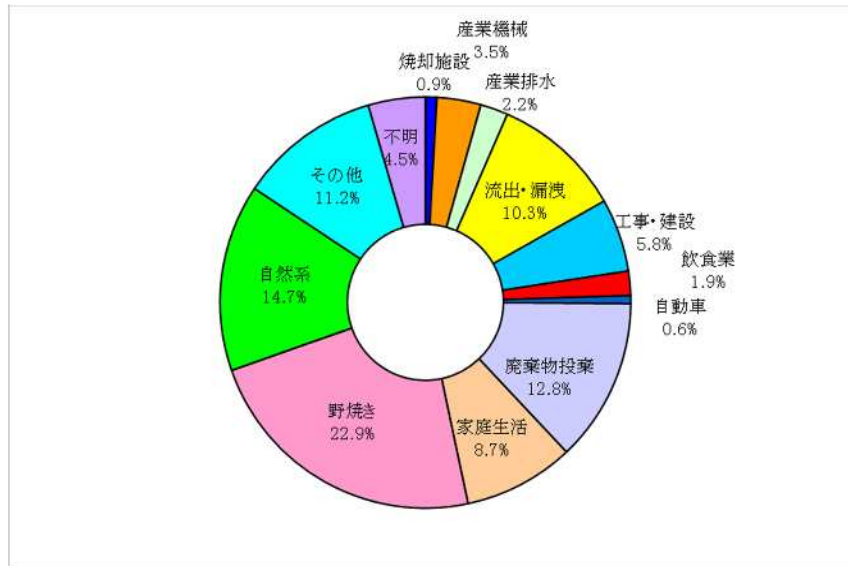


種類別構成比の年度比較

(3) 発生源別公害苦情件数

平成25年度の公害苦情をその発生源別にみると、「焼却(野焼き)」が179件(22.9%)、「自然系」が115件(14.7%)、「廃棄物投棄」が100件(12.8%)、「流出・漏洩」が80件(10.3%)であり、以下「家庭生活」、「工事・建設作業」、「産業用機械作動」と続く結果でした。

平成25年度発生源別公害苦情件数														
発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・建 設作業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	6	4	1		7				2	156		7		183
水質汚濁		1	10	69		1			6		5	6	24	122
土壌汚染				7										7
騒音		14			24	7	5		8			14	2	74
振動		3			6							1		10
地盤沈下													1	1
悪臭	1	4	5	2	3	4		3	32	13	3	27	6	103
典型7公害以外		1	1	2	5	3		97	20	10	107	32	2	280
計	7	27	17	80	45	15	5	100	68	179	115	87	35	780

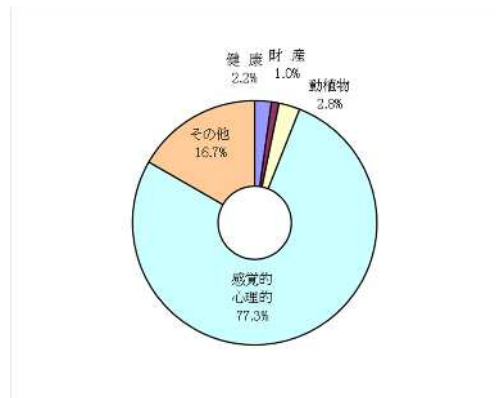


平成25年度発生源別公害苦情割合

(4) 被害の種類別苦情件数

平成25年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が603件で、全体の77.3%を占めており、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害、損害等)22件(2.8%)、健康被害(騒音による寝不足等)17件(2.2%)、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)8件(1.0%)の順でした。

また、その他として、苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが130件(16.7%)あり、生命にかかわる被害の発生はありませんでした。



平成25年度被害の種類別割合

(5) 公害苦情の処理件数

平成25年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数780件のうち、県の機関で受理したものは173件(22.2%)、市町村で受理したものは607件(77.8%)でした。

また、県全体でみると、人口1,000人あたりの苦情件数は0.91件でした。

公害苦情の処理状況については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したものの719件、警察・国等へ移送したものの11件、翌年度へ繰越したものの7件でした。また、原因が不明で一時的な現象であったため、直接処理が不可能であったもの(「その他」)も43件報告されました。

苦情処理件数の推移

項目	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
苦情件数		580	894	942	918	833	846	879	883	755	780
直接処理件数		562	818	886	836	763	794	845	796	501	719
直接処理率(%)		96.9	91.5	94.1	91.1	91.6	93.9	96.1	90.1%	66.4%	92.2%

平成25年度 市町村別・種類別公害苦情件数(平成26年3月末現在)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当り件数
市部	187	105	7	69	10	1	88	467	266	733	1.00
郡部	3	10		5			15	33	14	47	0.37
甲府市	86	20		35	8		19	168	23	191	0.99
富士吉田市	15	1		5	1		11	33		33	0.65
都留市	10	5		5			17	37	44	81	2.56
山梨市	12	4	1	1			5	23	42	65	1.76
大月市	1	1		3		1	5	11	13	24	0.89
韮崎市	3	1		2			1	7	6	13	0.42
南アルプス市	7	23		6			5	41	5	46	0.63
北杜市	1	11		5			2	19	5	24	0.49
甲斐市	42	3		5	1		16	67	120	187	2.51
笛吹市	4	24	6	2			3	39	3	42	0.59
上野原市							1	1	2	3	0.12
甲州市	5	8					3	16	1	17	0.50
中央市	1	4						5	2	7	0.22
西八代郡							4	4	1	5	0.29
市川三郷町							4	4	1	5	0.29
南巨摩郡	1	1		1			5	8	5	13	0.33
早川町											
身延町							2	2	1	3	0.22
南部町											
富士川町	1	1		1			3	6	4	10	0.62
中巨摩郡	2	3		2				7		7	0.37
昭和町	2	3		2				7		7	0.37
南都留郡		6		2			6	14	8	22	0.43
道志村											
西桂町											
忍野村		4		1			3	8	7	15	1.63
山中湖村		1					1	2	1	3	0.51
鳴沢村											
富士河口湖町		1		1			2	4		4	0.15
北都留郡											
小菅村											
丹波山村											
県計	190	115	7	74	10	1	103	500	280	780	0.91

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり10,000立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

平成26年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は次の表のとおりです。

公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
大気関係	110	95(93)	0(0)	49(43)
水質関係				59(51)
騒音関係				5(4)
特定粉じん関係				0(0)
一般粉じん関係				51(40)
振動関係				5(4)
ダイオキシン類関係				0(0)

()は公害防止主任管理者等の代理者数

上記の公害防止管理者の届出状況は県に届出された公害防止管理者のみであり、次の場合は含まれていません。

- ・一般粉じん関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場で、事業場所在地が甲府市内にある場合。
- ・騒音・振動関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場の場合。

8 土地利用の適正化

(1)適正な土地利用に関する計画(企画課)

国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い形で未来へと引き継ぐべき資産です。国土利用計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき制定されるものですが、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行うための長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和52年3月25日に第一次計画を策定し、その後、平成21年3月23日に第四次計画を策定しました。

土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和51年5月20日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

(2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られていますが、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

県による土地利用規制

ア 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(都市計画課)

宅地開発事業が造成区域の内外に及ぼす災害等を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

イ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

昭和47年頃より県下にゴルフ場造成の動きが顕著となり始めたことから、その重要性に鑑み、従来「山梨県大規模土地利用指導要綱」によって行われていた指導をより具体的なものにするため、全国に先駆けて昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行し、より一層の適正化を図ってきました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画法による区域の指定状況(平成26年3月31日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
都市計画区域	12	86,385	20市町村(12市6町2村)
市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
市街化調整区域	1	6,891	4市町(3市1町)
(用途地域)	18	11,048	17市町(12市5町)

イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限等を定めています。

農業振興地域指定状況(平成25年12月1日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
農業振興地域	22	294,522	27市町村(13市8町6村)
うち農用地区域		27,710	

ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林地開発許可制度並びに保安林及び保安施設地区の指定並びにこれらの地区における土地利用行為の制限を定めています。

平成25年度林地開発許可の実績(単位:ha)

開発目的	件数	面積
別荘地の造成		
土石の採取	1	
工場事業場用地	8	20
ゴルフ場		
レジャー施設	1	
その他	3	3
計	13	23

(1haを超える開発を対象とし、数値には変更許可を含む)

[森林整備課] 保安林指定状況は別掲(治山林道課)

国土利用計画法に基づく土地取引規制(企画課)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

事後届出受理状況

(単位:ha)

年次 利用目的	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地	13	9.1	10	3.6	3	7.5	4	2.8	13	7.1	11	4.8	13	2.7	21	4.8
別荘地	1	2.8	4	4.3	1	1.3	1	0.5	1	3.1	1	1.3	0	0	0	0
商業・生産施設	14	20.9	35	35.5	18	24.1	6	13.1	11	3.7	3	2.1	13	13.3	9	4.1
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)	1	0.7	3	1.9	2	6.3	1	4.3	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	4	10.8	2	2.6	0	0	1	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・畜産業	1	2.1	1	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産保有・その他	11	18.3	91	60.8	100	41.8	126	57.4	109	36.4	37	28.9	33	30.9	39	19.6
合計	45	64.7	146	110.0	124	81.0	139	79.7	134	50.3	52	37.1	59	46.9	69	28.5

3 - 5 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1)景観条例制定の経緯(美しい県土づくり推進室)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷などの豊かな自然が織りなす美しい景観とともに、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、旧街道の宿場跡のまち並みなど歴史的文化的資産にも恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹園や田畑など多様で個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しました。本条例では、景観形成地域の指定、大規模行為に関する景観形成、公共事業の実施等に関する景観形成、景観形成住民協定等を柱として、これまで、清里景観形成地域における届出に対する指導(H23.10.1北杜市景観条例施行に伴い廃止)、大規模行為の届出に対する指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、及び市町村景観計画策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

(2)平成25年度における状況(美しい県土づくり推進室)

大規模行為については、54件の届出がありました。

公共事業については、森林環境部、農政部、県土整備部において景観に配慮した事業が行われました。

住民協定についてこれまでの状況は次のとおりです。

住民協定締結地区

- ・ 現在認定されている箇所

甲州市勝沼町等々力地区、笛吹市芦川町新井原地区、富士川町長沢地区、笛吹市八代町奈良原地区、身延町下部湯町地区

- ・ 過去認定されていた箇所

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南町地区、北杜市白州町台ヶ原地区、富士川町大柵地区、富士河口湖町浜町地区、甲府市湯村地区

2 景観の保全・創造に関する施策

(1)美しい県土づくりの推進(美しい県土づくり推進室)

美しい県土づくりガイドラインの策定

本県の景観の現状と課題及び県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策など、美しい県土づくり推進の方向性を示すとともに、各市町村における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定しました。

景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県や市町村の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

景観形成モデル事業費補助金

景観上重要な地域等において景観形成をモデル的に推進する地区を設定し、県・市町村・住民の三者協働による修景事業について、市町村が実施する修景事業と市町村が補助する住民の修景工事に対して県が補助し、市町村の景観計画策定に向けた取組の推進と、景観計画に基づく景観形成の具体的な取組を促進します。

(2)みどりの街並み計画の推進(みどり自然課)

本県は豊かな自然と美しい景観に恵まれています。市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少傾向にあります。都市の緑は、植物の二酸化炭素の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしています。

このため、県では緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定しました。みどりの街並み計画は、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの3つの柱によって構成されており、都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう、長期的視点に立ち、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものです。また、平成26年3月に策定された新たな「山梨県緑化計画」(計画期間:平成26年度～平成35年度)の市街地に関わる部門計画として位置づけられています。

<みどりの街並み計画の概要>

ア 都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進します。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間の緑の整備を促進します。

イ 都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、緑の資源を保全し保護育成を図ります。

ウ みどりを育てる仕組み

樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となった緑化の推進を図ります。さらには、緑づくりの意義を理解し、住民による自主的な緑づくりの展開がされるよう、その環境整備を進め、また、緑の質を維持向上させるため、管理体制の充実を図ります。

(3)緑の風景創造事業(みどり自然課)

計画的な緑化樹養成を行うとともに、緑被率の低い県有施設等を対象に、養成した大型緑化樹、郷土種等を活用した緑化を行いました(平成25年度実施箇所:甲府南高校)。

(4)やまなしの歴史文化公園の整備(美しい県土づくり推進室)

本県は、美しい自然環境に恵まれるとともに、その風土の中で育み築かれてきた歴史的文化的資産も豊富です。県では、このような郷土の歴史的文化的資産が周囲の自然環境又は景観と一体となって、山梨らしさを具現・形成している地域を、「やまなしの歴史文化公園」として指定(平成26年3月末現在:16市町24か所)し、その保全と活用を促進を図っています。それぞれの地域では、これらの公園がもつ歴史的文化的価値を再認識し、住民が自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われています。

(5) 甲府城跡保存活用等の検討 (学術文化財課)

県指定史跡甲府城跡は昭和43年の史跡指定時に実施された学術調査において「天守閣は存在しない。」と結論づけられましたが、平成2年以來実施されてきた舞鶴城公園整備事業に伴った発掘調査の成果などから、近年、本丸周辺に高層建造物は一時期存在していた可能性が高いと指摘されるようになりました。

平成17年6月からは「甲府城跡保存活用等調査検討委員会」を設置し、その調査結果(甲府城の歴史的建造物の姿等)について、平成21年3月に甲府城保存活用等調査検討委員会報告書としてまとめました。

これに続き、県指定史跡甲府城跡の櫓門復元整備の可能性を含めた広範な調査検討を、平成21年4月から「甲府城跡櫓門整備検討委員会」で行い、その報告を受け、県として甲府城跡の保存とともに一層の活用を図るため、経済効果があり、景観的な充実と、市街地活性化に連動した利活用が期待でき、復元根拠が十分である鉄門を復元することとしました。

平成21年12月には「県指定史跡甲府城跡櫓門復元検討委員会」を設置するとともに、鉄門の詳細設計を行い、平成22年9月から復元工事に着手しました。鉄門の復元工事は平成24年12月に完了し、平成25年1月10日から供用を開始しています。

(6) 文化財保存事業費の補助 (学術文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され大切に保存されてきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(7) 建築文化賞による顕彰 (建築住宅課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4つの部門があり、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しています。

平成25年度は、応募総数53件の中から、建築文化賞1件、建築文化奨励賞5件が選ばれました。



H25 建築文化賞 甲府市庁舎

3 公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

平成25年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

事業名	事業費	備考
林道修景事業	10,459	林道施設修景対策工
治山修景事業	13,691	治山施設修景対策工等
県有林野内修景事業	-	-
計	24,150	

4 屋外広告物の適正化(美しい県土づくり推進室)

(1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に有用な情報を提供するとともに、地域の活性化や個性の表現に一定の役割を果たしています。しかし、屋外広告物の無秩序な掲出は地域の美観や周囲の良好な景観を損なうばかりでなく、公衆に危害を及ぼす可能性もあります。このため、県は屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう一定の規制を行うとともに、日常的な監視、講習会の開催及び制度の周知啓発に努めてきました。

(2)屋外広告物の適正化の推進

県が、平成25年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するために行なった、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等は、次のとおりです。

違反広告物に対する年間を通じた指導及び一斉取締り(2回)の実施。

屋外広告物に関する講習会(1回)の実施。

4 地球環境保全対策の推進

4 - 1 地球温暖化の防止

1 地球温暖化防止対策(エネルギー政策課、森林環境総務課)

(1)山梨県地球温暖化対策条例の制定

地球温暖化対策については、本県における二酸化炭素の排出量を平成2年レベルで安定させるため、「山梨県地球温暖化対策推進計画」を全国的にも早い平成8年3月に策定し、民生・運輸部門を中心とした対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年の本県における温室効果ガスの総排出量は、6,983千t-CO₂であり、平成2年の総排出量に比較して15.3%の増加となりました。

このため、県民や事業者等の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していくことを目指して、平成20年12月に「山梨県地球温暖化対策条例」を制定しました。

条例には、本県の温室効果ガスの排出実態を踏まえ、排出抑制計画の策定や家電製品の省エネ性能の表示を義務付けることなどを盛り込んでいます。また、森林県としての特徴を活かした「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を制定し、事業者が森林整備を行った場合には、それによる二酸化炭素の吸収量を県が認証し、その分を排出量から差し引くことができる仕組みとし、企業の森林整備への参加を促すこととしています。

(2)山梨県地球温暖化対策実行計画の策定

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成21年3月24日に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、CO₂排出抑制、森林吸収源、再生可能エネルギーの導入等の対策を進めることとし、2011(平成23)年度の温室効果ガス排出量は、2005(平成17)年度比で 9.7%(森林吸収源分を含む)の削減となりました。

この計画の期間が平成24年度で終了したことから、平成26年3月に新たな実行計画を策定しました。

計画の期間

新たな計画の期間は、2013(平成25)年度から2020(平成32)年度までの8年間とし、長期ビジョン(おおむね2050年)も視野に入れます。

また、温室効果ガスの排出削減量を算出するための基準年度は、東日本大震災により県民意識が大きく変化する前の年度である2010(平成22)年度とします。

計画の対象

対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で規定する次の6種類の温室効果ガスとします。

2013(平成 25)年5月の改正で地球温暖化対策推進法に追加された三ふっ化窒素(NF3)については、この計画の策定時点において排出量の把握方法が示されていないことから、対象に含めないこととします。

温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数*	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源のもの 燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。 非エネルギー起源のもの 廃油や廃プラスチック等の廃棄物の焼却処理や、工業過程における石灰石の消費等において発生。	1	
メタン (CH ₄)	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。	21	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。	310	
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンの冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。	数百～1万程度
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造工程等において使用。	数千～1万程度
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。	2万以上

* 地球温暖化係数:温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したものを。

対象とする地域

本計画で対象とする地域は、山梨県全域とします。

削減目標の設定

ア. 短期目標:2015(平成27)年度

基準年度(2010(平成22)年度)比 10%削減

(森林整備による吸収を考慮しない場合 6%削減)

森林吸収については、2013年度以降の国の方針が定まっていないことから、前計画の目標値を基に暫定値として位置付け(2020年度も同様)

イ. 中期目標: 2020(平成32)年

基準年度(2010(平成22)年度)比 16%削減

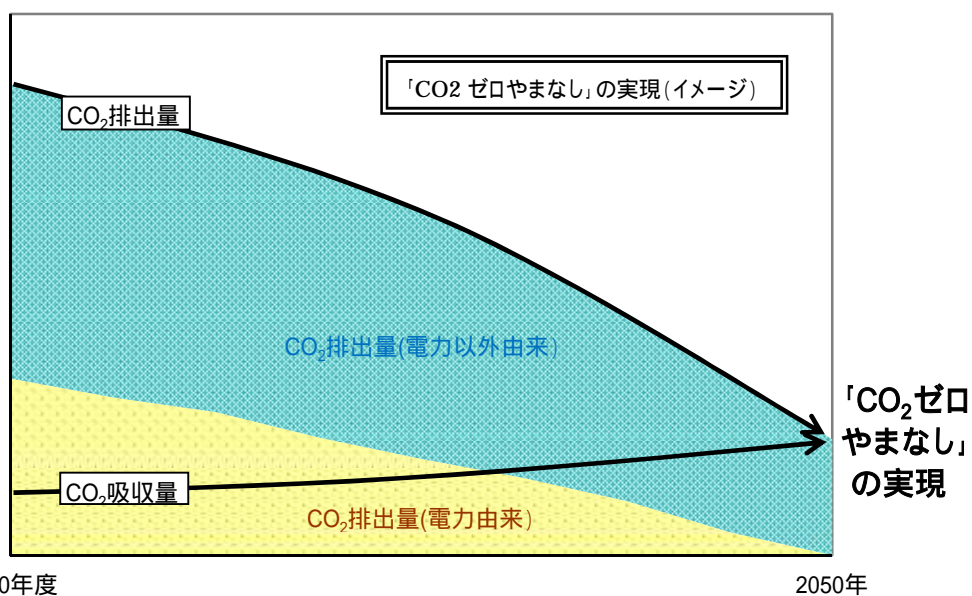
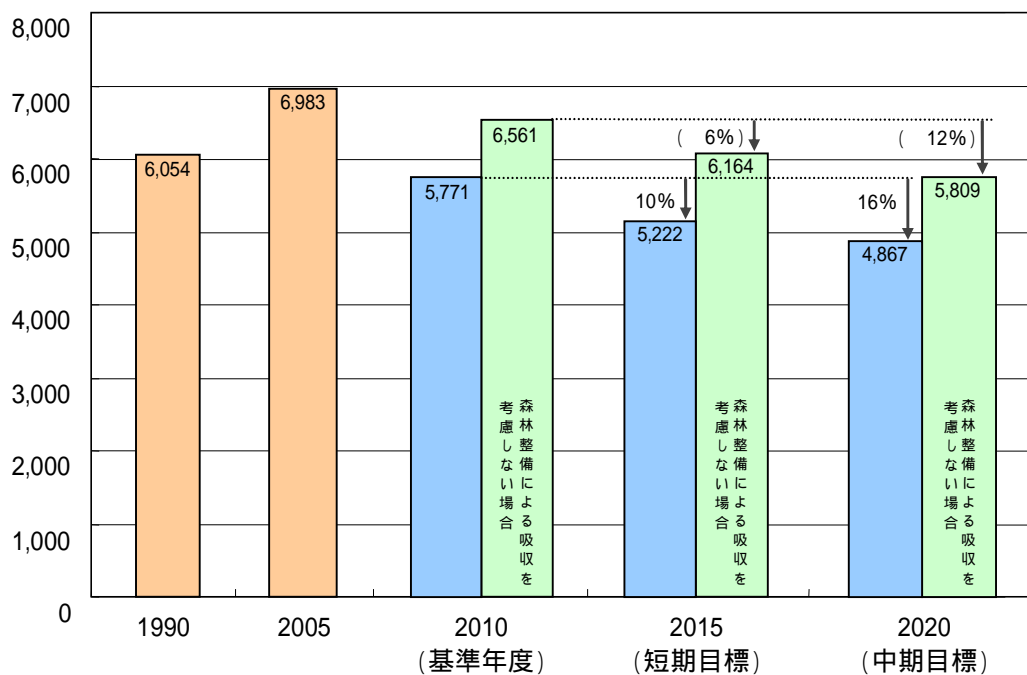
(森林整備による吸収を考慮しない場合 12%削減)

ウ. 長期ビジョン: おおむね2050年

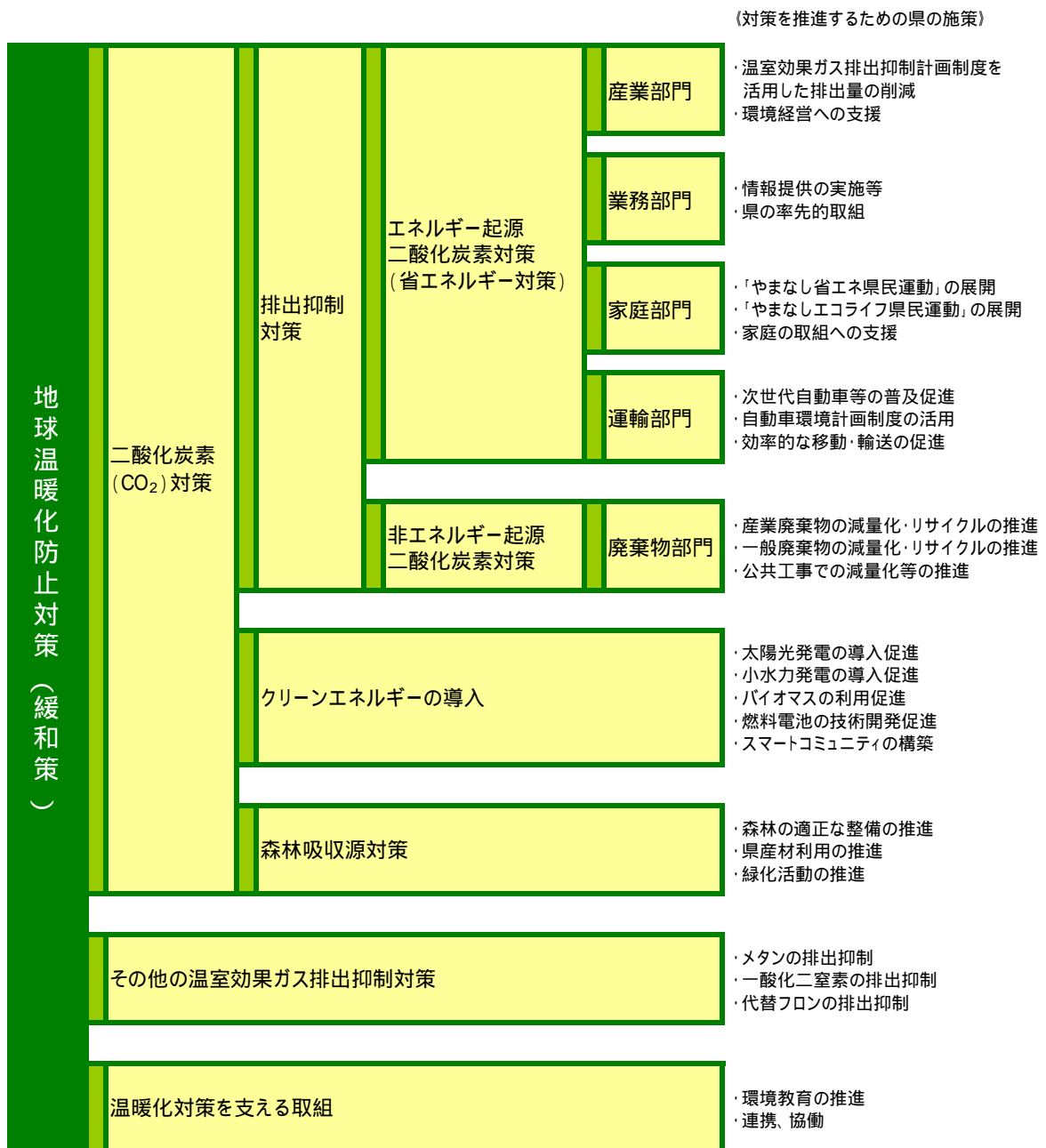
クリーンエネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による吸収などにより、
県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO₂ゼロやまなし」の実現

削減目標の設定

(千 t-CO₂)



温室効果ガス排出抑制等の対策・施策の体系



地球温暖化適応策

適応策 対象分野

水環境・水資源(渇水と洪水のリスク増大)
 水災害(大雨による河川災害、土砂災害)
 自然生態系(高山動植物への影響)
 食料(高温障害、品質低下)
 健康(熱中症リスク拡大)
 生活(不快感、レクリエーション機会減少)

本県の温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂,%)

温室効果ガスの種類	1990 (H2) 京都議定書 基準年	2005 (H17) 実行計画基 準年	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011(H23) H22排出係数 固定	議定書 基準年比	計画 基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	5,730	6,664	7,101	6,694	6,457	6,312	6,752 [6,188]	17.8 [8.0]	1.3 [7.1]	7.0 [2.0]
メタン(CH ₄)	60	38	35	35	35	42	42	30.0	10.5	0.0
一酸化二窒素(N ₂ O)	108	151	145	143	145	101	100	7.4	33.8	1.0
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	18	53	109	124	141	140	155	761.1	192.5	10.7
パーフルオロカーボン(PFCs)	41	49	95	77	25	54	56	36.6	14.3	3.7
六ふっ化硫黄(SF ₆)	97	28	26	25	9	16	16	83.5	42.9	0.0
温室効果ガス総排出量	6,054	6,983	7,511	7,098	6,812	6,665	7,121 [6,557]	17.6 [8.3]	2.0 [6.1]	6.8 [1.6]
森林吸収源対策分	-	-	-	-	772	790	817	-	-	-
温室効果ガス総排出量 (森林吸収源対策含む)	6,054	6,983	-	-	6,040	5,875	6,304 [5,740]	4.1 [5.2]	9.7 [17.8]	7.3 [2.3]

(3) 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策は、県民・事業者・県・市町村の全ての主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要であり、とりわけ県民を中心とした民生部門(家庭)での取り組みが、今後の地球温暖化対策の推進を図るうえで不可欠とされています。このため、県民一人ひとりに身近にできる取り組みなど、草の根的な啓発を行い、地域での実践行動を促していくことが重要です。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、知事は地球温暖化対策の推進のため地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができることとされています。そこで、本県では全市町村に推進員を設置し、地域における地球温暖化対策の啓発などに取り組むことにより、地球温暖化対策を全県的に推進しています(委嘱人数143人、任期:平成25年7月1日～平成27年6月30日[2年間])

(4) やまなしエコライフ県民運動

地球温暖化問題に対応するとともに、持続可能な社会を形成していくためには、資源やエネルギーを大量に消費している社会構造の変革が必要であり、これまでの価値観やライフスタイルに対する考え方を変え、「環境」という視点から見直していくことが求められています。

このため、平成22年度から、日々の生活の中で実践できる7つのエコ活動(レインボーアクション)を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民一人ひとりがこの運動への参加を通じて自らの生活行動を見直し、環境にやさしいライフスタイルへ転換することにより、県民共有の長期ビジョンとして掲げた「CO₂ゼロやまなし」の実現を図っていくこととしました。県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が連携し、県全体でエコライフ活動を推進しています。

レインボーアクション ... マイバッグ運動、マイはし運動、マイボトル運動、リユースびん運動、エコドライブ運動、緑のカーテン運動、環境家計簿運動

参加団体募集

7つのエコ活動のうち1つ以上に取り組む参加団体を募集し、ホームページで公表するとともに、希望団体には、エコドライブステッカーや環境家計簿を配布して取り組みを推進しています。

推進店募集

県民のエコ活動を支援する推進店を募集して、ホームページ等で公表するとともに、推進店にステッカーを配布しています。

マイバッグ推進店	レジ袋の無料配布を中止する店舗 山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会が実施しているレジ袋削減協定締結店舗も推進店として登録
マイはし/リユースはし推進店	マイはしの持参者に割引や特典を実施する店舗またはリユースはし(何度も洗って使えるはし)を使用している店舗
マイボトル推進店	マイボトルの持参者に飲み物を販売する店舗
リユースびん推進店	一升びん、ビールびんなどのリユースびん入りの商品を販売するとともに空きびんを回収する店舗
エコドライブ推進店	自動車の購入者等に対してエコドライブの内容を説明し、希望者からエコドライブ宣言を受け付け、ステッカーを交付する店舗
緑のカーテン推進店	緑のカーテンの苗、種などを販売し、育て方等についてアドバイスする店舗

参加状況等(平成26年3月31日現在)

- ・参加団体の申し込み 201団体 延べ48,177人
- ・推進店の登録

推進店名	登録店舗数	推進店名	登録店舗数
マイバッグ推進店	429	リユースびん推進店	647
マイはし/リユースはし推進店	159	エコドライブ推進店	108
マイボトル推進店	23	緑のカーテン推進店	53
		合計	1,419

(5) やまなし省エネ県民運動

平成24年度まで「やまなし節電県民運動」を展開し、家庭や事業所における節電を中心とした省エネルギー対策を進めてきたことを踏まえ、今後は、県民生活や事業活動に省エネ・節電を定着させ、更なる普及拡大を図るための啓発が必要となります。

こうしたことから、家庭及び事業者双方の参加型事業を実施し、既に省エネに取り組んでいる県民や事業者への普及拡大とともに、これまで積極的には取り組んでこなかった県民や事業者に対しても省エネを促すため、「やまなし省エネ県民運動」を推進することとしました。

具体的な取り組み内容

- ア パンフレット、イベント及び県広報等を活用した省エネ・節電の啓発や広報
- イ 各家庭に合った省エネ対策のアドバイスをする「家庭エコ診断」の実施
- ウ 家庭が取り組んだ省エネ行動を募集し、その事例を広く紹介する「我が家の省エネライフ大作戦」の実施
- エ 事業者を対象とした部門別の省エネ・節電対策を紹介する省エネセミナーの開催
- オ 事業者が取り組む省エネ活動を募集し、優れた取り組みを顕彰し、その事例を広く紹介する「やまなし省エネスマートカンパニー大賞」の実施

電力需要実績

(H25夏)

- ア 東京電力山梨支店エリアの最大電力・・・8月9日(金)108.6万kW
 【 17.3%・・・H22夏の最大電力131.3万kW(H22.8.24)との比較】
- イ 東京電力全店エリアの最大電力・・・8月9日(金)5,093万kW
 【 15.1%・・・H22夏の最大電力5,999万kW(H22.7.23)との比較】

(H25冬)

- ア 東京電力山梨支店エリアの最大電力・・・2月14日(金)109.6万kW
 【 5.6%・・・H22冬の最大電力116.1万kW(H23.1.11)との比較】
- イ 東京電力全店エリアの最大電力・・・2月14日(金)4,943万kW
 【 4.0%・・・H22冬の最大電力5,150万kW(H23.2.14)との比較】

(6)グリーン購入¹の促進

グリーン購入は、実践者のライフスタイルを環境にやさしいものに変えるとともに、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、地球温暖化を招く二酸化炭素などの環境負荷を抑制することができます。

山梨県の取り組み

- ・平成 7年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、再生紙の利用等を明記。
- ・平成 8年度 「グリーン購入ネットワーク」の設立に際し、発起団体となる。
- ・平成10年度 出納局において、「山梨県グリーン購入(環境に配慮した物品の購入)指針」及び「山梨県グリーン購入ガイドライン」を策定した。
- ・平成11年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」をより発展させた「山梨県環境保全率先計画」を策定
- ・平成14年度 「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」適用
- ・平成20年度 山梨県地球温暖化対策実行計画策定(「グリーン購入の推進」を位置づけ)

(7)温室効果ガス排出抑制計画

山梨県全体の二酸化炭素排出量のうち、事業者の活動に係る産業部門・民生部門業務系の排出量は約4割を占めています。

そこで、平成21年度から、事業活動により排出される温室効果ガスの排出抑制計画を事業者から自主的に作成・実施してもらうことで、地球温暖化対策及び環境保全活動を促進しています。

また、平成26年3月に山梨県地球温暖化対策条例施行規則を一部改正し、対象となる事業者の範囲を拡大し、事業者による実効性ある対策を促進することとしました。

- 対象事業者** 県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者で、県内に設置する全ての事業所の年間エネルギー使用量合計が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者は特定事業者となり、計画書の提出が義務となります。(平成26年4月1日施行)
- 手 続 き** 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

¹ 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

提出状況

	H23	H24	H25	計
特定事業者	1 (1)	97 (92)	10 (9)	108 (*101)
トライアル事業者	22 (22)	22 (22)	7 (7)	51 (51)
計	23 (23)	119 (114)	17 (16)	159 (*152)

* 事業所数 ()内は事業者数

* 特定事業者について、H24とH25で同一事業者が重複しているため、計101事業者となっている。

(8)自動車環境計画

平成21年度から、自動車を使用して運輸事業を行う事業者から任意で自動車環境計画を作成・実施してもらい、自主的な地球温暖化対策の取り組みを促進しています。

対象事業者 県内に事業所を有し、自動車を使用して運輸事業を行っている者。一定台数以上の自動車を使用する事業者(トラック30台、バス40台、タクシー20台のいずれか)については積極的な参加を、それ以外の事業者についても任意で参加を呼びかけています。

手続 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

提出状況

	H23	H24	H25	計
努力義務事業者	2	4	2	8
任意提出事業者		4	2	6
計	2	8	4	14

(9)やまなし環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動

山梨県は、事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、平成21年度から独自の環境管理システムとして「やまなし環境マネジメントシステム」を導入し、CO2排出量の削減等に取り組んできました。しかし、更なる節電・省エネルギーが求められている中、県自らも一層の取り組みが必要になってきました。

そこで、「やまなし環境マネジメントシステム」を一部見直し、省エネルギーに重点を置いた「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」の取り組みにより、県が率先して更なる省エネルギーや環境負荷の低減を推進していくこととしています。

ア 計画期間

2013(平成25)年度から2015(平成27)年度まで

イ 適用する組織

全庁

ウ 対象とする取組

- ・庁舎、施設内での省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、リサイクル活動等の環境配慮行動
- ・設備の新設、更新時における省エネルギー化の推進及び計画的な省エネルギー改修の検討
- ・環境関連法令の遵守に係る調査、点検作業

エ システムの基本的な仕組み

組織が自ら環境方針および目的を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを実施及び運用(Do)し、その結果を点検及び是正(Check)し、さらに次のステップを目指した見直し(Act)を行うというPDCAサイクルにより、システムの継続的改善を図りながら、環境の負荷を低減します。

オ 平成25年度の環境目標の達成状況等

- ・温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の目標を達成
- ・目標達成項目(7項目) 電気、灯油、A重油、都市ガス、LPガス、水道、可燃ごみ
- ・目標未達成項目(4項目) ガソリン、軽油、コピー用紙、リサイクル率

項目	(単位)	H22年度実績	H25年度実績	増減 (%)	目標値 (%)	判定
温室効果ガス(1)	(ton)	29,982	25,863 (26,714)	-13.7 (-10.9)	-9	達成
エネルギー使用量	(kL)	17,041	14,504 (15,074)	-14.9 (-11.5)	-10	達成
電気(2)	(kWh)	49,919,890	41,257,252 (43,471,862)	-17.4 (-12.9)	-13	達成
ガソリン	(L)	1,591,379	1,610,206	1.2	0	未達成
軽油	(L)	138,507	136,452	-1.5	-4	未達成
CNGガス(3)	(Nm3)	20,083	17,619	-12.3	-	-
灯油	(L)	1,588,499	1,399,342	-11.9	-9	達成
A重油	(m3)	589,169	433,779	-26.4	-6	達成
都市ガス	(m3)	354,012	323,886	-8.5	-1	達成
LPガス	(m3)	63,236	85,676	35.5	46	達成
水道	(m3)	582,499	550,574	-5.5	0	達成
コピー用紙	(枚)	97,030,103	106,236,097	9.5	-3	未達成
可燃ごみ	(kg)	823,421	732,662	-11.0	-2	達成
不燃ごみ(3)	(kg)	76,917	66,619	-13.4	-	-
資源ごみ(3)	(kg)	649,049	549,762	-15.3	-	-
リサイクル率	(%)	42.0	41.0	-	60%	未達成

1 温室効果ガス排出量の算定は、同条件で経年比較するために、基準年度の排出係数で固定した。(H22排出係数 0.000384)

参考として、直近の排出係数で算出すると、平成25年度実績は温室効果ガス31,681トン、増減は5.7%増となる。(H25排出係数 0.000525)

2 電気については、平成25年9月に開館した防災新館を含めた数値を、参考にかっこ書きで記載した。

3 CNGガス、不燃ごみ、資源ごみについては、目標値は設定されていないが、参考項目として掲載。

(10)次世代自動車充電インフラの整備

平成25年3月、国(経済産業省)が電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備の設置に対する補助を行う「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を開始したことに伴い、エネルギー局では、「山梨県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、平成25年5月10日に経済産業省から業務委託を受けた一般社団法人次世代自動車振興センターの承認を受けました。

このビジョンに基づいて充電器を設置される場合、購入費及び工事費の3分の2の補助を受けることができます。

ビジョン確認の実施状況 (H26.3.31 時点)

	設置場所 主要道路 28箇所	ビジョン		確認実績			設置場所	ビジョン		確認実績	
		急速	普通	急速	普通			急速	普通	急速	普通
1	国道20号 (県内延長102km)	4		2		8	北杜市	5	14	1	5
2	国道52号 (県内延長 91km)	4		3		9	甲斐市	4	5	0	2
3	国道137号(県内延長 37km)	2		1		10	笛吹市	4	24	0	14
4	国道138号(県内延長 14km)	1		1		11	上野原市	3	5	1	0
5	国道139号(県内延長 97km)	4		1		12	甲州市	2	3	1	0
6	国道140号(県内延長 75km)	3		3		13	中央市	3	3	1	0
7	国道141号(県内延長 33km)	2		1		14	市川三郷町	3	4	1	0
8	国道300号(県内延長 27km)	1		0		15	早川町	2	3	0	0
9	国道358号(県内延長 28km)	1		1		16	身延町	2	3	0	2
10	国道411号(県内延長 65km)	3		2		17	南部町	1	2	0	1
11	国道413号(県内延長 33km)	2		0		18	富士川町	2	2	1	1
12	国道469号(県内延長 3km)	1		0		19	昭和町	3	2	0	0
小計		28		15		20	道志村	1	1	0	0
	設置場所 県内市町村 199箇所	ビジョン		確認実績			設置場所	ビジョン		確認実績	
		急速	普通	急速	普通			急速	普通	急速	普通
1	甲府市	7	11	1	5	21	西桂町	1	1	0	0
2	富士吉田市	3	3	0	0	22	忍野村	1	1	0	0
3	都留市	2	3	0	0	23	山中湖村	1	2	0	0
4	山梨市	2	2	1	1	24	鳴沢村	1	1	0	0
5	大月市	2	2	0	1	25	富士河口湖町	4	22	0	5
6	韮崎市	3	4	1	1	26	小菅村	1	1	0	0
7	南アルプス市	4	6	1	2	27	丹波山村	1	1	0	0
		小計				小計		68	131	10	40
		合計				合計		96	131	25	40

2 公共交通機関の利用促進 (交通政策課)

自動車交通の増加は、排気ガスによる大気汚染、地球の温暖化、交通事故の増加などの問題を引き起こし、また、公共交通の経営環境が厳しさを増す中で、高齢者や子供等の移手段が失われつつあります。県では、こうした問題に対処するため、安全でエネルギー効率の良いバス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進しています。

(1) 公共交通機関の現状

本県の交通は、モータリゼーションの進展により、自家用車への依存度が高まる一方、公共交通機関の交通機関分担率は低下の傾向をたどってきています。特に、乗合バスは、利用者の減少と路線廃止による利便性の低下の悪循環により、走行距離も利用者数も著しく減少しています。

交通機関分担率(旅客輸送)の推移(単位: %)

機関/年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
鉄道	17.3	11.9	10.2	5.9	5.4	5.3	4.7	3.7
乗合バス	24.1	15.3	11.5	4.6	3.0	2.0	1.1	0.6
タクシー	7.3	6.1	5.9	3.4	2.2	2.1	1.5	1.0
自家用車	48.5	60.1	69.9	83.3	82.0	87.5	89.9	92.1
その他	2.8	6.6	2.5	2.8	7.4	3.1	2.8	2.6

出典: 国土交通省 統計資料

(2) 公共交通機関の利用促進対策

公共交通利用の普及啓発

県民・事業所・交通事業者・行政が一体となり、交通のあり方、これまでの行動様式を見直し、ノーマイカー運動などの「人と環境にやさしい交通」県民運動を展開しています。

また、県内の事業所にマイカー通勤している者に対して、マイカー利用の自粛と、公共交通や徒歩、自転車など他の通勤手段への転換を促すため、エコ通勤研修会を開催しているほか、平成24年度からは、マイカー通勤者が実際に他の交通手段へと通勤方法の転換に取り組むエコ通勤トライアルウィークを実施しています。

平成25年度には、路線バスの利用促進の新たな取り組みとして、事業者や市町村とともに「やまなしバスフェスタ」を開催し、多くの県民に対して路線バスの魅力をPRするとともに、バス利用を啓発しました。

乗合バス走行キロ・輸送人員の推移(単位:千キロ、千人)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
走行キロ	19,596	17,767	15,304	15,740	11,411	8,284	7,541	9,544
(指数)	(100)	(91)	(78)	(80)	(58)	(42)	(38)	(49)
輸送人員	48,571	37,558	28,443	22,731	15,969	9,671	7,702	9,182
(指数)	(100)	(77)	(59)	(47)	(33)	(20)	(16)	(19)

パークアンドライドの普及・推進

平成24年度から、イオンモール甲府昭和の駐車場を利用したパークアンドバスライドの実証実験に取り組んだ結果、採算運行が可能となる人数の利用者が定着したため、平成26年度から本格運行に移行しています。

バス路線維持活性化対策

バスの利用を促進するため、利便性の向上に寄与するバスカードシステムの整備やバス運行情報提供システムの整備について助成してきました。また、バス路線を維持するため赤字路線や廃止代替バスの運行についても助成しています。

3 森林による二酸化炭素の吸収

(1) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく森林整備の推進(森林整備課)

森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、森林の間伐等を促進するための法律「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、森林整備を推進しています。

(2) 県産材の有効利用の促進(林業振興課)

木材は、再生可能な資源であり、加工に要するエネルギー量が他の資材に比べて格段に少なく、住宅や木製品として使用されている間は、光合成により蓄えられた炭素が引き続き貯蔵されるほか、木質バイオマスを燃料として利用することにより、化石資源由来の二酸化炭素の発生を抑制するなどの効果があることから、二酸化炭素の排出抑制や固定化のため、その利用を促進していく必要があります。

また、こうした優れた特性を持つ木材を供給する県内の森林資源は、一般的に伐採して利用可能となる46年生以上の人工林面積が約6割を占めるなど、木材の供給力が高まりつつあり、これらの森林を適正に循環利用することは、二酸化炭素の吸収量を大きく向上させることにもつながります。

このため、県産材を利用した木造公共施設等の整備に対し助成するとともに、人と環境にやさしい県産材の普及活動を推進し、県産材の有効利用の促進に努めています。

(3) オフセット・クレジットの活用(県有林課)

県有林は、FSC森林管理認証の原則による持続可能な森林経営を行っており、その一環として、県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量について、国のオフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づきクレジット化しています。

このクレジットをカーボン・オフセット²に取組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益について、環境の保全や生物多様性の確保に配慮した県有林の森林整備に活用しています。

4 - 2 オゾン層の保護対策の推進

1 オゾン層の保護対策(森林環境総務課)

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線³のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層が特定フロン(クロロフルオロカーボン)等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。

また、代替フロンとして利用されているHFC(ハイドロフルオロカーボン)については、その種類によって二酸化炭素の数百倍から数万倍の地球温暖化をもたらすことから、HFCについても廃棄時の回収・破壊などの対策が求められています。

(1) フロン対策の経緯等

オゾン層の保護については、「ウィーン条約」など国際的な取り組みにより、その対策が進められてきました。我が国では、昭和63年に制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)により段階的に生産を廃止し、代替フロンへの転換等が進んでいます。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出されないように、これを回収・破壊することが必要とされています。

このことから、本県では平成9年11月25日に、家電、自動車、空調冷凍機器、廃棄物など関係事業者団体と消費者団体が参加する「山梨県フロン回収促進協議会」を設立し、事業活動の中で収

² 日常生活や経済活動で避けることのできないCO₂等の温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。

³ 紫外線は、波長により、A領域紫外線(UV-A:波長315～400nm)・B領域紫外線(UV-B:波長280～315nm)・C領域紫外線(UV-C:波長100～280nm)の3つに区分され、波長が短いほどエネルギーが大きく有害性が増加する。しかし、波長が短いUV-Cは成層圏のオゾンに完全に吸収され地上へ到達しないため、UV-Bが「有害紫外線」と一般に呼ばれており、オゾン層の破壊の影響をもっとも強く受けている。また、紫外線はオゾン全量の影響を受けるほか、大気により散乱・吸収等されたのち地上に到達するため、大気中での透過条件(天候・大気層を透過する距離・大気汚染状況等)により地上への到達量が大きく変化する。このため、同じ標高であれば太陽高度の高い地域(より低緯度の南の地域)が、同じ地域であれば標高が高い地域の方が紫外線量は多くなる。

集されるフロン類の回収を推進してきました。

(2) フロンの回収・破壊処理の法的整備

平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定されました。この法律では、特定製品からのフロン類の回収及び破壊等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置を講じています。

さらに、平成19年10月には、フロン類の回収を一層徹底するため、フロン類の引き渡しに係る行程を管理するための行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収義務の明確化等を主な内容とする改正フロン回収・破壊法が施行されています。

なお、カーエアコンについては、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に移行しています。

また、家庭用エアコン・冷蔵庫については、平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」においてフロンの回収が義務づけられています。

今後とも、これらの法律等に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化防止の双方の観点から、フロン類回収の徹底を図ることが重要となっています。

・回収実績(平成25年度)	冷凍空調機器	7,133台	25,333.35kg
---------------	--------	--------	-------------

4 - 3 クリーンエネルギーの活用

1 やまなしグリーンニューディール計画及びやまなしエネルギー地産地消推進戦略の推進

(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

本県は、全国トップクラスの日照時間、豊かな水、県土の78%を占める森林など自然エネルギーに恵まれています。この自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指すため、平成21年6月、「やまなしグリーンニューディール計画」を策定しました。「やまなしグリーンニューディール計画」では、太陽光発電・小水力発電の普及促進、バイオマス利活用の促進、燃料電池の技術開発の推進などに積極的に取り組むこととしています。

また、平成25年4月、「グリーンニューディール計画推進指針」を踏まえ、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、概ね2050年ごろまでに、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギー地産地消」を目指すこととしています。

(1)太陽光発電の普及促進(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

住宅への太陽光発電等導入促進

住宅用太陽光発電設備設置費補助

日照時間が長い本県の特徴を活かして「住宅用太陽光発電設備」の導入促進を図るため、太陽光発電設備の設置者への補助を実施しました。

- ・対象者 県内において、自らが所有し居住する既築の住宅に、金融機関等から融資を受けて太陽光発電設備(1kW以上)を設置しようとする個人であって、電気事業者と系統連系を開始する方。
- ・補助金額 年利1%として融資を受けたとした場合の元利均等返済による償還期間中の利子相当額又は10万円(平成25年度8万円)のいずれか小さい額を限度。
- ・交付実績

平成21年度	357件
平成22年度	624件
平成23年度	1,140件
平成24年度	1,426件
平成25年度	1,184件

やまなし型住宅用太陽光発電モデルプラン募集事業

地域の特性を生かして住宅用太陽光発電の導入を促進するため、県内事業者から安価で確実な導入プランを募集し、県民に情報提供しました。

- ・11事業者28プランを県ホームページ、県民情報センター、各地域県民センターで情報提供。
- ・窓口を設置し、モデルプランの広報、設置に係る相談、見積依頼等の受付を実施。

コミュニティ施設等非常用電源導入支援事業

地域の避難所など、災害の発生による停電時に機能を維持すべき公共的な役割を持つ施設への非常時対応型太陽光発電システム設置を支援するため、施設と事業者をマッチングしています。

- ・マッチングのための説明会を実施 開催日 平成25年7月4日

メガソーラー発電所

企業局では、甲府市の米倉山造成地に、全国トップクラスの本県の日照時間を活かして、内陸部では最大規模となるメガソーラー(大規模太陽光)発電所の建設を東京電力(株)と共同で進め、平成24年1月に運用を開始しました。この発電所の建設は、本県の地球温暖化対策の促進のため、また、米倉山造成地の本格活用までの活用策として進めたもので、県内の二酸化炭素の排出量の削減に貢献するとともに、再生可能エネルギーの普及促進が図られるなど、低炭素社会の実現に向けた先導的な役割を果たすことが期待されています。また、再生可能エネルギー等について理解を深めてもらうため、発電所の隣接地には、太陽光や水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー等についてのPR施設「ゆめソーラー館やまなし」を整備しました。

< 施設の概要 >

米倉山太陽光発電所

- ・所在地: 甲府市下向山(山梨県所有地)
- ・出力: 約10,000kW(一般家庭約3,400軒分)
- ・運転開始: 平成24年1月27日

米倉山発電所PR施設

- ・所在地: 甲府市下向山(山梨県所有地)
- ・内容: 敷地内に設置する太陽光発電等に関する普及啓発施設
- ・開館: 平成24年1月28日

民間メガソーラー発電所誘致

電力需給に貢献するとともに、「ソーラー王国やまなし」の実現を目指すため、平成23年8月の再生可能エネルギー特別措置法成立に合わせ、未利用県有地2箇所を活用した民間メガソーラー発電所設置の企画提案を募集した結果、最優秀提案者と山梨県との協定により事業化を図るとともに、事業者から県への環境協力金の納付等の地域貢献が行われています。

- ・県有地 旧蚕業試験場跡地(甲斐市菖蒲沢、約13ha)
あけぼの医療福祉センター未利用地(韮崎市大草町、約11ha)
- ・設置事業者 平成23年11月決定
三井物産連合(三井物産株式会社、東京海上アセットマネジメント投信株式会社、株式会社明電舎を構成員とする連合体)
- ・協定締結 平成24年7月
- ・発電所 「やまなしメガソーラー(甲斐)」 出力5,112kW 平成25年8月運転開始



「やまなしメガソーラー(韮崎)」 出力5,266kW 平成26年1月運転開始



山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業

山梨県では、環境省から平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金事業)の配分を受け、山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金への積み立てを行いました。

この基金を活用し、災害対策の拠点となる施設等における再生可能エネルギー等の導入を推進することにより、環境への負荷の少ない地域づくり等を進めるための事業を実施します。

<基金事業の概要>

- ・基金の名称：山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金
- ・基金額：8億円 基金の原資は全額国庫補助金
- ・基金事業の概要：防災拠点等への太陽光等再生可能エネルギー設備と蓄電池等の導入
- ・実施期間：平成25年度～平成27年度(3年間)

<平成25年度の事業>

- ・山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金の造成
 - 太陽光発電設備及び蓄電池等の導入施設の選定

農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた太陽光を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

<計画の概要>

笛吹川地区

- ・所在地：山梨市東・江曾原
- ・出力：155kW
- ・運転開始：平成23年4月

永井原地区

- ・所在地：北杜市明野町上手地内
- ・出力：600kW
- ・運転開始：平成26年4月(予定)

(2)小水力発電の普及促進(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

市町村等への情報提供、技術支援

企業局では、平成14年度から出力1,000kW以下の小水力発電の導入可能性調査を実施し、その成果をもとに平成18年度には市町村等が主体となって設置する出力100kW以下のマイクロ水力発電の開発に対する技術支援を開始しました。平成20年11月には電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置し、小水力発電の活用を促進するための支援体制を整備しました。

平成25年4月、エネルギー局の設置に伴い、「小水力発電開発支援室」をエネルギー局に業務移管し、支援を行っています。

また、平成21年5月には、県内の小水力発電の開発を促進するため、概ね10kW以上の発電が見込め、かつ採算の取れる可能性のある98地点をリストアップした「やまなし小水力発電推進マップ」を公表し、県民に対して情報提供を行っています。

小水力発電モデル施設の整備

企業局では、平成21年度から、小水力発電のモデル施設の整備として、上水道を利用した塩川第二発電所と、トンネル湧水を利用した若彦トンネル湧水発電所を建設し、平成22年4月に運転を開始しました。また、平成24年4月には深城ダムの放流水を利用する深城発電所の運転を開始しました。

平成25年10月から小水力発電モデル施設の4例目となる、砂防ダムを利用する大城川発電所の建設に着手し、平成26年9月に運転を開始する予定となっております。

農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた水資源を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

< 計画の概要 >

韮崎地区

- ・所在地: 韮崎市円野町入戸野
- ・出力: 20kW

南アルプス地区

- ・所在地: 南アルプス市飯野新田
- ・出力: 20kW

(3) バイオマス利活用の促進 (林業振興課)

木質バイオマスは、持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源又は製品の原材料として利用することは、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献します。

このため、木質バイオマスとしての森林資源の有効活用を促進することにより、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に資するため、平成25年3月に新たな「山梨県木質バイオマス推進計画」を策定しました。

また、平成25年度は、木質バイオマス燃料製造設備の整備に対する支援を行うとともに、「木質バイオマス利用体験教室」を開催し、地域の森林資源を活用したバイオマス利用に関する普及啓発を行いました。

(4) 燃料電池の技術開発の推進 (成長産業創造課)

地球温暖化対策に有効な革新的技術の一つとされ、早期の実用化が期待されている燃料電池については、本県では、山梨大学が「燃料電池ナノ材料研究センター」で実施している研究開発を支援するため、旧知事公舎等を研究センター用地として無償貸与しています。また、燃料電池関連産業の集積・育成を図るため、研究センター内に燃料電池実用化研究スペースを設置し民間企業に共同研究室を貸与するなど、山梨大学の研究成果を活用して、県内産業の活性化を図る取組みを推進するとともに、産学官の連携による山梨燃料電池実用化推進会議を開催し、本県における燃料電池の実用化や関連産業の集積・育成に向けた施策の検討を進めています。

特に、県内中小企業等の燃料電池関連産業への参入を促進するため、関連製品の事業化、製品化に向けた研究開発、人材育成に対して支援を行っています。

一方、燃料電池自動車の普及促進を図るため、やまなし燃料電池モーターショー(展示・試乗会)を開催するとともに、地域実証研究として、燃料電池自動車と水素ステーションを日常的に運用する社会実証試験を行いました。

(5)クリーンエネルギー総合窓口の設置(エネルギー政策課)

太陽光発電や小水力発電、バイオマス、燃料電池など、クリーンエネルギーの導入促進に向けて、事業者や市町村等の取り組みの円滑化を図るため、クリーンエネルギー総合窓口を設置しました。

- ・設置日 平成25年4月16日
- ・設置場所 エネルギー局エネルギー政策課内
- ・業務内容 クリーンエネルギーを導入しようとする事業者及び市町村等に対する関係法令に基づく手続き及び各種支援制度等に関する情報提供や庁内関係課及び外部の支援機関等との連絡調整など

2 クリーンエネルギーの普及啓発(エネルギー政策課、企業局電気課)

太陽光や小水力など環境にやさしいクリーンエネルギーの導入・普及を図るため、次のイベント等を開催しました。また、「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」として、県内のクリーンエネルギー施設の情報を発信しました。

山梨県営発電総合制御所(クリーンエネルギーセンター)において、クリーンエネルギー学習講座「ゴロンキーズ」(平成25年7月29～31日)や夏休み親子クリーンエネルギー工作教室(平成25年8月7～11日)、クリーンエネルギーフェスティバル(平成25年11月9日)等を開催しました。

ゆめソーラー館やまなしにおいて、太陽光発電の稼動状況を示すパネルの展示や地球温暖化対策の情報、小水力発電やバイオマス、燃料電池などの情報について展示を行い、情報発信や環境学習の場を提供しており、平成24年1月の開館以来、小学校から大学までの授業、県外からの観光客、国及び自治体関係から国内外の研究者まで、多くの方に来館いただいております。

イベントとしては、クリーンエネルギーに関する学習会「太陽のエネルギーで調理？災害にも役立つ”ソーラークッカー”を作ろう！」(平成25年8月5日)を開催しました。

小水力発電フェアの開催

やまなしプラザにおいて、クリーンエネルギーとして注目されている「小水力発電を身近に感じてみませんか？」をテーマとし、民間企業、市町村及び県民を対象に、山梨県・市町村の小水力発電推進に向けた取組紹介や水車メーカーの模型展示等による「水力発電のしくみ」の紹介など、小水力発電の導入・普及促進に向けた情報提供を行いました。

・開催日 平成26年1月8日(水)・9日(木)

・内容 [展示]

- 1 山梨県、市町村の小水力発電推進に向けた取組紹介
- 2 水車メーカーの模型展示等による「水力発電のしくみ」の紹介

[公演]

1 「小水力発電入門～小水力ってなんだろう?～」

平成 26 年 1 月 8 日(水曜日) 午後 2 時～午後 4 時

講師: 三峰川電力(株)特別顧問 古矢千吉 氏

2 「小水力発電事業の実務～計画から維持管理まで～」

平成 26 年 1 月 9 日(木曜日) 午後 2 時～午後 4 時

講師: 東京電力(株)水力発電技術担当部長 稲垣守人 氏

・参加者 498 名

「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」

本県の豊富なクリーンエネルギー資源と活用技術を県内外にPRし、併せてクリーンエネルギーへの理解を図るため、国認定の次世代エネルギーパークとして、クリーンエネルギー施設と周遊ルートとの広報を行いました。



3 既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産(企業局電気課)

水力発電は、純国産エネルギーとしてエネルギーの自給率の向上、二酸化炭素を排出しないエネルギー源として地球温暖化対策に、地域分散型エネルギーとして循環型社会の形成等に貢献しています。企業局では、昭和32年の西山発電所の運転を開始して以来56年が経過し、現在21の発電所で水力発電を行っており、炭酸ガス排出抑制等に貢献しています。

直近10か年の供給電力量の実績及び平成25年度の環境負荷低減効果

水力発電による供給電力量の実績

年度	目標電力量	供給電力量実績
	kwh	kwh
16	466,169,000	525,265,217
17	461,583,000	406,951,814
18	461,583,000	431,707,630
19	468,292,000	419,097,975
20	475,531,000	472,149,078
21	472,762,000	546,776,967
22	473,792,000	529,540,638
23	475,753,000	528,420,572
24	477,577,000	435,016,691
25	473,353,000	409,900,630

石油代替エネルギー効果

$$409,900,630 \text{ kWh} \times 0.265 \text{ l/kWh} \\ = 108,623,667 \text{ l} \quad \text{ドラム缶(200l/本)に換算すると 543,118本}$$

炭酸ガス排出抑制効果

$$409,900,630 \text{ kWh} \times 0.727 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} \div 1,000 \\ = 297,998 \text{ t-CO}_2$$

CO₂を吸収する樹木の植林効果

$$297,998 \text{ t-CO}_2 \div 361.2 \text{ t-CO}_2/\text{km}^2 \\ = 825.0 \text{ km}^2 \text{ (の森林が1年間に吸収する二酸化炭素相当)}$$

4 - 4 国際協力の推進

1 国際シンポジウム2013(企画課)

環境科学研究所(富士山科学研究所)では、環境科学の「研究」を行うとともに、「教育」、「情報」、「交流」の4つの機能を通じて、自然と人との生活が調和した地域の実現に向けて事業を展開しています。「交流」においては、環境をテーマとして人や情報の交流を活発にするため、県民の方々や地域との交流、国内外の研究者、研究機関との交流機会等を提供しており、平成25年度には環境科学研究所(富士山科学研究所)において「山梨県環境科学研究所国際シンポジウム2013」を開催しました。

開催日 平成25年11月2日、3日

テーマ 「自然公園としての富士山- 5」

- 自然公園の管理に地域はどう関わるか(1日目) -

- 自然公園の適正利用をどう実現するか(2日目) -

内容 一般向け講演会(同時通訳)

(1日目)

・ ドイツにおける広域的自然保護地域の協働型管理に向けた取組

・ イギリス レイクディストリクト国立公園の公園管理と市民参加

・ ヨーロッパアルプスの国立公園における協働型管理運営体制

- スイス、イタリア、フランスの事例をとおして -

・ 日本国内の事例紹介

(1)協働による大台ヶ原における自然再生の取組

(2)北海道におけるパークボランティアに対する意識調査

(2日目)

・ 富士山の適正利用に向けた課題

- ・ 野外レクリエーションの管理 - アメリカ国立公園における事例 -
- ・ 台湾の自然公園における適正利用と利用者の管理
- ・ 日本の事例報告
 - (1) 世界自然遺産・屋久島山岳部における過剰利用対策の概要
 - (2) レクチャーとガイドを活用した利用適正化の取組
 - 知床五湖利用調整地区制度の導入過程と3年目の実績 -
 - (3) 沖縄県の取組 - 持続可能な観光地管理手法開発への挑戦 -

2 イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会:Local Governments for Sustainability)活動の推進(森林環境総務課)

イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)は、「地球規模の環境問題を解決するためには、世界のあらゆる地域における地方自治体の取り組みの強化こそが必要である」との趣旨に基づき設立された団体で、地球の環境保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。

(1) 会員数

85か国 1,000以上の自治体が参加(うち国内正会員数17団体) 平成26年7月現在

(2) 事務局

世界事務局(ドイツ・ボン)

イクレイ日本(イクレイ日本事務所(東京都))

地域事務局・事務所

- ・ アフリカ事務局(南アフリカ・ケープタウン)
- ・ ボンセンター(ドイツ・ボン)
- ・ カナダ事務所(カナダ・トロント)
- ・ ヨーロッパ事務局(ドイツ・フライブルク)
- ・ 韓国事務所(韓国・スウォン)
- ・ 南アメリカ事務局(ブラジル・サンパウロ)
- ・ 中米カリブ事務局(メキシコ・メキシコシティ)
- ・ オセアニア事務局(オーストラリア・メルボルン)
- ・ アメリカ事務所(アメリカ・オークランド)
- ・ 南アジア事務局(インド・ニューデリー)
- ・ 東南アジア事務局(フィリピン・マニラ)
- ・ 東アジア事務局(韓国・ソウル)

(3) 活動分野

- ・ 地域の持続可能な政策の推進
- ・ 資源効率性の高い都市づくり
- ・ 生物多様性保全都市づくり
- ・ 低炭素都市づくり
- ・ 回復力のある地域社会づくり
- ・ グリーンでスマートな都市インフラ整備
- ・ 都市のグリーン経済と雇用拡大
- ・ 健全で幸福な地域社会づくり

・本県の対応

年 月	内 容
平成4年11月	本県がアジアで初めて加入した。
平成5年5月	天野知事がイクレイ理事に当選(理事21名)任期の平成7年10月までに計5回の理事会に出席した。
平成7年4月～平成8年3月	環境局(当時)職員をアジア太平洋事務局次長として派遣した。
平成9年11月	名古屋市にて開催された「第4回気候変動世界自治体サミット」の際、温暖化対策の特別プロジェクト「CCPキャンペーン」に加入した。
平成13年8月	天野知事がイクレイ世界事務局を訪問し、自然環境の保護の推進をテーマに富士山憲章、高山植物保護条例等の取り組みを説明した。
平成19年2月	京都市で開催された「『気候変動に関する世界市長・首長協議会』京都会議」のテーマ別分科会へ職員が出席した。
平成21年4月	カーボンスイッチキャンペーンに参加し、イクレイ日本と共同でカーボンオフセットを組み込んだ中小企業の温暖化対策支援に取り組む。
平成21年6月	カナダ・エドモントンで開催されたイクレイ世界大会において、早くからイクレイに加盟し、長きに渡って持続可能な社会づくりに尽力してきた本県の功績に対して記念品が贈られた。
平成22年2月	2010年定時社員総会において、イクレイ世界大会で本県に贈られた記念トロフィーの授与式が行われ、イクレイ本部事務局次長から本県職員へトロフィーが手渡された。
平成23年10月	自治体の地球温暖化対策をオンラインで公表するイクレイのプロジェクト「carbons 都市気候レジストリ」への報告を約束するメキシコシティ協定に署名した。メキシコシティ協定では、世界の自治体が協力して気候変動対策に取り組むことを宣言している。

5 環境教育・環境学習の推進

5 - 1 多様な環境教育・環境学習の推進

1 環境教育の推進体制(森林環境総務課)

(1) やまなし環境教育等推進行動計画

環境教育の果たす役割がますます重要になっていることから、平成21年3月に策定した「やまなし環境教育等実践指針」を見直し、新たに「やまなし環境教育等推進行動計画」を平成25年3月に策定しました。

計画では、本県における環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環境教育に関する施策の方向を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理することにより、効果的な環境教育の実践に資するよう配慮しました。

(2) 環境教育の推進体制

本県では、各部局にわたり様々な環境教育事業を展開しています。その体制と主な実施内容は右のとおりです。

県の環境教育推進体制と主な実施内容

森林環境部	
森林環境総務課	「山の日」啓発活動推進等
	環境日本一やまなしづくり実践活動の推進
	やまなしクリーンキャンペーンの展開
	やまなしエコライフ県民運動等各種普及啓発
	ごみの減量化、リサイクル等の推進
大気水質保全課	大気・水質保全等公害防止に係る普及啓発
みどり自然課	自然保護や緑化推進等に係る普及啓発
	「ハヶ岳環境と文化のむら」の運営
森林整備課	森林整備、森林・山村地域の活性化、森林災害予防の普及啓発
林業振興課	植樹運動、林業体験等を通じた林業普及
県有林課	「森林文化の森」の整備と利用促進
森林総合研究所	森林・林業に関する調査・研究 森の教室等の実施
各林務環境事務所	地域における環境保全活動の推進
教育庁	
義務教育課	エネルギー教育推進事業の実施
社会教育課	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」の実施
その他の部局	
生涯学習文化課	やまなしまなびネットワークシステムの運営
エネルギー政策課	省エネルギー、クリーンエネルギーの普及啓発
企業局電気課	クリーンエネルギー学習講座等の実施
環境科学研究所 (富士山科学研究所)	環境教育事業の実施 指導者の育成等

2 環境教育の各種施策

(1)環境科学研究所(富士山科学研究所)における環境教室等(企画課)

環境科学研究所(富士山科学研究所)の環境教育部門では、環境問題を地球規模で考え、身近なことから実践することの大切さを学習する「環境教室」、「環境体験講座」、「環境作品上映会」、「身近な環境調査」、「地域環境観察会」や、「環境写真展」等の企画展示など、幅広い環境教育事業を実施しています。

環境教育事業の概要(平成25年度)

事業名	H25実績	備 考
環境教室	団体を対象として随時開催	
環境作品上映会	5/19,7/21,9/8,12/1,1/12,2/16(全6回 半日または1日)	・優れた環境作品の上映
環境体験講座	6回(半日)	・体験活動を取り入れながら、身のまわりのものを題材とした内容で開催
身近な環境調査	133校参加(小・中学校)	・サクラの開花調査
地域環境観察会	6回(半日または1日)	・地域の身近な自然などの観察会
環境科学講座	1回	・科学的なデータや知見を取り入れ、わかりやすい内容で開催
企画展示	「山野草写真展」 4/13～ 6/9 「動物写真展」 7/6～ 9/1 「きのこ写真展」 9/7～ 11/10 「剣丸尾の自然写真展」 11/30～ 1/13 「富士山・火山写真展」 1/16～ 2/23 「ある日の風景～富士山・身近な自然写真展～」 3/1～ 3/23	

(2)子どもエコクラブ活動の支援(森林環境総務課)

次代を担う子どもたちが、地域において楽しく自発的に環境学習及び環境保全活動を行う「子どもエコクラブ」の活動を支援し、その内容の充実を図っています。

県内の加入状況(平成26年3月31日現在)

- ・クラブ数...3
- ・会員数...127人 (全国:クラブ数...2,009 会員数...100,780人)

事業内容

- ・子どもエコクラブ全国フェスティバル
「子どもエコクラブ全国フェスティバル」に、県内の「子どもエコクラブ」から和泉エコクラブ(甲府市)が、同フェスティバルに展示する壁新聞を提出した。
- ・子どもエコクラブ事業の広報
子どもエコクラブ事業の新規登録を促すため、小中学校へのチラシの配布やホームページへの掲載等広報活動を行っている。

(3)体験の機会の場の認定(森林環境総務課)

平成24年10月に施行された「環境教育等促進法」に基づく「体験の機会の場」として、公益財団法人キープ協会の施設等を平成24年12月に認定しました。全国に先駆けた第1号の認定です。

認定後、体験の機会の場として認定された当該施設等及び体験の機会の場の認定制度の周知を図っています。

(4)学校林の活用推進(みどり自然課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まっ

てきている中で、児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っています。また、活動の活発化を図るため平成19年度には「森林環境教育の手引き～学校林活用マニュアル～」を発行しました。

(5)どんぐりクラブ育成事業(みどり自然課)

小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にすることを育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を図るため、県緑化センターで養成し、希望した小中学校や公園等に配付しています。

平成25年度は674人の子ども達が会員となり、集めたどんぐりの数に応じてマユミとムラサキシキブを配付しました。

(6)エネルギー教育推進事業(義務教育課)

啓発のための「リーフレット」の作成・配布

- ・県下の小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に、日常生活で自ら実践できる省エネ・省資源活動等を書き込むことのできる記述式の「リーフレット」を作成・配布し、電気エネルギーをつくり出す方法や新エネルギーについての理解の促進と家庭への啓発を図っています。

エネルギー教育関連教材の貸し出し

- ・エネルギーを実際につくり出すこと等を体験することにより理解の促進が図れるよう、学校独自ではそろえにくいエネルギー教育関連教材を各教育事務所と協力校に備え、要望に応じて貸し出しています。

エコ活動推進キャンペーン ～地球のエネルギーについて考えよう～ の実施

- ・10月中旬から11月までをエネルギー教育推進の強化月間とし、県下の全公立小中学校で一斉に省エネ・省資源活動の取組や発電・新エネルギーについての学習活動等を行っています。

ホームページの活用・更新

- ・義務教育課で開設しているホームページ「小中学生のためのやまなしの環境教育」を通じて、各学校の取組の様子や関連事業の紹介、環境教育・エネルギー教育の進め方、エネルギー関連教材等について情報発信を行っています。

(7)青少年長期自然体験活動(フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」)(社会教育課)

物質的な豊かさに伴う便利な生活環境の中ではぐくまれている青少年に、本県にはない海洋における大自然の中で、野外活動生活を長期間実施することにより、青少年に心の豊かさや、たくましさをはぐくむ事業を実施しています。

実施に当たっては、美しい海洋の自然に触れることにより地球環境の大切さを感じ、人と自然との共存について考える機会をつくるとともに、生活環境の異なる地域の人々との交流を進めることにより、人と人との繋がりを考える機会としています。

経 緯 昭和63年度より事業を開始し、平成25年度で26回目を迎えた。

平成25年度の実施内容

参加者 県内の中学生50名(男子25名、女子25名)

実施日 事前説明: 平成25年6月16日 日帰り (ことぶき勸学院)

体験内容	事前研修：平成25年7月 6日～7日	1泊2日	(県立愛宕山少年自然の家)
	現地研修：平成25年8月 1日～9日	8泊9日	(東京都八丈島八丈町垂戸)
	事後研修：平成25年8月21日	日帰り	(県立ハヶ岳少年自然の家)
	・洋上体験(船での寝食、漁船クルージング、外洋の観察等)		
	・自然体験(キャンプ生活、スノーケリング、野外炊事、サバイバル踏破、ピバーク等)		
・交流体験(八丈島の小中学生、住民の方等)			
・自主企画体験(自らの企画による活動、サバイバル踏破等)			
・自然環境体験(全期間での衣食住、天候、海洋及び海洋性の自然等)			

(8)やまなしエコティーチャーの派遣(森林環境総務課)

地域における環境保全意識の高揚を図り、地域の環境保全活動に資するため、環境に関する知識や豊富な経験のある人材を環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)として登録し、県内の民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等に派遣しました。

やまなしエコティーチャー登録名簿(平成25年10月1日現在)

自然環境分野		氏名	役職等
氏名	役職等	草野 香寿恵	環境省環境カウンセラー
跡部 治賢	NPO法人自然とオオムラサキに親しむ会会長	黒田 光秀	(株)総合リサイクルセンター黒田・代表取締役
伊野 良夫	早稲田大学名誉教授	櫻林 いさを	環境省環境カウンセラー
梶原 昇	県立高校非常勤講師	佐藤 悦子	県地球温暖化防止活動推進委員
口野 道男	山梨地学会顧問	塩崎 洋子	放課後子ども教室「みんなの居場所“羽黒ほっとサロン”」代表
齋藤 一紀	(公財)日本鳥類保護連盟専門委員	志沢 美香	環境省環境カウンセラー
流石 皇甫	美花里自然教室代表	島崎 洋一	山梨大学准教授
田中 収	大月短期大学名誉教授	清水 喜美男	環境省環境カウンセラー
内藤 邦雄	NPO法人みどりの学校副理事長	鶴田 和彦	(公財)やまなし産業支援機構専門家派遣事業技術アドバイザー
中川 雄三	動物写真家、日本野鳥の会富士山麓支部副支部長	中村 伯男	環境省環境カウンセラー
中込 司郎	山梨県植物研究会会長	藤巻 眞史	(株)田丸・代表取締役会長
中村 司	山梨大学名誉教授	宮内 厚子	県地球温暖化防止活動推進員
野澤 健夫	HOOKかんきょう「協育」事務所代表	望月 あけみ	NPO法人みどりの学校事務局長
堀内 美千恵	自然環境保全の会会長	山坂 右内	(株)メイキョー技術顧問 山梨科学アカデミー会員
宮本 克己	マンズワイン(株)勤務	岸 いづ美	山宮保育園
山田 健一郎	県地球温暖化防止活動推進員	窪田 真弓	NPO法人富士川・夢・未来事務局
山本 紘治	山梨科学アカデミー会員	河野 昭三	横河マニュファクチャリング(株)甲府工場勤務
依田 正直	やまなし野鳥の会会長	小林 敏樹	都留文科大学非常勤講師
渡辺 尚希	アトミックアドベンチャーアース代表	齊藤 尚子	櫛形環境とリサイクルの会会長
清藤 城宏	(公財)オイスカ緑化技術顧問	櫻田 清	NPO法人協働で素敵にまちづくり南アルプス共和国理事長
関 敦隆	子ども自然体験クラブエヴォルヴ代表	澤登 早苗	恵泉女学園大学教授
竜沢 信子	やまなし環境会議会員	篠原 充	山梨県一般廃棄物協会会長
野澤 智博	NPO法人えがおつなげて勤務	竹井 基	県地球温暖化防止活動推進員
生活環境分野		仲澤 早苗	山梨県消費生活研究会連絡協議会顧問
青木 のり子	ユートピアこうふ緑の会代表	廣瀬 隆博	(有)サンライト代表
芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長	森野 健治	県地球温暖化防止活動推進員
石井 迪男	山梨環境カウンセラー協会会長	渡辺 節子	県地球温暖化防止活動推進員

平成25年度実績

回数	月日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
1	5月9日	中道北児童館放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」	櫻林 いさを	42
2	5月13日	千塚小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」	櫻林 いさを	30
3	5月14日	東小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	52
4	5月15日	湯田小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	19
5	5月15日	甲運小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	60
6	5月16日	相川小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	36
7	5月20日	里垣小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	25
8	5月20日	石和第一保育所	自然エネルギー体験	芦澤 公子	32
9	5月23日	里吉団地放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	13
10	5月24日	中道南児童館	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	23
11	5月26日	甲斐市立双葉西小学校	4年生総合的な学習の時間「いのちを考えよう」～かがやけぼくたちの町のぼたる～	山田 健一郎	95
12	5月28日	国母小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	22
13	5月30日	玉諸小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	70
14	6月11日	昭和町立常永小学校	環境教育「みんなできれいな地球にしよう」	櫻林 いさを	61
15	6月17日	甲府市立大里小学校	4年生環境教室「みんなできれいな地球にしよう(エネルギー編)」	櫻林 いさを	102
16	6月22日	イオン甲府昭和テラスクラブ	イオン甲府昭和テラスクラブ第3回活動 資源「エネルギー」	島崎 洋一	15
17	6月25日	韮崎市立韮崎北東小学校	藤井平・藤井せぎの自然環境と人々の生活(事前学習)	口野 道男	78
18	6月27日	甲府市立玉諸小学校	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～富士山・新エネルギー編～	櫻林 いさを	200
19	6月28日	韮崎市立韮崎北東小学校	藤井平・藤井せぎの自然環境と人々の生活(現地野外見学会)	口野 道男	78
20	7月5日	榊形西小学校	地域ふれあい道徳教育推進事業「生き物を大切に」～自然愛と動植物愛護～	跡部 治賢	50
21	7月9日	甲府市立石田小学校	「みんなできれいな地球にしよう」～新エネルギー編～	櫻林 いさを	65
22	7月13日	韮崎市中央公民館	～武田の里サマースクール事業～平成25年度韮崎市甘利山リトルキャンプ事業	齊藤 一紀	31
23	7月14日	山梨エココースフォーラム	エコなキャンドルと石鹸づくり体験	仲澤 早苗	11
24	7月16日	富士吉田市立明見小学校	みんなできれいな地球にしよう	櫻林 いさを	86
25	7月18日	湖南町共助会	自然生態系の講話	中川 雄三	33
26	7月19日	中央市立田富第一保育園	田富第一保育園エコ学習会	芦澤 公子	64
27	7月22日	中央市立田富第二保育園	田富第二保育園エコ学習会	芦澤 公子	40
28	7月23日	中央市立田富第三保育園	田富第三保育園エコ学習会	芦澤 公子	60
29	7月23日	舞鶴小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」エネルギー編	櫻林 いさを	41
30	7月24日	中央市立田富北保育園	中央市立田富北保育園エコ学習会	芦澤 公子	60
31	7月27日	禅道会	「夏休み子供祈りの集い」中自然環境を学ぶプログラム	野澤 健夫	40
32	7月29日	新紺屋小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	20
33	7月29日	禅道会	「夏休み子供祈りの集い」中やまなしのエネルギーについて学ぶプログラム	島崎 洋一	40
34	7月30日	中央市立豊富保育園	豊富保育園エコ学習会	芦澤 公子	55
35	7月31日	韮崎市立北西児童クラブ	「森と遊ぼう!!」	岸 いず美	15
36	7月31日	中央市立玉穂保育園	玉穂保育園エコ学習会	芦澤 公子	74
37	8月1日	みいづ保育園	園庭ビオトープ教室	中川 雄三	20
38	8月5日	池田小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」～きそ・エネルギーへん」	櫻林 いさを	44
39	8月8日	石田小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	25
40	8月8日	大国小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	65
41	8月9日	山城小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	79
42	8月12日	大里小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」～エネルギー編～	櫻林 いさを	61
43	8月20日	朝日小放課後児童クラブ	みんなできれいな地球にしようエネルギー編	櫻林 いさを	37
44	8月20日	甲運小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぼう」富士山はどうしてできた?	櫻林 いさを	40
45	8月21日	国母小放課後児童クラブ	世界遺産を学ぼう「富士山について」	櫻林 いさを	21

回数	月日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
46	8月22日	中道北児童館放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山の出来方は？	櫻林 いさを	42
47	8月23日	千塚小放課後児童クラブ	世界遺産を学ぶ富士山の出来方は？	櫻林 いさを	26
48	8月23日	里吉団地放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山の出来方は？	櫻林 いさを	14
49	8月27日	舞鶴小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山の出来方は？	櫻林 いさを	36
50	9月5日	学校法人中沢学園 田富みかさ幼稚園	「ストップ！地球温暖化 こどもたちの未来のために今できること」～地球温暖化防止のための新エネルギーについて～	芦澤 公子	58
51	10月8日	甲府市立中道南小学校	「みんなできれいな地球にしよう～エネルギー編～」	櫻林 いさを	18
52	10月9日	南アルプス市立白根百田小学校	環境集会	野澤 健夫	130
53	10月9日	韮崎市立韮崎西保育園	環境学習会	草野 香寿恵	82
54	10月16日	甲府市立甲運小学校	地球環境を身近な暮らしの中から考えよう。	櫻林 いさを	70
55	10月17日	中道南児童館	「世界遺産を学ぶ」富士山について	櫻林 いさを	8
56	10月17日	北新児童館	「世界遺産を学ぶ」富士山について	櫻林 いさを	19
57	10月17日	東小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山について	櫻林 いさを	20
58	10月24日	相川小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山の出来方は？	櫻林 いさを	32
59	10月29日	韮崎市立韮崎北東小学校	心の教育公開授業（授業参観日）生活科「生きもの大好き」	跡部 治賢	58
60	10月31日	山梨市立牧丘第一小学校	世界遺産を学ぶ	櫻林 いさを	23
61	11月6日	玉諸小放課後児童クラブ	みんなできれいな地球にしよう～初歩編～	櫻林 いさを	50
62	11月13日	甲府市立山城小学校	「地球環境を守るために」	櫻林 いさを	150
63	11月20日	大里小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山について	櫻林 いさを	49
64	11月22日	韮崎市立中田町公民館	世界遺産された富士山の構成資産を知る旅 併せて中田町の町民相互の親睦を深める	口野 道男	49
65	12月8日	徳条子供クラブ指導者の会	エコ、リサイクル全般	藤巻 真史	26
66	12月27日	里垣小放課後児童クラブ	「世界遺産を学ぶ」富士山 低学年用	櫻林 いさを	15
67	1月7日	湯田小放課後児童クラブ	「世界文化遺産を学ぶ」富士山 低学年用	櫻林 いさを	15
68	1月13日	ひまわりの会	「世界文化遺産 富士山を学ぼう」	櫻林 いさを	324
69	1月31日	甲斐市立竜王西小学校	環境について考えよう～こんなふうに行けるんだ エネルギー～	島崎 洋一	63
計				総数	3607

(9) やまなし環境学習プログラムの策定(森林環境総務課)

地球温暖化対策を推進していくため、民間団体等への委託事業により、平成23年3月に太陽光発電等自然エネルギーの分野に関し、小学校中学年用・小学校高学年用・中学校用の3つのプログラムを策定し、学校や民間団体、環境学習指導者等へ提供することとしました。

環境学習プログラムは、子どもたちがそれぞれの発達段階において、体験的活動を中心に、そこから得られる自然環境や社会問題について「学び」「話し合い」「行動に移す」ことを効果的に行うことができるよう構成された実践的な指導用手引き書です。

対象	プログラム	内容
小学校中学年	「やまなしのエコ大作戦」	体験やクイズを通じ、エネルギーについて知り、エコライフ宣言をする。
小学校高学年	「二酸化炭素ゼロやまなし」	山梨県の温暖化対策の目標を知り、身近なエコの方法を川柳で表現する。
中学校	「ソーラー王国やまなし」	山梨県のエネルギー計画を知り、未来のエネルギーの使い方を考える。

また、本プログラムは、小中学校の先生方だけでなく、地域で環境学習を実践している環境学習指導者も使えるように作られており、公民館等の場所で実践することができます。

5 - 2 人材の育成

1 環境科学研究所(富士山科学研究所)の取り組み(企画課)

山梨県環境科学研究所(富士山科学研究所)では、環境問題や環境教育への理解をより一層深めることを目的に、また、将来的には地域の環境活動を推進しうる人材を養成する第一歩となるよう、環境生涯学習プラン「山梨環境科学カレッジ(富士山科学カレッジ)及びカレッジ大学院」を開講しています。平成25年度の実績は次のとおりです。

山梨環境科学カレッジ(受講生:22名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・カレッジプログラムの確認	環境教育スタッフ	5/11
必修講座	1) 基礎講座「富士山の自然」	環境教育スタッフ	5/11
	2) 環境科学講座 「山梨のシカを考える」	吉田 洋(当研究所研究員) 長池卓男(森林総合研究所主任研究員) 土橋宏司(酪農試験場主任研究員)	5/25
	3) 富士北麓自然観察会	樋口星路 中川雄三 渡辺信介(日本野鳥の会富士山麓支部)	10/19
選択講座A	企画展示～写真展 1) 山野草写真展 2) 動物写真展 3) きのか写真展		5/11～6/9 7/6～9/1 9/7～10/19
選択講座B	環境作品上映会		5/19 7/21 9/8
修了式	修了証書授与		10/19

山梨環境科学カレッジ大学院(受講生:14名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・大学院プログラムの確認	環境教育スタッフ	5/11
基礎講座	自然観察会の方法と運営	環境教育スタッフ	5/11
応用講座	2) 環境科学講座 「山梨のシカを考える」	吉田 洋(当研究所研究員) 長池卓男(森林総合研究所主任研究員) 土橋宏司(酪農試験場主任研究員)	5/25
専門講座	A) 富士山を中心とした自然環境や動植物の特性	内山高・中野隆志・吉田 洋 各研究員	6/15
	B) 環境変化をとらえる	杉田幹夫・小笠原輝・上野良平 各研究員	7/6
	C) 血圧調整能の重要性	堀内雅弘 研究員	7/13
臨地講座	A) 自然観察プログラムの実際 ネイチャーゲームの実際	有田俱通(環境省認定登録・環境カウンセラー、自然解説員) 環境教育スタッフ	7/20
	B) 青木ヶ原を訪ねる	小野巖(富士河口湖町自然解説員)	8/31
	C) アカマツ林調査	中野隆志 研究員	9/28
演習講座	A) 自然観察プログラム作成	環境教育スタッフ	10/12
	B) 自然観察プログラム実習	環境教育スタッフ	10/26
修了式	修了証書授与		10/26

2 森林総合研究所における研修(林業振興課)

林業従事者や後継者、また将来の担い手となる者を対象に技術研修を行い、地域林業や森林・林業教育の中核的指導者となるよう人材養成を行っています。平成25年度の実績は次のとおりです。

(1) 専門研修(対象: 県、市町村及び森林組合職員 ほか)

研修教科	{ 研修名 } 及び内容	実施日	受講者数
経営・機械	「林業安全作業指導」(チェーンソー & 刈払機の取扱いに係る特別及び安全衛生教育)	H25.4.23-4.25	17
森林土木	保安林実務研修	H25.5.14	69
森林土木	森林土木測量入門	H25.6.3/6.4	13
普及指導	地域の森林・林業の牽引者「フォレスター」の役割について	H25.6.24	23
経営・機械	林業架線免許講習	H25.6.25-8.1	9
経営・機械	「架線系集材技術の基礎」(機械集材装置の運転に係る特別教育)	H25.7.18/7.19	4
労働安全	技術職員の安全管理(現場で被災しないために)	H25.8.22	37
林業経営	森林施業プランナーに必要な基礎知識	H25.8.26	8
労働安全	林業労働災害防止対策と災害発生時の対応・損失・責任について	H25.9.10/9.19	50
育林・育種・森林整備	広葉樹施業の基礎知識	H25.11.21	69
作業路網	森林作業道の基礎知識	H25.11.25	17
環境保全	森林の多面的機能の基礎知識	H25.12.26	11
森林計画	市町村森林整備計画の策定に必要な基礎知識	H26.1.17	20
労働安全	県有林の適切な森林管理において求められるもの(FSC関連研修)	H26.1.27	67
育林・育種・森林整備	列状間伐の基礎知識	H26.1.27	26
経営・機械	「林業安全作業指導」(チェーンソー & 刈払機の取扱いに係る特別及び安全衛生教育)	H26.1.28/1.29/2.5	19
経営・機械	「林業安全作業指導」(チェーンソーの取扱いに係る特別教育)	H26.2.25/2.26	4
計			463

(2) 基礎研修【新規参入支援研修】(対象: 林業への参入・就業希望者)

研修教科	内 容	実施日	受講者数
講 義	本県林業の現状と課題、新規参入の可能性	H25.6.24	2
	きのこ等生産の可能性		
	新規参入事例の現地視察		
計			2

(3) 技能者養成研修(対象: 林業従事者)

内 容	実施日	受講者数
GPS測量の方法	H25.7.16	12
「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」(3年目)	H25.7.16/7.17	12
「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」(2年目)	H25.7.18/7.19	12
木材流通と木材利用 木材の特性 安全な素材生産作業の確認	H25.8.19/8.20	14
路網の種類と目的 安全な路網開設・維持作業	H25.9.18/9.24-9.27	14
安全なかかり木等処理作業	H25.9.30/10.1	14
森林施業の体系 森林整備の省力化・低コスト化作業	H25.10.3/10.4	14
効率的な高性能林業機械の使い方 高性能林業機械操作の検証	H25.10.16-10.18/10.24/10.25	14
車両系高性能林業機械のメンテナンス 架線系高性能林業機械のメンテナンス 機械類の管理手法	H25.10.29-10.31	14
計		120

(4) 教員指導者養成研修(対象: 教職員)

研修名	内 容	実施日	受講者数
身近な自然の指導法研修会	「植物と親しむ(押し葉標本作り)」 「森林・林業の基礎知識」 「森林と人との関わり方」	H25.7.24	12
環境とものづくり研修会	「森林・林業・木材の基礎知識」 「木工作入門」 ・木材の性質について ・木工作道具の使用方法 ・製作技法の基礎知識 ・木工作授業の計画方法	H25.7.26	24
計			36

6 自発的な活動の推進

6 - 1 環境に関する活動の展開

1 参加と連携による環境活動(森林環境総務課)

環境の保全と創造を図るためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについての理解と認識を深めるとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がそれぞれの主体の特性を活かし、互いに補完しながら、連携して取り組む必要があります。

県では、「やまなし環境月間」や「環境フォーラムinやまなし」の開催などを通じて、県民の環境保全への意識の高揚を図っているほか、環境保全実践活動の展開を支援・促進するため、「環境保全活動支援事業費補助金」(平成19年度～)により、市町村(一部事務組合も含む)や民間団体が地域住民と一体となって実施する先駆的・モデル的など環境保全事業に対して補助を行うとともに、民間団体と行政や企業等2者以上が協働で実施する環境保全活動に対しても「山梨県地域活性化協働事業費補助金」(県民生活・男女参画課：平成25年度～)により助成を行っています。また、地域の民間団体等が開催する環境問題に関する講演会や学習会等に対して講師を派遣する「環境学習指導者派遣事業(やまなしエコティーチャー)」(平成21年度～、平成7年度から平成20年度までは「環境アドバイザー派遣事業」)を実施し、地域の環境保全活動を支援しています。さらに、これらの活動が日常生活の中に定着していくことを目的として、環境美化活動に取り組む一斉活動日を設け、やまなしクリーンキャンペーン(平成8年度～)を提唱、実施しています。

(1)環境保全活動支援事業費補助金(森林環境総務課)

交付先 市町村名	事業内容
甲府市	・太陽エネルギー体験教室
	・Kids ISOプログラム
	・保育所、幼稚園における環境教育推進事業
	・うちエコ診断事業
	・資源物24時間ステーションの設置
山梨市	・Kids ISOプログラム
	・エコキッズ養成塾の開催
	・ごみ減量啓発缶バッジの作成
	・家庭用生ごみ処理機の整備

交付先 市町村名	事業内容
大月市	・アダプトプログラム推進事業
韮崎市	・環境講座の開催
	・Kids ISOプログラム
	・緑のカーテン設置
南アルプス市	・リサイクルプラザの整備
甲斐市	・リサイクルステーションの設置
身延町	・「緑のカーテン」を利用した環境学習会の開催
富士川町	・リサイクルステーションの設置

(2) やまなしクリーンキャンペーン (森林環境総務課)

県では平成8年度から、子供から高齢者まで県民参加による環境美化のための一斉活動日を提唱し、私たちが日頃から慣れ親しみ愛着のある身近な環境での全県一斉クリーンキャンペーンを展開しています。

平成25年度は、一斉活動を年6回実施しました(5月30日、7月30日、9月30日、11月30日、1月30日、3月30日)。

(3) やまなし環境月間(5月30日～6月30日)における取り組み (森林環境総務課)

環境基本法においても定められた「環境の日(6月5日)」を中心として、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)から6月末までを「やまなし環境月間」とし、環境保全に向けた各種行事を実施しています。

平成25年度環境月間行事

行事名	概要	主催
やまなしクリーンキャンペーン	子供から高齢者まで県民が参加して、日頃から慣れ親しんでいる身近な場所の環境美化に取り組む一斉活動を行った。	山梨県、市町村
ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン	県内主要地域において啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。	山梨県、市町村
環境フォーラム in やまなし	やまなし環境月間の中心行事として実施。環境問題を楽しく学ぶため、らんま先生及び水谷孝次氏を招き「eco 実験パフォーマンスショーと笑顔の傘」のショー及び講演会を行った。 また、山梨県環境保全功績者表彰として、環境保全に関する県民等の意識の啓発、高揚を図るため、地域の環境保全に顕著な功績のあった者を知事表彰した。	山梨県
環境情報コーナー	一般県民が多く利用する公共施設等において、環境に関する資料・パネル等を展示し、環境問題への意識啓発を図った。	山梨県
環境保全のための新聞広告掲載	環境保全の意識啓発を図るため、新聞広告を掲載した。	山梨県
新聞・広報誌等による広報	新聞・広報誌等により、環境保全・美化運動への参加を呼びかけた。	山梨県

(4) 「やまなし森づくりコミッション」の支援 (みどり自然課)

企業や団体、県民参加の森づくりを推進するため、こうした森づくりの活動をサポートする組織として、平成19年8月に県と森林・林業、環境関係の25団体により設立された、「やまなし森づくりコミッション」への支援を行いました。(コミッション事務局は、(公財)山梨県緑化推進機構)

森づくり活動の支援

・企業・団体の森づくりの推進: 森林整備協定の締結、森づくり活動への参加に関する相談、活動資材の提供、森づくりに関する講師の派遣、森づくりイベントの紹介、森づくり活動の企画・立案への協力ほか

「エコプロダクツ2013」への出展

・期間: 平成25年12月12日～14日

・場所: 東京都江東区・東京ビッグサイト

コミッションと企業の森づくり活動等の紹介

ホームページURL:

<http://www.y-forest-commission.jp/>

「山梨県庁のホームページ」 「組織から探す」 「森林環境部」

「みどり自然課」 「やまなし森づくりコミッション」



(5) やまなし土木施設環境ボランティアの推進 (道路管理課・治水課)

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業は、自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志等地域住民団体並びに企業、学校等及びその従業員、児童生徒等の団体の代表者が、公共施設を所管する建設事務所長に環境ボランティア届けを提出、県及び市町村との三者で合意書を取り交わし、県が管理している道路、河川、公園施設の清掃、除雪、除草、草花の植栽等の美化活動をする制度です。

県では、この事業を支援するため、美化活動に必要なかんな、鍬、ゴミ袋等の清掃用具、安全確保のための簡易バリケード等を支給するほか、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入します。平成15年9月より募集を開始し、平成15年度末で16団体であった合意団体は、平成25年度末で91団体となっており、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する住民意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進しています。

(6) 山梨県環境保全基金 (森林環境総務課)

県民、事業者等に対する環境の保全に関する知識の普及、実践活動の支援、地域に根ざした環境保全活動を推進することにより、県土の環境の保全を図るため、平成2年3月27日に「山梨県環境保全基金条例(以下「基金条例」という。)を公布・施行し、基金条例に基づく山梨県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置しました。

金の額

基金の額は、平成元年度に国の地域環境保全対策費補助金及び地方交付税交付金による財源措置をそれぞれ2億円受けて4億円とし、その後、平成3年度に県が4億円を増額し、平成25年度末現在で約8億9百万円となっています。

金運用益の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとしています。平成25年度の運用益約685万円を活用して、次の事業を実施しました。

- | | |
|---|---|
| ア | やまなし環境月間
環境月間及び環境の日の新聞広告掲出及び環境フォーラムの実施等 |
| イ | 環境保全活動支援事業費補助金
市町村等が実施する環境の保全と創造に関する事業に対する補助 |
| ウ | やまなしクリーンキャンペーン
全県一斉クリーンキャンペーンを展開するための広報、啓発の実施 |
| エ | 環境保全功績者表彰
地域の環境保全に関し顕著な功績のあった個人又は団体の表彰 |
| オ | ごみ・リサイクル推進キャンペーン
ごみ減量とリサイクルを推進するための街頭キャンペーンの実施 |

6 - 2 民間環境保全団体の協働の促進

1 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築

(1) 環境パートナーシップやまなし(森林環境総務課)

目的・概要

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められています。そこで、県民・事業者・行政のパートナーシップ(協働)のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的とし、平成9年6月5日、環境パートナーシップやまなし(会長:宮川睦武 県中小企業団体中央会名誉会長)が設立されました。

事業内容

活動情報の交換及びネットワークづくりのための事業

- ・広報誌の発行(年3回)
- ・「県民の日記念行事」におけるごみ持ち帰りパレードの実施など

3R推進・温暖化対策のための事業

- ・「エコライフお絵かきコンテスト2013」の実施
- ・「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」の開催
- ・県民の日記念行事への出展

県事業との協働

- ・やまなしクリーンキャンペーンの共催など

(2) 山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会(森林環境総務課)

目的・概要

レジ袋を削減するための方策やレジ袋削減についての意識啓発等を行うため、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして、平成19年8月31日に山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会(会長:金子栄廣 山梨大学教授)が設立されました。

事業内容

平成20年度から、レジ袋の無料配布を中止することにより、レジ袋を削減する運動を実施しています。

この運動を推進するため、事業者、消費者団体、商工団体、山梨県及び市町村と「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しています。

この協定に基づき、県内の主なスーパーマーケットやクリーニング店等でレジ袋の無料配布を中止しています。

・マイバッグ持参率とレジ袋の削減効果(平成20年7月～平成26年3月)

マイバッグ持参率	86.2%	レジ袋削減重量	5,297トン
レジ袋辞退者	33,306万人	原油削減量	10,939トン
レジ袋辞退枚数	46,022万枚	二酸化炭素削減量	24,658トン

株式会社アマノ	生活協同組合パルシステム山梨	株式会社深澤商事
株式会社いちやまmart	巨摩野農業協同組合	株式会社富士急百貨店
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社さえき	マックスバリュ東海株式会社
株式会社オギノ	生活協同組合ユークラブ (生活協同組合市民生協やまなし)	株式会社山交百貨店
株式会社かわすみ	株式会社セルバ	株式会社やまと
株式会社公正屋	株式会社日向	ユニー株式会社

・平成20年11月6日 第2回協定締結 8事業者10店舗

株式会社グルメシティ関東	株式会社トライアルカンパニー	山梨県立大学生生活協同組合
有限会社スーパーかわぐち	株式会社ひまわり市場	山梨大学生生活協同組合
株式会社ダイエー	企業組合ワーカーズコレクティブパクぱく	

・平成21年5月26日 第3回協定締結 11事業者1組合347店舗

株式会社マルシNSTアー	有限会社サンクリーニング	株式会社クリーニングすわん
双葉農の駅企業組合	株式会社オスカー	株式会社ホワイト急便山梨
梨北農業協同組合	有限会社鈴屋リネンサプライ	山梨県クリーニング生活衛生同業組合
ふじかわ農業協同組合	株式会社クリーニング志村	株式会社ヨンマルサン

・平成22年9月1日 第4回協定締結 1事業者1店舗

株式会社ベイシア

・平成23年2月27日 第5回協定締結 1事業者1店舗

イオンリテール株式会社

・平成23年6月7日 第6回協定締結 2事業者2店舗

株式会社白根	株式会社有機村
--------	---------

企業組合ワーカーズコレクティブパクぱくは、平成22年7月で対象店舗閉店。

株式会社グルメシティ関東は平成24年5月、株式会社マルシNSTアーは平成24年9月、株式会社日向は平成25年1月で対象店舗閉店。

株式会社トライアルカンパニーは平成25年6月で協定から脱退、株式会社富士急百貨店は平成25年12月で対象店舗閉店。

(3) 環境に関する企業連絡協議会 (森林環境総務課)

「企業の抱える環境問題」を解決するため、県内の企業171社(平成25年7月現在)で構成している環境に関する企業連絡協議会(平成25年度会長:西川 岳 NECプラットフォームズ(株) 甲府事業所長)では、次の活動を行っています。

- ・環境に関する啓発活動の実施、各種取り組みへの参加
- ・各種環境研修会の開催
- ・環境美化活動の実施
- ・他の環境団体との連携

2 民間団体の環境保全活動への支援(森林環境総務課)

(1) 公益財団法人やまなし環境財団

「やまなし環境財団」は、山梨県が民間の篤志家からの寄付をもとに、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に設立したものです。

財団の概要

- ・設立年月日 平成9年11月20日
- ・基本財産 4億8,290万7,294円(平成26年3月31日現在)
- ・所在地 甲府市丸の内1-6-1(森林環境総務課内)
- ・理事長 守屋守(森林環境部長)

財団の事業内容(平成10年度から実施)

ア 環境保全活動支援助成事業

県内で環境保全活動をしている民間団体等が行う実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動などに助成する。

(助成内容)

スタートアップ助成: 環境保全活動を新たに開始または開始後3年未満の団体等の活動に対して助成(助成率10/10以内で20万円を限度)

ステップアップ助成: 環境保全活動を開始後3年以上行っている団体等の活動に対して助成
・助成率1/2以内で50万円を限度(助成期間10年間を限度)
・助成率1/2以内で15万円を限度(助成期間11年目から3年間を限度)

平成25年度は、スタートアップ助成4団体、ステップアップ助成19団体の計23団体に4,083,000円を助成した。

イ 「若宮賞」表彰事業

優れた環境保全活動を行っている個人、団体を表彰(本財団の設立に御協力いただいた方の名前を記念し「若宮賞」としている)。

表彰対象: 概ね2~3年以上継続して行っている環境保全に関する実践活動で、清掃美化、ごみ減量化・リサイクル、大気・水質浄化、環境教育等に関する活動を対象とする。
平成25年度は、3団体を表彰した。

ウ やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムの開催

環境保全活動に取り組む民間団体等に交流の場を提供し、参加者の相互理解とネットワークの形成を目的に開催。平成24年度は、環境パートナーシップやまなしとの共催で、平成26年1月25日にびゅあ総合(男女共同参画推進センター)において、リレートーク等を実施し、活動状況等の発表や意見交換により参加者の相互交流を図った。

エ 情報提供事業

環境保全活動を行っている個人・団体又は興味を持っている県民に環境に関する情報を広く提供するため、財団の事業や活動団体の紹介、県や活動団体等から寄せられた情報等を掲載するホームページを作成し情報発信するとともに、メールによる情報提供を行う。

オ 温暖化防止対策支援事業

山梨県地球温暖化防止活動推進センターに事業を委託し、実効性の高い効果的な地球温暖化防止対策の普及啓発や環境教育を実施する(委託事業内容:温暖化防止の相談窓口設置業務委託、温暖化防止教室の開催、地域特性活用業務(通信誌等の発行)、緑のカーテン普及啓発業務等)。

3 桂川・相模川流域環境の保全(森林環境総務課、富士・東部林務環境事務所)

相模川は、その源流を山中湖に発し、山梨県内では桂川と呼ばれ、神奈川県に入ってから相模川と名前を変え、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て、平塚市で相模湾に注ぐ全長113kmの一級河川です。両県の県民に過去から現在まで多くの恵みを与え続けている桂川・相模川の流域環境を、将来の世代にかけがえのない資産として引き継いでいくため、上流部の山梨県と下流部の神奈川県が流域に与えている環境負荷や、その改善のために果たすべき役割を認識したうえで、県域を越えて、流域の市町村、住民、企業等と一体となって、流域環境の保全に取り組むことを目的に、平成7年9月から両県の共同事業として「桂川・相模川流域環境保全推進事業」を開始しました。

この事業では、平成9年度までの3か年に、問題提起と合意形成を図るための流域シンポジウムや流域サミットを開催するとともに、流域の住民や市民団体・事業者・市町村等と一体となったクリーンキャンペーン、住民参加型環境調査、パートナーシップ交流等を実施し、併せて流域の全体像を把握するための流域環境基礎調査や流域環境の保全に関する住民意識調査を実施しました。

これらの事業成果を踏まえ、事業の最終年度となる平成9年度には、流域全体の環境保全のための推進母体として、流域の市町村や市民団体、企業等で構成する流域協議会を設置(平成10年1月20日)し、平成10年1月31日行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。平成10年度からは、この流域協議会として活動を進めています。平成25年度の主な事業の実施状況は次のとおりです。

(1)クリーンキャンペーンの実施

流域で行われるクリーンキャンペーンの情報を集め、広く県民等に周知することにより環境保全活動への参加を促すとともに、簡易水質検査や水生生物調査等を行い、水質保全をはじめとする流域環境保全の重要性について啓発を行った。

- ・実施箇所 山中湖から相模川河口までの36か所
- ・参加人数 40,949人
- ・実施内容 ごみ清掃、簡易水質調査、水生生物調査等

(2)流域シンポジウムの開催

「富士山から相模湾へ水は巡る」～紅葉の山中湖シンポジウム～をテーマに、山中湖村において開催。当日が台風の接近と重なったため、関係者と地元住民のみで開催しました。

なお、会場に来られない方のために、シンポジウムの状況をインターネットを通じ同時中継を行った。

- ・開催日 平成25年10月26日
- ・開催場所 山中湖村公民館
- ・参加者 約30人
- ・内容 (基調講演)「森里海への循環型社会」
国際日本文化研究センター名誉教授 安田善憲氏
(パネルディスカッション)
魅力的な源流域づくりのための、上・下流域の人々の協力と交流について

(3)環境調査事業の実施

ア 外来種調査(相模川全域)

アメリカザリガニの生息状況や在来種への影響などについて、調査を実施した。

イ 身近な水環境の一斉調査

第10回「身近な水環境の全国一斉調査」に参加した。一斉調査日である6月2日を中心に、流域内外の164地点で調査を実施し、結果をとりまとめた。

7 情報の提供

7 - 1 環境情報の総合的な収集

1 環境情報センター(企画課)

環境科学研究所(富士山科学研究所)の環境情報センターは、身近な問題から地球環境問題にわたる環境情報や地域性に配慮した環境情報を提供しています。

本センターでは、環境に関する図書・DVD等を年々充実させていることに加え、コンピュータネットワークの整備等により、これら環境情報の提供の際の利便性の向上を図っています。さらに「ニューズレター」「情報センターだより」「メールマガジン」の発行等により、研究成果ほか研究所の各種活動の紹介も行っています。



環境情報センター

環境情報センター施設概要

閲覧時間 午前9時～午後5時(休館日:年末年始・蔵書点検期間・電気設備点検・雪による臨時休館)

図書閲覧コーナー 図書の閲覧、調査研究ができます。図書は館外貸出も受けられます。また、直接来所しなくても、最寄りの図書館を通して研究所の資料の検索・借り受けができます。

ビデオ・DVDコーナー 環境に関するDVD等を見ることができます。

パソコンコーナー 環境情報の検索やCD-ROMを見ることができます。

バードウォッチングコーナー・ブラウジングコーナー 野鳥の観察や、雑誌の閲覧ができます。



平成25年度発行「ニューズレター」

環境情報センター蔵書数等(H26.3.31現在)				平成25年度利用実績				
図書	和書	一般書	12,794 冊	環境情報センター利用者数		5,465 人		
		児童書	3,756 冊	図書個人貸出	人数	650 人		
		参考図書	1,919 冊		図書貸出数	1,741 冊		
		富士山図書	574 冊		ビデオ貸出数	39 本		
		行政図書	596 冊		DVD貸出数	128 本		
	小計	19,639 冊	図書相互貸出	貸出	件数	7 件		
洋書	513 冊	冊数			7 冊			
合計	20,152 冊	借受		件数	1 件			
				冊数	1 冊			
AV資料	ビデオ	584 点	図書団体貸出		件数	6 件		
	DVD(ROM・ビデオ)	202 点	冊数		108 冊			
	CD-ROM	326 点	ビデオ利用		人数	16 人		
	合計	1,112 点	本数		17 本			
逐次刊行物	和雑誌	一般雑誌	81 タイトル	DVD利用		人数	151 人	
		学術雑誌	107 タイトル	本数		86 本		
		紀要	199 タイトル	CD-ROM利用		枚数	0 枚	
		行政資料	254 タイトル	レファレンス(調査相談)		102 件		
		小計	641 タイトル	(CD-ROM利用:H22.9に終了)				
	洋雑誌	149 タイトル	新学習用PC「しえん君」 利用人数(H22.10から提供)		659 人			
合計	790 タイトル							
その他	地図等	156 点						

なお、環境教室等の参加者を含む環境科学研究所(富士山科学研究所)全体の来館者数は次のとおりです。

環境科学研究所(富士山科学研究所)来館者数(平成25年度)					
区分	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
一般	9,111人	9,276人	5,975人	1,774人	26,136人
団体	5,383人	3,874人	3,300人	855人	13,412人
計	14,494人	13,150人	9,275人	2,629人	39,548人

7 - 2 提供体制の確立

1 県ホームページ(森林環境総務課)

環境保全活動を広めていくためには、県民などに対して広く環境に関する情報の提供を行う必要があります。このため、平成10年11月からインターネットを利用し、「やまなしの環境」としてホームページを開設しました。また、平成21年2月に県ホームページはリニューアルを行い、探しやすいや使いやすさを優先したカテゴリ形式となり、「やまなしの森林・環境」のページもそれに伴いリニューアルされました。ホームページの構成は次の3つのジャンルで構成されています。

『やまなしの森林』

山梨県の森林・林業に関する計画・イベント情報など、次の項目ごとに構成しています。

やまなし森林・林業再生ビジョン

荒廃した森林の整備をはじめ、森林資源の有効利用、林業・木材産業の振興や雇用の創出による山村地域の活性化など本県の森林や林業・木材産業の再生を目指し平成24年3月に策定した、「やまなし森林・林業再生ビジョン」を紹介しています。

リーフレット「やまなしの森林」

山梨県の森林・林業・木材産業の概要を紹介するリーフレット「やまなしの森林」を掲載しています。

関連する計画等

山梨県が定めた森林に関連する計画や方針等を紹介しています。

- ・地域森林計画
- ・県有林管理計画
- ・森林セラピー推進指針
- ・山梨県緑化計画

やまなし森のイベント情報

「森林環境教育」や「木育」など森に関するさまざまなイベントを紹介しています。

森林公園だより（県民の森、武田の杜、金川の森）

森林と親んでもらう森林公園の紹介と活動を紹介します。

森林文化の森

人と森林との関わり合いを実現する場所、自然への回帰を目指す場所として整備計画をまとめました。

「森林文化の森」というものが、何を目的とし、何をしているのかをお伝えしています。

やまなし森づくりコミッション

森づくり活動フィールド・森林づくりイベント・指導者などの紹介や、活動計画や企画の提案など、森づくり活動を様々な形で支援します。

山の日宣言

8月8日は、やまなし「山の日」。「山の日宣言」の全文や、各種記念イベントの情報を提供しています。

FSC森林管理認証

県有林は、持続可能な森林経営をさらに推進していくためにFSC森林管理認証を取得、その取組を紹介します。

山梨県森林審議会

「山梨県森林審議会」の会議録を公表しています。

恩賜林について

3月11日は恩賜林記念日。恩賜林の沿革や恩賜林記念式典などを紹介します。

林業・木材産業情報リンク集

林業・木材産業に関するリンク集です。

山梨県林業統計書

山梨県の林業統計データを掲載しています。

『やまなしの環境』

山梨県の環境計画、対策や、環境団体等の情報など次の項目ごとに構成しています。

山梨環境基本条例

平成16年4月1日に施行した「山梨県環境基本条例」です。

山梨県環境基本計画

「山梨県環境基本条例」で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにした、環境施策に関する基本計画です(平成26年3月、「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました)。

関連する計画等

山梨県が定めた環境に関連する計画や方針等を紹介しています。

・山梨県地球温暖化対策実行計画 ・山梨県生活排水処理施設整備構想 ・第2次山梨県廃棄物総合計画
リサイクル・廃棄物処理

山梨県廃棄物処理計画、廃棄物最終処分場、一般廃棄物、産業廃棄物、PCB廃棄物などに関する情報です。

大気・水質

大気常時監視、植物影響調査、公共用水域水質測定及び水生生物による水質調査結果について紹介しています。

山梨版レッドデータブック

山梨県レッドデータを紹介しています。

環境アセスメント

大規模な事業実施が周囲の環境にどのように影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、県民や市町村長等が意見を出し合い、環境を守っていく制度です。

富士山の環境保全

富士山の環境を理解し、保護していくための各種活動に関する情報収集・提供やコーディネート、活動に参加する人々のネットワーク化などに取り組む、富士山ボランティアセンターのご案内です。

地球温暖化対策

平成20年12月に策定した「山梨県地球温暖化対策条例」を紹介しています。

環境保全審議会

「環境保全審議会」の会議録等を公表しています。

やまなし環境マネジメントシステム

山梨県の環境マネジメントシステムです。

環境白書「やまなしの環境」

山梨県における環境の現状とその保全に向けた対策をまとめた環境白書「やまなしの環境」(本書)の各年度版を紹介しています。

環境NPO・団体等の情報

「やまなしNPO情報ネット」では、県内の活動しているボランティア・NPOの情報などを提供しています。

環境関係例規集

山梨県の環境に関する条例等を掲載した総合サイトです。

『やまなし水政策ビジョン』

本県の水政策に関する総合的な指針である「やまなし水政策ビジョン」を掲載しています。

やまなし水政策ビジョン

「持続可能な水循環社会を目指して」を政策目標として定め、この目標を実現するために、「育水と保全～健全な水循環の維持～」、「魅力発信と活用～水を活かした地域・産業の振興～」、「連携と相互理解～水を通じた交流の活性化～」、「暮らしと防災～安全な水の確保と暮らしを守る治水の推進～」の4つの基本方針に基づき、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に策定しました(従来の「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれました)。

2 環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)(森林環境総務課)

県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、広く環境に関する情報を発信することを目的に、「環境情報コーナー」の設置、パネルやビデオテープの貸出しを充実させ、「ライブラリー事業」として実施しています。

内容(平成25年度実施内容)

・パネル等の貸出し

各地で行われるイベント等へパネル、環境にやさしい商品等を貸出しました。

・移動情報コーナー

公共機関、商業施設など人の集まる場所にパネル、環境にやさしい商品等を展示しました(貸出を含めて4か所)。

・ビデオライブラリー

啓発用ビデオのストックを充実し、広く県民の環境学習に活用してもらいました。

・パンフレットの提供

各種のイベントや、学習活動などに広く利用してもらうため、環境関係の各種のパンフレット、チラシ等をストックし、提供しました。

8 調査・研究の実施

8 - 1 環境モニタリングの実施

1 主な環境モニタリングの内容(大気水質保全課)

県が実施する主な環境モニタリングの内容は、次のとおりです。

- (1)大気汚染常時監視
「大気汚染防止法」に基づき大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の合計12局で窒素酸化物や浮遊粒子状物質等による汚染状況を常時監視している。
また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について5地点においてモニタリング調査を実施している。
- (2)公共用水域及び地下水の水質の常時監視
河川、湖沼の水質の状況を定期的に把握し、各種水質保全施策の基礎資料とするため、53地点においてBOD、CODなどの環境基準項目等の水質調査を実施。また地下水の状況を定期的に把握するため、概況調査を行い、過去の調査により環境基準を超過等し、継続的に監視するためモニタリング調査を実施する。
- (3)ダイオキシン類の調査
ダイオキシン類による一般環境中の汚染状況を把握するため、大気3地点、公共用水域7地点、地下水9地点、土壤中7地点の調査を実施。
- (4)騒音・振動の調査
幹線道路沿道地域の生活環境の保全を図るため、自動車騒音の常時監視を行う。
- (5)地盤沈下の調査
地盤沈下を未然に防止するため、一級水準測量調査や地下水位観測を行い地盤沈下の状況を把握する。

大気汚染常時監視、公共用水域及び地下水の水質の常時監視、ダイオキシン類の調査、騒音・振動及び地盤沈下に係る調査結果については、「3 さわやかな生活環境の保全と創造」及び資料編に掲載しました。

8 - 2 環境科学研究の推進

1 環境科学研究所(富士山科学研究所)(企画課)

環境科学研究所(富士山科学研究所)は、本県の将来を見据え、予見的、予防的な視点に立った環境行政の展開を支援することを基本として、平成9年4月に開所しました。

研究活動は、「自然環境・富士山火山研究部」、「環境健康研究部」及び「地域環境政策研究部」の各研究部門において、それぞれの研究者が国内外の研究機関と連携しながら、中長期的な視点から研究として取り組む「プロジェクト研究」、研究者が各専門分野において基礎的な研究として取り組む「基盤研究」、並びに緊急の行政課題に対応するために取り組む「特定研究」などを進めており、その成果を着実に積み重ねてきています。主な研究活動の状況は次のとおりです。

区分	研 究 テ - マ	研究期間
プロジェクト研究	山梨のジオ情報を利活用した地域環境特性に関する研究	H 24 ~ 28
	甲府盆地地域の夏季暑熱環境の実態とヒートアイランド現象の緩和要因についての研究	H 22 ~ 26
	石油生産性微細藻 <i>Botryococcus brunii</i> の廃棄ウレタン燃料化への活用に関する研究	H 23 ~ 25
	県内におけるバイオマスの適正処理による環境負荷削減可能性の評価	H 22 ~ 25
	山梨県の間山地域における定住の状態と環境変化の関連の総合的研究	H 24 ~ 27
基盤研究	環境温度ストレスが情動行動へ与える影響についての研究	H 23 ~ 25
	衛星リモートセンシングデータ及び地上測定データを融合した大気環境の広域評価に関する研究	H 23 ~ 25
	富士山地下水に含まれるパナジウムの中性脂肪増加抑制作用を安全に効率よく利用するための基礎的研究	H 25 ~ 27
	地域特性を考慮した自然公園の空間的利用区分に関する研究	H 24 ~ 27
	衛星データによる土地被覆情報把握の高度化	H 24 ~ 26
重点化課題	急性高山病の要因を脳循環応答の面から検討する～富士登山の安全確立に向けて～	H 25 ~ 27
特定研究	野生動物被害防除技術の効果と影響	H 22 ~ 25
	都市近郊の里山林における「森の癒し機能」の効果的な発揮に関する研究	H 24 ~ 26
	新たな知見、技術を活用する緑の現況調査、緑化計画と緑化事業の総合的研究	H 25 ~ 27

2 森林総合研究所(森林環境総務課)

森林総合研究所は、昭和10年に林業試験場として設立され、その後、林業研修所、林産事務所、林木育種場等を統合した林業技術センターを経て、平成6年から山梨県森林総合研究所として、森林、林業、林産業に対する新たな時代の要請に対応しています。

森林の持つ環境保全や木材生産をはじめとする多面的機能をより高度に発揮させるための調査研究を行うとともに、再生可能資源である木材やきのこ類をはじめとする森林副産物の有効活用技術、効率的な木材生産作業システムの確立、木質バイオマスの有効活用技術の開発に取り組むなど、幅広い行政課題に対応しています。試験研究活動の状況は次のとおりです。

研究目標	部門	研究テーマ	期間
森林資源の造成と管理技術の確立	育林・育種	都市緑化に適した品種の開発	H16～25
		ヒノキ花粉症対策種苗の生産手法の確立	H22～26
		群状伐採による森林造成方法の開発	H21～25
		人工造林地に進入したタケの駆除に関する実証試験	H23～25
森林環境保全技術の確立	森林保護	二ホンジカの森林生態系に及ぼす影響と適切な管理方法の開発	H22～26
		二ホンジカの新しい捕獲技術の適用性試験と改良	H25～28
	環境保全	二ホンジカ影響下の半自然草原における植生復元 - 楡形山における事例研究 -	H23～25
		二ホンジカ影響下における針葉樹人工林の針広混交林への転換技術の開発	H24～27
		治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成	H24～26
		持続的な生態的森林管理における希少種管理支援ツールの開発	H25～29
森林資源活用による活性化	特用林産	夏季に収穫可能な特用林産物の栽培方法の確立	H23～25
		タケ資源の有効利用に関する研究	H24～26
	木材加工	高温乾燥における柱材の材面割れの削減方法の検討	H23～25
		針葉樹構造用製材の効率的な品質管理技術の開発	H24～26
	経営機械	未利用木質バイオマスによるエネルギー用材化	H21～25
		森林GISの効率運用にむけた部課横断型GISのDB構築と経営解析手法の開発	H24～26
受託		花粉症対策ヒノキ・スギ品種の普及拡大技術開発と雄性不稔品種開発	H22～25
その他		富士スバルライン沿線緑化試験	S45～
		県有林モニタリング事業	H19～
		松くい虫発生予察事業	S61～
		トウヒツツリハマキ発生予察事業	H14～
		カシノナガキクイムシ生息状況モニタリング	H24～26
		狩猟の担い手の維持の空間的・社会的条件に関する研究	H23～25
		次世代リモートセンシングデータによる高精度な森林バイオマス推定方法の確立	H24～26
		「高山に登る二ホンジカ」にどのように対処するか？	H25～27
		害虫ヤノミガタチビタムシの環境を利用した被害軽減	H25～28

3 衛生環境研究所(衛生業務課)

衛生環境研究所は、県関係部局との密接な連携のもと、県民の公衆衛生の向上と、より良い環境の保全を図るとともに、地域における健康危機管理に対応するため、衛生・環境行政の科学的、技術的中核として、調査研究、試験検査、研修指導及び情報の収集・解析・提供を行っています。

環境に関わるものとしては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能、温泉及び環境指標生物等の試験検査や調査研究、技術指導を実施しています。

研究テーマ	期間
生物利用型水質浄化システムの構築と応用に関する研究	H23～25
山梨県における地衣類の分布	H24～26
本県環境中におけるNaegleria属アメーバの研究	H24～25
湖沼の生物多様性・生態系評価のための情報ネットワーク構築	H24～26
県内河川水中における重金属の形態分析	H24～25
クニマスの生態解明及び増養殖に関する研究	H24～26
山梨県内地下水の水質性状と時系列変化	H23～25
山梨県内の環境水中における有機フッ素化合物の実態調査	H24～26
県内のスギ、ヒノキ花粉の飛散状況に関する調査	H24～25
市街地を中心とする蚊類の発生状況調査	H24～25
関東地方浮遊粒子状物質共同調査	H25
PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明	H25～27
山梨県のPM2.5による汚染状況に関する研究	H25～27
「音色の目安」作り	H25～27
気象レーダーを用いた富士北麓地域での降水量の推定	H25～27

4 工業技術センター(産業集積課)

工業技術センターは、県内企業の技術の高度化を支援し、その振興を図るため、研究開発、技術相談、依頼試験、講習会の開催、情報の提供などを行っています。環境問題については、公害発生防止など、企業の環境保全活動を支援するための巡回支援や技術相談対応、また環境負荷の少ないクリーンエネルギーに関する研究にも積極的に取り組んでいます。

試験研究機関	研究テーマ	期間
工業技術センター	高効率太陽熱吸収装置の実用化に向けた研究開発	H24～25
	アニオン交換型燃料電池用電解質膜の研究開発	H25～26
富士工業技術センター	ESD法による透明導電膜成膜技術に関する研究	H25～26

5 農業関係試験研究機関

(1) 総合農業技術センター(農業技術課)

環境と調和した農業生産技術の開発のために、有機性資源の有効利用を目的に家畜ふん堆肥などの有機物由来肥料の活用試験や環境への負荷低減を図るため化学農薬・肥料を使用しない野菜類の有機栽培の実証を行うとともに、土壌の適正な養分管理技術について研究を行っています。

また、生物農薬の有効性の確認や有効かつ効率的な病害虫防除法の確立について検討するとともに、県内農耕地土壌の理化学性及び農薬の適正使用に関する調査も行っています。

(2) 果樹試験場(農業技術課)

果樹の減農薬栽培技術として、耕種的・物理的防除、生物農薬、フェロモン剤等の化学合成農薬代替資材および天敵を用いた総合的な病害虫防除法に関する試験研究を行っています。

また、家畜ふん堆肥を中心とした有機物主体による環境負荷低減型施肥法について研究を行っています。

(3) 畜産試験場(農業技術課)

豚、鶏に関して、生産性・効率性を高める高品質安定生産技術、環境と調和した自然循環機能を活かした農業生産方式(糞尿の堆肥化時の悪臭低減技術など)確立のための研究を行っています。

(4) 酪農試験場(農業技術課)

食品製造残さ等の未利用資源を家畜飼料として有効活用し、資源のリサイクルや生産コスト削減を図るための研究を行っています。

試験研究機関	研究テーマ	期間
総合農業技術センター	栄養調整飼料の給与から得られた堆肥の施用効果	H26～28
	県内主要土壌の地力の推移と変化要因の把握	S54～
	有機物連用土壌における地力窒素の評価	S54～
	野菜の有機栽培に適した耕種的管理技術の確立	H26～30
	新農薬の効果査定	S54～
果樹試験場	省力的な薬剤処理技術の確立	H22～26
	果実への被害を生じない省防除体系の確立	H22～26
	有機物を利用した環境負荷低減型施肥法の開発	H24～26
畜産試験場	豚ふん由来の環境負荷低減技術の確立	H25～28
酪農試験場	竹チップ、竹粉の乳肉用牛に対する活用方法の検討	H24～26

(5) 水産技術センター(花き農水産課)

魚類生息環境の保全に関する試験研究調査や希少魚に関する調査研究を行うと共に、関係者へ指導普及を行っています。

試験研究機関	研究テーマ	期間
水産技術センター	カワウ対策に関する研究	H25～27
	クニマスの生態解明及び増養殖に関する研究	H22～26
	希少魚類生息調査	H13～25

重点1 富士山の環境保全対策の推進

1 - 1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、自然を守り、文化を育むこと、自然と人との共生を図ること、環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日です。

平成25年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

山梨県富士山の日条例	
(目的)	第一条 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。
(富士山の日)	第二条 富士山の日は、二月二十三日とする。
(県の責務)	第三条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の特徴にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。
(県民の協力)	第四条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。
附 則	この条例は、公布の日から施行する。

(1) 環境問題意識の啓発(観光資源課)

富士山憲章キャンペーン等の実施

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を更に盛り上げるため、普及啓発キャンペーンを展開しました。

- ア 世界文化遺産登録記念 富士山憲章都心キャンペーン
7月6日、三井住友銀行新宿支店(東京都新宿区)において、環境省、林野庁、山梨・静岡両県関係者、地元市町村等関係者により共同実施。20名参加。
- イ 富士山頂キャンペーン
8月6日、吉田・須走口山頂及び富士宮口山頂において静岡県と共同で実施。30名参加。
- ウ その他
県や(社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

富士山の日関連イベント等の実施

- ア 関連イベントの開催
富士山の日の特徴にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR
- イ 公営施設利用割引及び無料招待の実施
県内の公営の宿泊・滞在施設、文化教養施設等の協力を得て、県内外の方々に広くPR
- ウ 富士山の日周知PR(1月～3月)
ポスターや啓発グッズの配布、街頭キャンペーンは大雪のため中止。

(2) 富士山憲章推進会議(観光資源課)

「富士山憲章推進会議」= 山梨・静岡両県、国、地元市町村

・平成25年5月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等

「富士山憲章山梨県推進会議」= 県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等

・平成25年5月、6月(幹事会) 平成24年度事業報告、平成25年度事業計画、憲章キャンペーンの実施について

(3) 富士山ボランティアセンターの活動(平成12年7月1日設置) (観光資源課)

- ・環境保全に関する情報の受発信(ホームページでのニュースの発行、メルマガの配信等)
- ・富士山エコトレッキング(8月23日 参加者22名)
- ・富士山環境学習支援プログラムの実施
 - 富士ビジターセンターでの「環境学習会」:22件、940名
 - 学校等への「出張講座」:14件、1,142名
 - 富士山自然観察園ミニエコツアー:5件、137名
- ・富士山麓環境美化推進ネットワークの運営
- ・第11回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 1,469点

(4) 富士山レンジャーの設置 (観光資源課)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

- ・平成17年6月1日付けで2名採用
- ・平成17年7月1日活動開始
- ・平成20年4月1日付けで2名増員し、4名体制とした。
- ・平成26年4月1日付けで3名増員し、7名体制とした。

(5) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守 (観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、ガイドラインの遵守、新規参入事業者等への周知徹底、現地検証、ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催 (3月20日 情報交換 他)

(6) 富士スバルラインのマイカー規制について (道路整備課)

富士山五合目の交通渋滞を解消するため、夏山シーズンの最も利用者が多い8月中旬において、平成6年からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、平成25年度は31日間実施しています。

また五合目渋滞対策として、マイカー規制日以外の7・8・9月の週末、五合目駐車場と沿道駐車場を結ぶ無料バスの運行を、平成19年度から併せて実施しています。

マイカー規制	7月12日(金)～15日(月)(4日間)		
	7月26日(金)～28日(日)(3日間)		
	8月 2日(金)～25日(日)(24日間)	計31日間	
五合目渋滞対策	第1回 7月19日(金)～22日(月)	第2回 8月30日(金)～9月2日(月)	
	第3回 9月 6日(金)～9日(月)	第4回 9月13日(金)～15日(月)	

(7)富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス(世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織)から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があったことや、地元自治体などからも制度改正の要望があったことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用をより一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
船舶の届出	富士五湖(本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
航行の届出	富士五湖(本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

本栖湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れができません。

区 分		山中湖村	富士河口湖町	身延町	合 計	
モ ト ー ボ ー ト	地元のもの	4	9	0	13	
	その他	県内	0	4	0	4
		県外	25	111	0	136
		小計	25	115	0	140
	合 計	29	124	0	153	
水 上 オ ー ト バ イ	地元のもの	3	1	2	6	
	その他	県内	1	10	0	11
		県外	139	297	3	439
		小計	140	307	3	450
	合 計	143	308	5	456	
合 計	地元のもの	7	10	2	19	
	その他	県内	1	14	0	15
		県外	164	408	3	575
		小計	165	422	3	590
	合 計	172	432	5	609	

富士五湖航行船舶届出状況表(届出市町村別)(H25申請分)

(8) 富士山の総合保全対策に関する研究(企画課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所(富士山科学研究所)では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、平成25年度に実施した研究は次のとおりです。

区分	研究テーマ	期間
プロジェクト研究	リモートセンシングと地上探査を用いた富士山森林限界の広域的構造と動態に関する研究	H25～28
基盤研究	富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究	H22～27
	青木ヶ原周辺の植生構造と植生分布の広域解析に関する予備的研究	H25～27
	富士五湖・湖底堆積物の有機地球化学分析による自然環境変遷史の復元	H25～27
	富士五湖湖畔域における特定外来植物アレチウリ(<i>Sicyos angulatus</i> L.)の分布と侵入予測に関する研究	H24～26
	富士北麓の蝶類群集の定量的モニタリングによる温暖化影響と衰退種特性の解明	H24～28
	遷移過程における半自然草地の種多様性と機能群の空間分布に関する研究	H22～26
	富士北麓を中心とした陸・水圏に由来する酵母と糸状菌(真菌)の収集、有用性試験及びデータベース化	H23～25
特定研究	富士五湖(特に河口湖)の水質浄化に関する研究	H25～27
	富士山におけるニホンジカの個体群動態と個体数管理に向けた行動学的特性	H25～27

1 - 2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、平成25年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(観光資源課)

富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((公財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

- ・8月3日実施、1,800名参加、収集量300kg
- ・9月10日実施、350名参加、収集量150kg

山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

- ・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、54団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ネットワーク会議の開催(平成26年3月20日)
- ・富士山北麓テレビ・古タイヤ不法投棄防止事業として、家電販売店やタイヤ販売店等の協力を受け、来店者に対し不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(7月下旬～8月中旬、12月7日)

(2) その他の事業(観光資源課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

富士山美化清掃活動への助成

- ・(公財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

重点2 森林、緑地の保全等の推進

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

森林は、水源^{かん}涵養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。本県は、県土の約78% (約35万ha)を森林が占め、県民1人当たりの森林面積が国民1人当たりの森林面積の約2倍と、豊富な森林資源を有しているため、この多面的機能の効果を十分に享受することができ、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、健やかで潤いのある生活環境が創出されています。今後も、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に図るとともに、都市部での緑化を推進していく必要があります。

1 森林区分に応じた森林整備(森林整備課)

森林の有する「水源^{かん}涵養機能」「山地災害防止機能/土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材等生産機能」などの多面的機能を高度に発揮するため、適切な森林整備を推進します。

2 間伐の促進(森林整備課)

県土の保全、水資源^{かん}の涵養、保険・文化・教育的利用、生物の多様性の維持保全、地球温暖化防止などの、県民の森林の役割に対する期待に応えるため、間伐を推進しています。

本県の森林のうち、約44% (15万ha)が人工林であり、そのうち、16～35年生の森林が約15%を占め、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、積極的な間伐の推進が必要となっています。

こうした中、平成25年度に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が改正され、県では「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を、県内の森林の所在する市町村のうち23市町村では「市町村特定間伐等促進計画」を策定し、県、市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により、各種補助事業を積極的に活用した間伐の推進を図っています。

間伐等の計画(特定間伐等の実施の促進に関する基本方針)と実績(国有林・都有林・森林農地整備センター除く) (ha)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
計画	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	48,000
実績	6,167	-	-	-	-	-	-	-	6,167

3 県有林間伐材の利用促進(県有林課)

県有林管理計画において、「持続可能な森林経営の推進」を計画しており、高齢級森林や緩衝林において、抜き伐り・小面積皆伐・素材搬出を行い、県有林の公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用の推進を図ってきました。平成12年度から20年度までは、森林環境総合整備推進事業及び平成21年度からは県有林低コスト安定供給推進事業により、保育間伐の小径木も積極的に搬出し路網整備と一体的な事業を展開しています。

間伐実施箇所では林床部に陽光が入り、多様な下層植生が繁茂するなど、美しい森林景観を形成しています。

県有林低コスト安定供給推進事業実績(H12～)

年度	間伐(ha)	素材搬出(m3)
H12年度	62	4,880
H13年度	53	4,854
H14年度	35	4,172
H15年度	48	4,819
H16年度	61	4,798
H17年度	63	4,121
H18年度	68	5,291
H19年度	94	4,430
H20年度	32	3,550
H21年度	49	5,493
H22年度	76	6,223
H23年度	98	6,818
H24年度	91	4,782
H25年度	106	4,795

(H12～H20は森林環境総合整備推進事業)

2 - 2 森林環境教育の推進

1 森林総合研究所の森林教育等

(1) 森の教室(森林環境総務課)

展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催により森林、林業について幅広い普及啓発を行っています。平成25年度の来館者数は17,420人であり、実施したイベントの実績は次のとおりです。

教科	内容	講師	実施日	参加者数
やさしい森の科学講座	山菜教室	森林総合研究所 戸沢主任研究員	H25.5.11	38
	森の昆虫教室	森林総合研究所 大澤主幹研究員	H25.7.13	43
	枝打ち体験と森のお菓子作り教室	林業作業技能士 佐藤孝之	H25.9.28	8
	天然キノコの見分け方教室	森林総合研究所 柴田特別研究員	H25.10.12	27
	炭焼き体験学習	森林総合研究所非常勤嘱託 名取潤	H25.12.7	15
	ヒラタケの植菌体験教室	森林総合研究所 柴田特別研究員	H26.2.13	15
	椎茸の植菌教室	森林総合研究所 柴田特別研究員	H26.3.1	16
観察会	春の里山観察会	緑花文化士 斎藤敬文	H25.4.27	19
	秋の里山観察会	緑花文化士 斎藤敬文	H25.11.17	9
森林環境教育講座	栓の皮を編む	森林インストラクター 佐久間雅哉	H25.7.6	16
	森は大事なエネルギー	森林インストラクター 佐久間雅哉	H25.12.14	8
小計				214
屋外木工教室	ヒノキ板型抜き	森の教室、森林総合研究所職員	H25.10.20-21	124
小計				124
木工、クラフト教室	草花で遊ぼう	森の教室職員	H25.5.25	12
	CDラック作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H25.6.3	16
	押し花で遊ぼう	押し花インストラクター 山岸一恵	H25.6.23	7
	プランター作り	森の教室職員	H25.7.20-8.31	11
	傘立て作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H25.8.8	20
	小枝で遊ぼう(動物編)	森の教室職員	H25.8.24	14
	多目的チェア作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H25.9.7	30
	小枝で遊ぼう(壁掛け編)	森の教室職員	H25.7.1-10.14	155
	つるを編む	森の教室職員	H25.11.9	16
	クリスマスリース作り	森の教室職員	H25.11.24	44
	木工&餅つき体験	森林総合研究所 鈴木技能員	H26.1.11	22
	「凧」を作る	木工クラフト作家 鈴木昭吾	H26.1.18	14
	モービルを作る	森の教室職員	H26.2.22	4
	糸ノコで作る動物園	森の教室職員	通年	41
小計				406
合計				744

(2) 森林環境教育に関する研修(林業振興課)

森林環境教育の指導者を育成するため、教員を対象とした教員指導者養成研修を実施しています。平成25年度の実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
教員指導 養成研修	身近な自然の指導法研修会	森林・林業の基礎知識 植物と親しむ(押し葉標本作り) 森と人との関わり方(林業技術体験)	H25.7.24	12
教員指導 養成研修	環境とものづくり研修会	森林・林業・木材の基礎知識 木工作入門(木材の性質について、製作技法 の基礎知識、木工作授業の計画方法)	H25.7.26	24
			合計	36

(3) 附属機関の活動(八ヶ岳薬用植物園)(森林環境総務課)

ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法を研究し、普及指導を行っています。平成25年度の来園者は15,220人でした。なお、実施した研修実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
山菜利用	山菜を楽しもう!(山菜の見分け方)	森林総合研究所 戸沢主任研究員	H25.5.18	20
薬草利用	健康に役立つ薬草の話	薬剤師 須藤はじめ	H25.6.22	24
ハーブ利用	ハーブ料理教室	ハーブ研究家 興石睦子	H25.7.21	20
木工教室	山梨で育った木で工作に挑戦!	森林総合研究所 鈴木技能員	H25.8.24	20
きのこ利用	野生きのこ教室	森林総合研究所 柴田特別研究員	H25.9.7	25
薬草利用	薬用植物園で草木染め!	工芸作家 小野寺藤美	H25.9.21	40
ハーブ利用	身近なハーブを使った癒しの石鹸	ハーブ研究家 興石睦子	H25.10.6	20
自然体験	野山のつるでかご作り	元・森林総合研究所研究員 源馬傳一	H25.10.26	20
自然体験	庭の落ち葉で腐葉土作り	八ヶ岳薬用植物園 名取 潤	H25.11.9	21
きのこ利用	きのこ栽培教室	森林総合研究所 柴田研究管理幹	H26.3.16	20
			合計	230

2 学校林の活用推進(みどり自然課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まってきている中で、児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っています。また、活動の活発化を図るため平成19年度には「森林環境教育の手引き～学校林活用マニュアル～」を発行しました。

3 どんぐりクラブ育成事業(みどり自然課)

小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にすることを育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を図るため、県緑化センターで養成し、希望した小中学校や公園等に配付しています。

平成25年度は674人の子ども達が会員となり、集めたどんぐりの数に応じてマユミとムラサキシキブを配付しました。

2 - 3 緑化の推進

1 緑化まつりの開催(みどり自然課)

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、毎年県土緑化強調期間(4～5月)中に県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施しています。

(平成25年度県民緑化まつり)

開催日 平成25年5月11日

会場 (記念式典)アルカディア南部総合公園体育館
(植樹会場)アルカディア南部総合公園内(民有林)

参加者 県民約500名(一般県民、緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体等)

2 緑の学習の推進(みどり自然課)

緑化センターにおいて、緑豊かなふるさとづくりを目指し、「緑の教室」、「緑サポーター養成研修」等を開催するとともに、樹木医による緑化相談を実施し、緑にふれあい、親しむ知識・技術や活動の援助・指導を行ってきました。

また、県民が直接緑とふれあい親しむ場として、緑化センター内の多種多様な樹木等を活用し、来園者に緑化思想の普及を図るとともに、天然記念物等の貴重な樹木の健全性を確保するため、樹木医が現地に出向き診断に基づく管理指導を行うことなどを通じ、県民の緑に対する関心、要望等に応えてきました。

なお、緑化センターは、これまで、このような県の緑化事業実施の拠点としての役割を担ってきましたが、近年のIT技術の発達や、公園など県内各地に緑化の普及に活用できる施設の整備が進んできたことなどにより、拠点施設を備えておく必然性が薄れてきたことから、平成25年度末に廃園とし、今後は、これまでの事業実績を踏まえ、新たな緑の学習を推進していきます。



緑の教室

(業務の概要(平成25年度実績))

- 緑化思想の高揚、緑化知識・技術の普及
- 緑化相談(年間相談件数 1,251件)
- 緑の教室の開催(年間 34回開催)
- 親子緑の集い開催(年間 3回開催)
- 子ども樹木博士認定(認定者数 26名)
- 緑サポーター養成研修の実施(登録者数 9名)
- 緑化研修の開催、緑化情報の収集・提供
- 緑化見本園の管理
- 場所: 甲斐市篠原(昭和54年4月オープン)



緑化見本園

面積:21,394m²・植栽樹木:約18,000本

・指定管理者:平成18年度から平成25年度まで山梨県造園建設業協同組合が指定管理者として管理を行った。

3 緑の風景の創造(みどり自然課)

(1)公共施設的环境緑化

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設等を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った(平成25年度実施箇所:甲府南高校)。

(2)環境緑化用樹木の養成

公共用緑化樹及び大型緑化樹の養成(県内3箇所の緑化園で養成)

グリーンバンク事業(不用となった大型緑化樹の引き取り及び再利用)

2 - 4 ふれあいの機会の提供

1 森林文化の森の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人のふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域(北杜市白州町) |
| ・ハヶ岳の森 | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域(北杜市須玉町) |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域(山梨市牧丘町) |
| ・兜山の森 | 東山梨地域(笛吹市春日居町) |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域(甲州市塩山) |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市) |
| ・稲山の森 | 東八代地域(笛吹市八代町) |
| ・河口の森 | 富士北麓地域(富士河口湖町) |
| ・十谷の森 | 峡南地域(富士川町) |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町) |
| ・思親山の森 | 峡南地域(南部町) |

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、他地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

2 森林公園の管理運営(県有林課)

気軽に森林とふれあい、自然に親しみ学ぶ場として、県民の森、武田の杜、金川の森の3つの森林公園を設置しています。これらの公園では、立地環境にあわせて、森林科学館、キャンプ場、木製大型遊具など、それぞれ特色ある施設を備え、年間103回(平成25年度 3公園計)に及び体験学習教室やイベントを開催しています。

	県民の森	武田の杜	金川の森
所在地	南アルプス市	甲府市	笛吹市
面積	953ha(うち管理面積14ha + 歩道35km)	2,500ha(うち管理面積202ha + 歩道23km)	36.2ha
開設年	昭和43年	昭和48年	平成8年
主な施設	森林科学館、林間広場、休憩舎、遊歩道他	キャンプ場、森林学習展示館、自由広場、遊歩道他	ターゲットバードゴルフ場、乗り物広場、木製遊具、芝生広場
利用者数(H25)	51,245人	86,716人(管理エリアのみ)	278,800人
体験教室イベント	森の生きもの観察会、渓流生物観察会、森の染物屋さん、カエデウオッチング、バーニングアート等	さくらまつり、親子でキャンプ、野生きのこ教室、野鳥観察会、炭を焼くつどい等	マウンテンバイク教室、水辺の生き物観察会、写真教室、ターゲットバードゴルフ大会、交通教室等

3 「山の日」啓発活動(森林環境総務課)

山梨県は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、また、県土の78%を森林が占める全国有数の森林県です。このような恵まれた環境に囲まれた本県において、山や森林から受ける恩恵は計り知れないものがあり、これらの山や森林は、良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはなりません。先人のたゆみない努力により、守り育まれてきたこの山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝するとともに、県民の自発的な森林づくりをはじめとする環境保全活動を通じて、現在及び将来にわたって、県民が豊かな山や森林の恩恵を享受できる人間と自然との共生社会を構築することを期して、毎年8月8日を「やまなし『山の日』」として定めています。平成25年度は、次の記念事業や関連事業等を通して、県民にやまなし「山の日」の趣旨の普及、啓発事業を実施しました。

また、平成25年11月に発足した祝日としての「山の日」の制定やその意義の普及活動を行う全国「山の日」制定協議会などの活動への協力や情報収集などを行いました。

(1)普及啓発事業

イベントガイド及びポスターによるPR活動 キャンペーン用品の配布 新聞、雑誌、ラジオ等での啓発

(2)記念事業

山の日記念「森の教室」 山梨百名山チャレンジ登山 山の博覧会 山の日首都圏キャンペーン

(3)関連事業

関連イベントの開催(県、市町村、関係団体による49イベントの開催)

山村施設無料招待(山や森林の魅力を知っていただくため、抽選で山村施設への無料招待を実施)

山の日写真コンクール やまなし「山の日」絵画コンクール やまなし「山の日」関連イベント助成

山の日宣言

山に親しむ 山に学ぶ 山と生きる

山梨は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、全国有数の森林県である。この山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とすべく、山に親しみ、山に学び、山と生きることを目指して、ここに、やまなし「山の日」を宣言する。

一 私達は、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観、安全な生活など、その計り知れない恩恵が山や森林から与えられていることを確認する。

一 私達は、山や森林に親しむことを通じ、そこで育まれた歴史や文化、産業、自然などを学び、山や森林と私達との密接な関係を再認識する。

一 私達は、先人のたゆまぬ努力により、守り育てられてきたこの山や森林を良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはならない。

一 私達は、自然との共生、市民参加の森づくり、山村地域の活性化などを推進するため、意識を変革し、行動することを決意する。

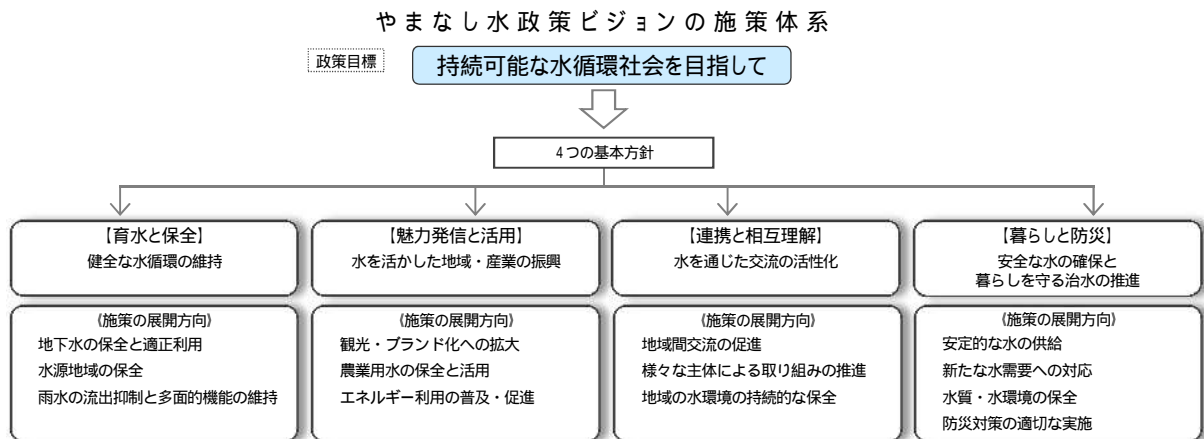
一 私達は、山や森林の重要性に対する理解を深め、山の日が全国的なものとなるよう広く呼び掛けていくものとする。

平成九年八月八日

重点3 水環境の保全等の推進

3 - 1 水資源の保護活用(森林環境総務課)

健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を進めています。平成25年度に実施した主な事業は、次のとおりです。なお、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれています。



1 森林の整備(森林整備課、県有林課)

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、いわゆる森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

2 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源かん養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

平成25年度水源地域緊急整備事業実績

箇所数	事業費(千円)	備 考
26	1,686,843	治山ダム、山腹工、森林整備等

3 水需給の動態調査(企画課)

(1)調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

平成25年度の調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「水需給動向調査」と、定期的を実施している「雨水・再生水利用施設実態調査」、年度ごとに設定した特定の項目について把握する「特定課題調査」から構成されていました。水需給動向調査は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などの調査を毎年継続的に行っています。雨水・再生水利用施設実態調査では、施設の規模などについて、調査を実施しました。平成25年度の特定課題調査については、「水資源に関わる中長期計画に関する調査」を行いました。

4 水源地域における適正な土地利用の確保(森林整備課)

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能の高い土地の適正な利用を確保する必要があることから、平成24年12月、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域を「水源地域」として指定するとともに、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付けています。

平成25年度水源地域内土地の所有権等移転・設定届出状況

地区	件数			面積		
	(件)	所有権	賃借権	(m ²)	所有権	賃借権
中北	43	42	1	235,137	230,648	4,489
峡南	12	0	12	42,577	0	42,577
富士・東部	38	35	3	111,833	104,129	7,704
合計	93	77	16	389,547	334,777	54,770

3 - 2 水辺環境の整備

1 内水面利用啓発事業(花き農水産課)

釣り人などの河川湖沼の利用者に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルールの普及啓発活動を行うことにより、良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図っています。

2 水辺環境の整備

(1)河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されるようになってきています。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

(2)砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないよう留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。同時に、快適な水辺環境作りとして、景観や親水性の向上、周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した溪流空間の整備が望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の溪畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、“自然と共生できる砂防”をテーマに事業を推進していきます。

重点4 環境の保全に資する農業の促進

4 - 1 環境保全型農業の促進

1 山梨県環境保全型農業基本方針(農業技術課)

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が盛んとなり、全国に誇りうる生産性の高い農業が展開されています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」を策定し(平成11年度に改訂)、生産性の維持と農業経営の安定を基本に、自然との調和を図りながら、土づくりの推進、化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。

平成19年度には、本県農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス大綱」を受けて、農家での削減実態を分析し、環境保全型農業をより浸透させ、実効性のあるものとするため、平成28年を目途に化学肥料・化学合成農薬の使用量・使用回数を50%低減、ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減する目標を掲げ環境保全型農業を推進するとともに、平成24年度からは環境保全型農業の一形態である「有機の郷づくり」にも取り組んでいます。

2 環境保全型農業の総合的な推進

(1) 推進の背景と趣旨(農業技術課)

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、近年、欧米諸国や中国では、農業に起因すると見られる硝酸性窒素等による地下水汚染が報告され、その対策が大きな環境問題となっています。我が国では、水質浄化機能のある水田での稲作農業が中心であることから、問題は少ないものとされていましたが、野菜産地や酪農地帯での地下水汚染が顕在化している地域も見られています。

このような事態を受け、環境問題に適切に対処するため、平成5年に「環境基本法」が制定されました。農業分野においては、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に位置づけられた「農業の自然循環機能の維持増進」を受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、持続農業法という)」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定され、環境に配慮した持続可能な農業の展開を求める動きが強まっています。

本県においても、樹園地を中心に保水力、保肥力の優れた緩衝能力の高い土づくりを基本として、適正な施肥や土壌管理を行うなかで、硝酸性窒素の地下浸透を軽減するといった環境へのプラスの機能を増進するとともに、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた「環境保全型農業」の推進を図るものです。

(2) 環境保全型農業の推進状況(農業技術課)

県では、県、農業団体等関係者で構成する環境保全型農業推進協議会を開催し、官民一体となって環境保全型農業を推進しています。また、地域における環境保全型農業の取り組みに対して助成するなど、環境保全型農業の実践地域を支援しています。

年度	地域環境保全型農業推進方針 策定市町村	市町村バイオマスタウン構想 策定市町村	環境保全型農業実践地区 整備事業導入実績	農地・水・環境保全向上 営農活動実施地区	環境保全型農業直接支払補助金 実施市町村
H6	高根町				
H7	甲西町、牧丘町、八代町、上九一色村、南部町、須玉町、道志村、大月市		牧丘町(笛川農業協同組合土壌分析機器)		
H8	武川村、河口湖町		須玉町(須玉町アイガモ農法研究会:集団飼育場)		
H9	若草町、田富町、勝沼町、石和町、下部町、富沢町、都留市、明野村		田富町(田富養液栽培研究会:トマト養液循環処理施設)		
H10	玉穂町、山梨市、一宮町、韮崎市		一宮町(下矢作リサイクル農法研究会:生ごみ堆肥施設)		
H11	三富村、三珠町、小淵沢町、上野原町				
H12	春日居町、双葉町		勝沼町(フルーツ山梨農業協同組合:堆肥製造施設)		
H13	小菅村				
H14					
H15					
H16					
H17		早川町、山梨市			
H18					
H19		笛吹市、韮崎市		南アルプス市(2地区)、韮崎市、山梨市	
H20				南アルプス市(3地区)、韮崎市、山梨市、笛吹市	
H21		道志村、都留市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、増穂町	
H22		南アルプス市、北杜市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	
H23				南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	甲府市、韮崎市、北杜市、山梨市、富士吉田市、上野原市、道志村
H24					甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士川町、富士吉田市、上野原市、道志村
H25					甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、山梨市、笛吹市、甲州市、市川三郷町、富士川町、富士吉田市、上野原市、道志村、忍野村

(3) 持続農業法による認定農業者(エコファーマー)の認定促進(農業技術課)

環境保全型農業の一層の促進を図るため、平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表し、認定の推進に努めて参りました。また、平成18年4月には、温湯種子消毒技術など省令で指定された新たな技術を加え改訂いたしました。

エコファーマーの認定を通じ、たい肥や有機質肥料の施用による土づくりや、機械除草によって除草剤を使わない等の生産方式を行う農家は、平成26年3月現在で認定者数は7,738件となり、販売農家数に対

する認定者の割合は38.6%で全国的に見ても高い水準にあり、環境への負荷を低減する農業が積極的に取り組まれています。

(4) 有機性資源循環利用の推進(農業技術課)

農業分野での環境にやさしい循環システムの実現には、家畜ふん尿の有効利用や、果樹剪定枝、生ゴミ等の未利用資源の利活用により、農業の持つ自然循環機能を維持、増進し、環境と共生する農業の実現を図ることが重要です。

このため、本県では、平成13年度に未利用かつ有用な有機性資源について、たい肥化や畜産飼料としての利活用などの目標を明記した「山梨県有機性資源循環利用マスタープラン」を策定し、その後、平成16年度に各種資源の利用目標数値を見直して「バイオマス総合利活用マスタープラン」としました。このマスタープランを基に、市町村のバイオマスタウン構想の策定を支援し、平成25年度末までに8市町村で構想が策定され、森林資源の燃料化という分野を含めた、特色のある取組みが進められています。

(5) 環境保全型農業の技術実証(農業技術課)

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、総合農業技術センター及び果樹試験場が主体となってエコ技術実証ほを県内4箇所に設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、このような低減栽培を地域ぐるみで推進する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度から始まり、モモ、スモモの果樹や野菜、及び水稻の作目を対象に延べ10地区において、堆肥や有機質肥料の利用による化学肥料の50%低減栽培と、性フェロモン剤や機械除草、温湯種子消毒の技術を活用しながら化学合成農薬の50%(果樹は30%)低減栽培が実践されています。また、環境保全型農業を実践している農家に対しては、直接支払いによる支援を14市町村で実施しています。

各施策を地域の実情に応じて推進し、環境保全型農業の点・個的取組を、面・産地での取組へと発展させるよう支援を行っています。

(6) 有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」の施行を受けて、平成21年3月に策定した「山梨県有機農業推進計画」に基づく施策を展開しています。県民に有機農業を啓発する推進大会の開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置、販売開拓に取り組む集団への助成などの支援を行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で構成する有機農業推進協議会を開催し、施策への意見を踏まえながら環境保全型農業の一形態である有機農業を推進しています。

(7) 農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹食品流通課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用

農業用廃プラスチックの処理状況(単位:t)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
回収量	1,230	1,361	1,044	995	777	704	697	671	646	659
処理量	1,195	1,334	1,154	871	901	727	772	638	713	657

プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。(平成25年4月に公益社団法人に移行)

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っています。

(8) 甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹食品流通課)

県内で生産される農産物に対し、2006年の栽培を基準として、化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

平成25年度事業実施内容

- ・認証制度のPR(チラシ、ティッシュの配布)
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績 10品目、14件



4 - 2 美しい農村づくりの促進(耕地課)

1 環境に配慮した農村の整備(地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型))

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成25年度は、竜王地区(甲斐市)、台ヶ原地区(北杜市)、竜ヶ池地区(甲府市)で事業を実施しました。